

韓国における障害者差別禁止法に関する視察報告

2012年1月

日本弁護士連合会人権擁護委員会

本報告書の公表に当たって

- 1 当連合会は、2001年11月の人権擁護大会で、「障害のある人に対する差別を禁止する法律の制定を求める宣言」を採択し、2007年3月には、『障がい者を理由とする差別を禁止する法律』日弁連法案概要」を公表した。

また、2000年10月の人権擁護大会で「政府から独立した調査権限のある人権機関の設置を求める宣言」を採択し、2008年11月に「日弁連の提案する国内人権機関の制度要綱」を公表した。

- 2 この間、日本政府は、障害者権利条約を2007年9月に署名し、条約の締結に必要な国内法の整備に向け、2009年12月に内閣府に障がい者制度改革推進本部を、更にその下に障がい者制度改革推進会議を設置して論議を重ね、2010年6月、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を閣議決定した。本閣議決定を踏まえ、2012年8月には障害者差別禁止法の骨格提言を取りまとめ、2013年には障害者差別禁止法の制定を目指すこととしている。

国内人権機関については、2011年12月に法務省政務三役の「人権委員会の設置等に関する検討中の法案の概要」が公表され、第180回国会の内閣提出法律案とはされていないものの、検討中の法律案として「人権委員会設置法案（仮称）」が挙げられるに至っている。

- 3 このように、我が国で障害者差別禁止法の立法化の動きが現実化しているが、既に韓国では障害者差別禁止法が2007年3月に制定され、2008年4月に施行されている。本報告書では、こうした勧告の障害者差別禁止法の制定過程、法律の概要、法律の施行状況の調査研究を行っており大きな意義がある。

(1) 法制定過程において、韓国の障がい者の一致団結した運動は目を見張るものがあり、また、政府との共同関係や国会議員の働きなども、大変興味深いものがある。

(2) 韓国の障害者差別禁止法の内容は、次の三つに構成される。①総則規定では、直接差別、間接差別、正当な便宜供与（障害者権利条約で定める合理的配慮に該当）の拒否などの差別の定義規定のほか、差別禁止と自己決定権、選択権並びに選択権を保障するために必要となるサービスと情報が提供される権利を定めた上、②雇用、教育、財と用益の提供及び利用、司法・行政手続及びサービスと参政権などの各生活・社会領域における差別禁止の実体規定を具体的に定め、③違反の効果、救済規定として、裁判手続における被害者側の立証責任の軽減や損害賠償以外の多様な救済方法を定めるほか、国家人権委員会を主な担い手とする裁判

外救済機関による救済の道を用意している。

(3) 法施行状況については、障害者差別禁止法制定後、韓国では障がい者団体が国家人権委員会への救済申立をする運動を進めたこともあり、申立件数はそれまでの8倍に及んだ。国家人権委員会の全体の受理件数に占める障がい者関係の受理件数の比率は、実に4分の1を超えている。国家人権委員会による救済措置の勧告も積極的になされ、公表制度もあいまって、勧告はほとんどが任意に履行されている。政権交代により、国家人権委員会の予算や人員の削減がなされるなど、政府からの独立性については懸念が持たれる面もあるが、商品やサービスの提供などといった日常的な場面で起こる差別が、申立てを受けての調査段階で迅速・柔軟に救済されている施行状況からして、裁判外救済機関の存在意義は極めて大きいことがわかる。

4 韓国において、障害者差別禁止法による差別禁止の個別具体的な実体規定を活用して裁判外救済機関で早期・柔軟な救済が図られていることに接するにつけ、日本における障害者差別禁止法の制定と裁判外救済機関たる人権機関の創設が切念されてやまない。

本報告書には、韓国の障害者差別禁止法、同施行令、国家人権委員会法、及び国連で採択された障害者権利条約の日本語仮訳も巻末資料としている。

日本における障害者差別禁止法の立法化や人権機関の創設に向けて、本報告書は極めて有益な資料となるものと確信する次第である。

目 次

第1 視察の目的	1
1 はじめに	1
2 韓国における調査の必要性	2
3 視察先	3
4 障害者差別禁止法の施行状況の調査	4
第2 障害者差別禁止法制定に至る経緯	5
1 障害者差別禁止法の制定経緯	5
2 評価	8
第3 障害者差別禁止法の内容	10
1 概要	10
2 総則（第1章）	12
3 各生活領域における差別禁止の実体規定（第2章・第3章）	14
4 違反の効果，救済規定（第4章・第5章・第6章）	16
第4 教 育	22
1 はじめに	22
2 障がい児教育の歴史と現在	22
3 差別の定義	24
4 合理的配慮（正当な便宜）について	25
5 幼稚園・高校の義務化について	27
6 就学手続きについて	28
7 特殊教育支援センターについて	29
8 特殊教育対象者の選定	30
第5 視察先報告	33
1 障害者差別禁止法制定推進連帯	33
2 韓国経営者総協会	40
3 韓国保健福祉家族部	43
4 韓国保健福祉家族部（2009年12月再訪）	45
5 公益弁護士事務所	47
6 国家人権委員会	48
7 国家人権委員会（2009年12月再訪）	50
8 国会議員	51
9 教育についてのインタビュー	54
10 イ・イクソプ教授インタビュー	56
11 シンポジウム「障害者権利条約の実効的な履行：現状と課題」	61
第6 障害者差別禁止法の施行状況	65
1 概観	65

2	障害者差別禁止法を活用した救済の実例.....	68
3	総括.....	71
第7	結語 韓国調査の成果と日本の今後に向けて.....	72

資料

- 1 障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律 崔栄繁仮訳（2011年3月付）
- 2 障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律施行令 崔栄繁仮訳（2011年3月付）
- 3 国家人権委員会法 崔栄繁仮訳（2011年9月付）
- 4 障がいのある人の権利に関する条約 川島聡＝長瀬修仮訳（2008年5月30日付）

第1 視察の目的

1 はじめに

1990年に世界で最初の障害者差別禁止法（ADA）がアメリカで誕生した。その後、世界各地で同様の差別禁止法が制定され、アジアにおいても、フィリピンや香港で障害者差別禁止法が制定されるに至った。そうした世界の流れを受けて、国連においても2003年にメキシコから、障がい者の基本的人権の保障ないし障がいを理由とする差別の禁止を内容とする条約制定に向けた提案がなされ、4年の論議を経て、2006年12月13日に、総会で全会一致で採択されるに至った。しかし、我が国においては、障がい者団体の強い要求にもかかわらず、今日に至るも障害者差別禁止法は制定されておらず、前記の障害者権利条約も2007年9月に署名手続がされたものの、いまだ批准（締結）されるに至っていない。

他方、隣国の韓国においては、これまでも障がい者差別の禁止を求める規定は存在したが、2007年3月には、障がい者の社会生活や日常生活における広範な差別を強制力をもって禁止するという本格的な障害者差別禁止法が制定されるに至った。もちろん、本制定に当たっては、障がい者団体の強い要求と立法化するための粘り強い運動が存在したことは想像に難くない。

日本弁護士連合会人権擁護委員会ではこれまでアメリカやイギリスといった障がい者福祉の先進国ともいうべき国における障害者差別禁止法の制定過程や差別禁止法の内容を学ぶべく調査研究を重ねてきたが、日本が属するアジアという地域において、少なくとも障がい者福祉における先進国とは言えない韓国において、我が国が模範ともすべき障害者差別禁止法が誕生したことを知るに至り、是非ともその背景を学ぶ必要があると考えた。障がい者ないし障がい者団体が立法過程にどのように関わり運動したかや、政府（あるいは国会）がどのような考えの下に立法を受け入れたかを調査することにより、我が国における立法運動に十分参考になるものと考えた。もちろん文献や法文を手に入れ学習することにより一定の知識を得ることはできるが、立法に関与した障がい者団体の役員や国会議員に面談し、立法過程をその証言によって学習することや、韓国社会が立法運動をどのように受け止めたか、そして、障害者差別禁止法が2008年4月に施行されたことによって、韓国社会がどのように変わろうとしているのかをつぶさに検証することができれば、我が国のこれまでの立法運動の弱点や立法提案における問題点を知る上で大いに役立つことは明白である。

我々はこのような視点に立ち、当連合会が2001年以来取り組んで

きた障害者差別禁止法の実現に向けた取組みの最終段階として韓国への調査を実施することとし、2008年6月30日から4日間及び2009年12月22日から3日間の日程で韓国ソウルを訪問した。また、2011年6月20日、東京の弁護士会館で、韓国国家人権委員会元常任委員のユ・ナミョン氏から、障害者差別禁止法の施行状況について貴重な情報をお話しいただいた。これらの調査によって得られた情報は、時あたかも我が国において障がい者福祉制度の抜本的な見直しと差別禁止法の制定に向けた動きが具体化する中で大いに役立つものと確信している。

なお、本報告書においては韓国における「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」を「障害者差別禁止法」、「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律施行令」を「施行令」、「障がいのある人の権利に関する条約」を「障害者権利条約」と表記する。また、障害者差別禁止法及び施行令の訳文は崔榮繁仮訳（2011年3月付け）、国家人権委員会法の訳文は崔榮繁仮訳（2011年9月付け）、障害者権利条約の訳文は川島聡＝長瀬修仮訳（2008年5月30日付け）を参考にした。いずれも巻末に資料として紹介する。

2 韓国における調査の必要性

- (1) 日弁連人権擁護委員会障がい者に対する差別を禁止する法律に関する特別部会（以下「当部会」という。）ではこれまで、アメリカ、イギリス、フランスを訪問し、各国の障害者差別禁止法を研究してきた。

日本が障害者権利条約に署名をし、批准を目前とする中で、我々は、障害者差別禁止法の制定が必要か、あるいは既存の国内法の整備を行えば足りるのかという議論を、現実的な議論として展開しなければならない段階にきている。

そんな中、隣国である韓国で障害者差別禁止法が成立したことを知り、どのような経緯で障害者差別禁止法が制定されたのか、なぜ個別法として制定されたのか、障害者権利条約との関係をどのように捉えているかなど、調査の必要性を強く感じ、今回の視察が決定した。

また、隣国ということで、障害者差別禁止法の存在をより身近に感じ、韓国視察の結果を部会の活動の原動力にしたいというのも視察の大きな目的の一つであった。

- (2) 韓国が定めた障害者差別禁止法は、法がカバーする領域などから、現時点ではアジアで唯一の包括的な差別禁止法である。

加えて、日本を含む大陸法系の国で初めての本格的な差別禁止法という点で、その意義は大きい。

事後救済を中心とする大陸法系の国において、救済勧告あるいは是正命令といった作為命令を可能とする差別禁止法が制定できるという事実は、日本での議論においても重要な影響を及ぼすであろう。

内容面を見ても、当該障害者差別禁止法は、その制定過程で、①独立した障害者差別禁止委員会の設置、②実効的な権利救済手段としての是正命令、③立証責任の転換、④懲罰的賠償制度導入、などを十分に議論しており、日本での導入に当たっても参考となる。

(3) さらに、障害者差別禁止法で注目に値するのは、その制定過程である。

韓国での制定過程において、障がい者団体が団結して「障害者差別禁止法制定推進連帯（障推連）」を結成したことに始まり、国家人権委員会占拠籠城、ろうそく集会、国会周辺でのテント籠城、国会院内室の占拠など、積極的な当事者運動が行われたという事実を我々は訪問前の事前勉強会において知り、是非とも現場に足を運ぶ必要があると考えた。

また、大統領の諮問機関が障推連等に呼びかけて「障害者差別禁止法民官共同企画団」が結成され、民官共同で差別禁止法を作成していったという経緯も興味深く、日本でもこのような取組が実現できるかについて調査が必要であると感じた。

(4) そこで、2008年6月29日から7月2日の4日間の日程で韓国を訪問し、障がい者団体、政府、国会、国家人権委員会等、障害者差別禁止法の制定に関わった関係機関それぞれの立場から話を聞き、制定に至る経過や法律の評価、制定後の課題や活動予定などを調査することとした。また、法律の対象とされている教育等の分野において、現状と法施行により予想される変化等について調査することとした。

3 視察先

今回の調査において、訪問した団体等は次のとおりである。

【第1回訪問・2008年6月29日から4日間】

2008年6月29日

午後 3時 障害者差別禁止法制定推進連帯（障推連）

2008年6月30日

午前10時 韓国経営者総協会

午後 2時 韓国保健福祉家族部

午後 5時 公益弁護士事務所「共感」

2008年7月1日

午前10時 国家人権委員会

午後 3時 国会議員面談

2008年7月2日（この日は3グループに分かれての訪問）

午前10時 教育専門家面談

午前10時 精神病院

午後 2時 障害者権利条約韓国政府代表面談

【第2回訪問・2009年12月22日から3日間】

2009年12月23日 国家人権委員会主催シンポジウム「障害者
権利条約の実効的な履行：現状と課題」参
加

2009年12月24日

午前10時 国家人権委員会

午後 1時 韓国保健福祉家族部

4 障害者差別禁止法の施行状況の調査

韓国において、障害者差別禁止法は2007年3月に制定され、2008年4月に施行された。その後、障害者差別禁止法の施行状況については、韓国国家人権委員会の元常任委員ユ・ナミョン氏から2011年6月20日、東京の弁護士会館で報告を受けることができた。

第2 障害者差別禁止法制定に至る経緯

1 障害者差別禁止法の制定経緯

(1) はじめに

韓国では、2007年3月6日、障害者差別禁止法が第265期国会にて採択され、同年4月10日に公布されて、一年後の2008年4月11日から施行された。

障害者差別禁止法の制定の過程においては、障がい当事者による法律制定運動が原動力となったが、この制定経緯を確認することは我が国における障害者差別禁止法の制定へ向けて大きな参考になると考えられる。

(2) 権利意識の進化と障害者差別禁止法制定推進連帯（障推連）の組織化（～2003年）

韓国においては、1990年代以降、障がいのある人が様々な生活場面で差別を受けることに対して、障がいのある人自身が声を上げはじめ、障がい者団体でも相談業務を拡大していった。

このような流れの中、障がいのある人自身の権利意識が高まるとともに、世界の障がい者の権利法制に関する議論が注目されるに至り、韓国国内における障害者差別禁止法の制定を望む声が高くなっていった。

そして、主に障がいのある人・障がいのある児童の親の会や専門家が作る団体の集まりである「韓国障害者団体総連盟」が障害者差別禁止法制定運動への連帯と運動化を提案して、2003年4月に障がい団体58団体で「障害者差別禁止法制定推進連帯」（以下「障推連」という。）が結成された。

(イ) 法律案作成の経緯（2003～4年）

障推連では、法律案作成のために法制委員会を設置し、関係団体のメンバー以外にも弁護士・法学者などが参加し、実質的に障害者差別禁止法の法案作成を担当した。法制委員会では、一定のテーマごとに4つの分科会を設置して、2003年6月から同年10月まで9回にわたる連続公開討論会を開催した。総則チーム関連は「障害者差別禁止法の理念と哲学の基礎固め」、差別研究チーム関連は「障がい者の差別を振り返って」、障がい女性差別研究チーム関連は「障がい女性の認知的観点から差別禁止法をみる」、権利救済手段研究チーム関連は「力のある差別禁止法づくり」がテーマであった。

また、2003年10月には、障推連主催で「東アジア国際シンポジウム」をソウルで開催している。日本からDPI（障害者インターナショナル）日本会議の東俊裕弁護士（当時、現内閣府障がい者制度改革推進室室長）が、香港からはジョセフ・クオ香港市立大

准教授（当時）が参加し、各国の法律や立法運動の状況が報告された。

一方、政府側の動きとしては、2003年4月、当時与党であった「開かれたウリ党」の前代表チョン・ドンヨン氏が障害者差別禁止法をノ・ムヒョン大統領政権下で制定すると明言し、政権公約となった。そして、保険福祉家族部から政府案原案が発表されたのであるが、この原案には障がい当事者の参画が規定されておらず、権利法制というよりも従来の福祉法的であるという反発を受けた。また、政権公約を受けて国家人権委員会では、国家人権委員会法に明記されている19の差別からの保護対象に対する「社会的差別禁止法」案の作成に入った。

このような国家による法律案制定の動きに対して、障推連は、上述した連続公開討論会の結果を踏まえて、障がいに基づく差別実態を調査し、調査結果を土台として、2003年11月から約6か月をかけてチーム別に草案作りを行った。そして、2004年5月に具体的な差別行為を入れ込んだ草案検討のために大規模討論会を開催し、さらに同年の7月から9月まで、地方の実情把握のための地域巡回公聴会を8つの都市で開催した。そして、いよいよ2004年9月に「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律（案）」（以下「障推連案」という。）を発表し、法学者等の諮問討論会を経て、2004年11月、差別禁止法案修正案を公表した。障推連は、法制定に当たり、国家人権委員会から独立した障害者差別禁止委員会の設置、実効的な権利救済手段としての是正命令、立証責任の転換、懲罰的賠償制度導入、などの主要目標を設定した。

（㉐）立法に向けた運動（2005～6年）

障推連は、政府主導による草案作りを阻止し、障がい個別の差別禁止法を制定するために、2005年3月、障推連を中心として「420障害者差別撤廃団」を共同で結成した。そして、障推連の内部では、全国障害者差別撤廃連帯を中心に闘争委員会を組織した。闘争委員会では、第1次国家人権委員会占拠籠城、ろうそく集会などを行い、420障害者差別撤廃団は、障害者差別禁止委員会設置のための公開討論会などを行った。

これらの運動の結果として、2005年11月、保健福祉家族部が発表した政府案原案は撤回されるに至った。

一方、障推連は、各政党の国会の法制司法委員会（日本における衆・参議院の各法務委員会に相当）所属議員に障推連案の発議をする意志を確認するために質疑書を送付したことに対して、民主労働

党がこれに応じ、同党の法制司法委員会所属ノ・フェチャン議員が立法発議することとなった。障推連は全権チームを構成し、民主労働党の政策チームとの法案修正を行い、2005年9月30日、草案が国会に発議されるにいたった。しかし、これがそのまま議論されるには至らなかった。

同年10月には、国会で差別禁止法案が再び保健福祉委員会に戻されることとなり、障推連は、反対声明を出し、障推連に所属しない団体や市民団体、社会党などと共同闘争団を結成した。与党関係者と継続協議、年末には、国会周辺で69日間のテント籠城を敢行した。この間、剃髪行動やデモなども行っている。さらに、大統領府より、国家人権委員会への差別是正機構の一元化方針により、差別禁止法の議論が中断し、立法運動は座礁に乗り上げた。

こうした政府側の社会的差別禁止法へ一元化する動きに対し、2006年2月に、障推連は第2次国家人権委員会籠城（50日）を敢行した。そして、2006年中の法制定を目的とし、6月から9月の集中闘争「69死闘」を断行した。同年9月以降は、地域障推連の結成を本格化させていった（釜山－37団体、湖南－93団体、忠清－27団体、大邱－26団体、済州－7団体）。

そして、420障害者差別撤廃団の決議大会などの運動で、国家人権委員会はついに「障害個別の差別禁止法を作る」との意見を表明した。障推連の目的の一つが達成され、具体的な立法作業へと移っていった。

(3) 法律制定に向けた活動（2006～7年）

2006年5月、障推連は、大統領諮問貧富格差是正委員会（以下「差別是正委員会」という。）からの民官共同で障害者差別禁止法の作成をする旨の提案を受け入れ、政府内の12の関係省庁と障推連で構成する「障害者差別禁止法民官共同企画団」（以下「企画団」という。）が結成された。

企画団の会議及び小委員会での議論のベースとなったのは、障推連案であった。差別是正委員会が障推連の立場を理解し、政府への仲介を行い、共に議論を重ねるうちに政府側も次第に理解を深めていった。しかし、個別論点（差別禁止委員会、是正命令、懲罰的賠償、立証責任）については見解の統一が図られないまま9月に企画団案が作成され、国会審議が本格的に開始されてゆくことになった。

与党ウリ党は、党内の議論を経て企画団案を党論と決定し、12月18日、チャン議員代表名54名の議員が共同発議を行った。

一方、保守系野党であるハンナラ党は、正式に障推連との連携を行っ

ていなかったが、ウリ党の動きに対して障がい関係議員が動き出し、全盲のチョン・ファウォン議員が企画団案を取り入れた法案をハンナラ党案として、38人の議員で、ウリ党の発議日と同日の12月18日に共同発議を行った。これにより、2006年に国会に出された民主労働党案を含めて、3つの障害者差別禁止法案が国会に提出されたことになる。

予想されたことではあったが、韓国経済界は企業負担の増加を理由として、障害者差別禁止法制定に反対していた。それに対して、障推連は、2006年11月、全国経済人連合と韓国経営者総協会に対する糾弾大会を開催し、さらに商工会議所を占拠するという行動を起こした。

国会会期終了が迫る中で、会期中の成立を目指すために様々な取組や調整がなされた。そして、審議が進むこととなり、保健福祉委員会法案審査小委員会において、懸案として残されてきた様々な問題についての調整がなされた。是正命令権の制定、救済機関を国家人権委員会とすること、国家人権委員会の権限の範囲などの調整がなされた。また、家庭や施設での差別や知的障がい者への差別に対する規定を盛り込むこととなった一方、保健福祉家族部によって障がいの定義などが縮小されるなどの妥協を余儀なくされた。こうして2007年2月22日、保健福祉委員会常任委員会対案が完成し、委員会を通過したのである。

このまま3月2日には法制委員会を通過すると思われた矢先に、ハンナラ党がほかの議案関係で議会をボイコットする動きがあり、障害者差別禁止法の成立も不透明になったところで、障推連は3月5日、ハンナラ党の院内代表室を占拠して成立を求めた。そして、最終的に2007年3月6日の本会議で障害者差別禁止法が採択されるに至ったのである。

2 評価

韓国における障害者差別禁止法制定までの過程で特筆すべきことは、法律制定の機運が発生すると同時に、障がい者の当事者団体が結束して制定運動の大きなパワーを発揮したことだといえる。

障推連という強固な組織組成に始まり、法律案制定に向けた障がいに基づく差別実態、すなわち、立法事実の調査、学者・弁護士等を交えた独自の法律案の立案、政府との共同作業、そして、国家人権委員会の占拠や大がかりなデモなどの強烈な障がい当事者の行動が、政府、世論、国会を動かして大きなうねりを作り出しとすることができる。視察先の国家機関である保健福祉家族部、国家人権委員会においても、障推連との連携の重要性を確認することができ、また、公益弁護士事務所においては立法に関与することでの共同作業が行われたことを確認することができた。そして、

何よりも障推連では法律制定のための力強い様々な運動のパワーを実感することができた。

第3 障害者差別禁止法の内容

1 概要

(1) 障害者差別禁止法は下記のとおり、6章50条と附則から成る。

第1章 総 則

- 第1条（目的）
- 第2条（障害と障害者）
- 第3条（用語の定義）
- 第4条（差別行為）
- 第5条（差別判断）
- 第6条（差別禁止）
- 第7条（自己決定権及び選択権）
- 第8条（国家及び地方自治体の義務）
- 第9条（他の法律との関係）

第2章 差別禁止

第1節 雇用

- 第10条（差別禁止）
- 第11条（正当な便宜供与義務）
- 第12条（医学的検査の禁止）

第2節 教育

- 第13条（差別禁止）
- 第14条（正当な便宜供与義務）

第3節 財と用益の提供及び利用

- 第15条（財・用益等の提供における差別禁止）
- 第16条（土地及び建物の売買・賃貸等における差別禁止）
- 第17条（金融商品及びサービス提供における差別禁止）
- 第18条（施設物アクセス・利用の差別禁止）
- 第19条（移動及び交通手段等における差別禁止）
- 第20条（情報アクセスでの差別禁止）
- 第21条（情報通信・意思疎通での正当な便宜供与義務）
- 第22条（個人情報保護）
- 第23条（情報アクセス・意思疎通での国家及び地方自治体の義務）
- 第24条（文化・芸術活動の差別禁止）
- 第25条（体育活動の差別禁止）

第4節 司法・行政手続及びサービスと参政権

- 第26条（司法・行政手続及びサービス提供における差別禁止）
- 第27条（参政権）

第5節 母・父性権・性等

第28条（母・父性権の差別禁止）

第29条（性での差別禁止）

第6節 家族・家庭・福祉施設・健康権等

第30条（家族・家庭・福祉施設等での差別禁止）

第31条（差別禁止）

第32条（いじめ等の禁止）

第3章 障害女性及び障害児童等

第33条（障害女性に対する差別禁止）

第34条（障害女性に対する差別禁止のための国家及び地方自治体の義務）

第35条（障害児童に対する差別禁止）

第36条（障害児童に対する差別禁止のための国家及び地方自治体の義務）

第37条（精神的障害をもつ人に対する差別禁止等）

第4章 障害者差別是正機構及び権利救済等

第38条（陳情）

第39条（職権調査）

第40条（障害者差別是正小委員会）

第41条（準用規定）

第42条（勧告の通報）

第43条（是正命令）

第44条（是正命令の確定）

第45条（是正命令の履行状況の提出要求等）

第5章 損害賠償、立証責任等

第46条（損害賠償）

第47条（立証責任の配分）

第48条（裁判所の救済措置）

第6章 罰 則

第49条（差別行為）

第50条（過料）

附 則

①（施行日）

②（小委員会の設立準備）

③（委員の任期開始に関する適用例）

(2) 障害者差別禁止法は、第1条で、「障害者の完全な社会参加と平等権

の実現を通じ、人間としての尊厳と価値を具現すること」を立法の目的とし、その為に「すべての生活領域で障害を理由とした差別を禁止し」、「障害を理由に差別を受けた人の権益を効果的に救済すること」を定めている。障害者差別禁止法は、第1条に定めに従い、三つに構成されると考えられる。すなわち、

- ①総則規定（第1章）の中に、定義規定のほか、差別禁止（第6条）と自己決定権・選択権並びに選択権を保障するために必要となるサービスと情報が提供される権利（第7条）を定めた上、
- ②各生活領域における差別禁止の実体規定（第2章、第3章）、
- ③違反の効果、救済規定（第4章、第5章、第6章）を置いている。

以下、この三つの構成に従い、障害者差別禁止法の内容を概観する。

2 総則（第1章）

(1) 障がいの定義

第2条は「身体的・精神的損傷又は機能喪失が長期間にわたって個人の日常又は社会生活に相当な制約を招く状態」と定めている。これは医学モデルによる定めであり、これでは障害者差別禁止法の適用が制限されかねないと評価せざるを得ない。

ただ、第6条の差別禁止規定の中で、「過去の障害歴又は障害があると推測されること」を理由とする差別も禁止していることから、事実上、障がいについての適用の範囲を拡大している。

(2) 差別の定義

(イ) 第4条は差別の定義として、①直接差別（1項1号）、②間接差別（同項2号）、③正当な便宜供与の拒否（同項3号）、④不利な待遇を表示・助長する広告（同項4号）の4つの基本類型を定めている。さらに、「障害者を手助けするための目的で障害者を代理・同行する者（障害児童の保護者又は後見人それ以外に障害者を手助けする者であることが通常認められるものを含む）」に対し、上記の①及び④の行為をする場合（同項5号）や、補助犬又は障がい者補助器具等の正当な使用を妨害し、又は補助犬及び障がい者補助器具を対象に上記の④の行為をする場合（同項6号）も、差別とされる。

広告による差別を除けば、障害者権利条約第2条に定義された「障害に基づく差別」とほぼ同じである。障がいの定義に比べると、差別の定義は充実していると評価される。

① 直接差別

障がいのある人を、障がいを事由に、正当な事由なしに制限・

排除・分離・拒否等により不利に遇する場合。

② 間接差別

障がいのある人に対し、形式的には制限・排除・分離・拒否により不利に遇していないが、正当な事由なしに、障がいを考慮しない基準を適用することにより、障がいのある人に不利な結果を招く場合。

障がいのある人に対して一見中立の基準などが適用されるおそれがある場合、又は、不利な結果を招くおそれのある場合も、結果が出ていなくとも間接差別となる。

③ 正当な便宜供与の拒否

障がいのある人が障がいのない人と同等に、同じ活動に参画することができるようにするため、障がいがある人の性別、障がいの種別及び程度、特性等を考慮した便宜施設・設備・道具・サービス等、人的・物的諸般の手段と措置を、正当な事由なしに、障がいのある人に対し拒否する場合。

障害者権利条約第2条の合理的配慮の拒否に相当する。

④ 不利な待遇を表示・助長する広告

正当な事由なしに、障がいを有する人に対する制限・排除・分離・拒否等の不利な待遇を表示・助長する広告を直接行い、あるいは、そうした広告を許容・助長する場合。

(p) (i) で述べた差別に該当するとしても、下記に該当する正当な事由がある場合には、これを差別とみなさないとされる（同条3項）。

(i) 過度な負担や著しく困難な事情等がある場合

(ii) 特定の職務や事業遂行の性質（教育等のサービスにも適用される）上、避けられない場合

(3) 国、地方自治体の義務

第8条は、国や地方自治体の義務として、第1項で「障害者等に正当な便宜が供与されるように必要な技術・行政的・財政的支援をすること」、第2項で「障害者及び障害者関連者に対する全ての差別を防止し、差別を受けた障害者等の権利を救済する責任があり、障害者差別を実質的に解消するためにこの法で規定する差別是正について積極的な措置を行うこと」を課している。

これは、障害者権利条約第4条、第5条が定める締約国の義務に対応しているものと考えられる。正当な便宜供与義務は、民間の事業者にも課されるから、国や地方自治体の支援義務が重要となるのである。この規定がどの程度、現実的に法規範性を有することになるか、注目される。

3 各生活領域における差別禁止の実体規定（第2章・第3章）

各生活領域ごとに具体的に差別禁止規定を置いている。

正当な便宜供与義務の規定は、雇用、教育、施設物へのアクセス・利用・非常時の退避、移動、運転免許試験、情報通信・意思疎通、文化・芸術活動への参加、体育プログラムへの参加、司法・行政手続及びサービスの利用、人身拘禁・拘束状態における生活水準、参政権の保障、障害女性労働者の職場保育サービスの利用、の各条文に置かれている。

正当な便宜供与義務の内容については、雇用、教育の節で独立の条文の形で規定されているが、雇用、教育も含め、正当な便宜供与義務の具体的内容及び適用対象事業者（所）の段階的範囲や適用時期等は、「施行令」で定められている。

(1) 雇用（第2章第1節）

使用者に対し、募集から労働条件、解雇に至るまで、差別を禁止している。また、労働組合に対し、組合加入や組合員の権利及び活動における差別を禁止している。

使用者には、下記の(イ)から(ハ)のような、正当な便宜供与義務が課されている。

(イ) 施設・装備の設置又は改造

(ロ) リハビリテーション、機能評価、治療等のための労働時間の変更又は調整

(ハ) 訓練の提供又は訓練における正当な便宜供与

(ニ) 指導マニュアル又は参考資料の変更

(ホ) 試験又は評価過程の改善

(ヘ) 画面朗読・拡大、プログラム、携帯用点字ディスプレイ、拡大読書機印刷物音声変換出力機等、障がいのある人の補助器具の設置・運営と朗読者、手話通訳者等の補助人の配置

施行令第6条別表1で、正当な便宜供与義務が課される適用対象事業所の段階的範囲を次の①から③のように定めている。

① 常時300人以上の労働者を使用する事業所と国及び地方自治体

法施行後1年を経過した日（2009. 4. 11）

② 常時100人以上300人未満の労働者を使用する事業所

法施行後3年を経過した日（2011. 4. 11）

③ 常時30人以上100人未満の労働者を使用する事業所

法施行後5年を経過した日（2013. 4. 11）

なお、使用者には、障がいのある人であるかの調査することを目的とした採用以前の医学的検査の実施が禁止されている。

(2) 教育（第2章第2節）

教育責任者に対し、障がいのある人の入学支援及び入学を拒否すること並びに転校を強要することを禁止し、全ての構内活動への参加について差別を禁止している。韓国ではインクルーシブ教育が原則とされているのである。

教育責任者は、在学中の障がいのある人の教育活動に不利益がないよう、次の(i)から(v)の手段を積極的に講じ、提供しなければならないとされる。条文のタイトルは「正当な便宜供与義務」であるが、「手段を『積極的に』講じ、提供」すべき義務を課しており、雇用の節の正当な便宜供与義務の規定に比べても、明らかに義務のレベルを高めていると解される。

- (i) 各種移動用舗装具の貸与及び修理
- (ii) 教育補助人員の配置
- (iii) 障がいによる学習参加の不利益を解消するための各種補完・代替意思疎通道具等の貸与及びアクセスのための余裕空間の確保
- (iv) 視・聴覚障がい者の教育に必要な各種障害者補助器具等、意思疎通手段
- (v) 教育課程を適用することにおいて、学習診断を通じた適切な教育及び評価方法の提供
- (vi) その他、障がいのある人の教育活動に不利益がないようにするに当たり、必要な事項として大統領令が定める事項

なお、詳細は本報告の「第4 教育」を参照されたい。

(3) 財と用益の提供及び利用（第2章第3節）

財・用益等の提供者に対し、第15条で総則的に差別を禁止した上、提供される財や用益ごとにそれぞれ差別の禁止規定を置いている。その中に、正当な便宜供与義務を課す提供者の定めがあるほか、例えば、放送事業者には、障がいのある人が障がいのない人と同等に製作物又はサービスにアクセスし利用することができるよう、閉鎖字幕、手話通訳、画面処理等、障がいのある人の視聴便宜のサービスを提供する義務が課されている。さらに、公共機関等には、自らが主催又は主管する行事において、障がいのある人の参加及び意思疎通のために必要な支援をする義務が課されている。

(4) 司法・行政手続及びサービスと参政権（第2章第4節）

公共機関及びその所属員に対し、司法・行政手続及びサービス提供における差別を禁止するとともに、正当な便宜供与義務を課している。司法機関に対しては、上記に加え、刑事司法手続における差別禁止や人身拘束・拘束状態の生活水準における正当な便宜供与義務を課して

いる。

参政権に関して、国及び地方自治体と公職選挙の候補者及び政党に対し、選挙権、被選挙権、請願権等を含む参政権の行使における差別禁止を定めるほか、国及び地方自治体に対し、参政権の保障のための正当な便宜供与義務を課している。また、公職選挙の候補者及び政党に対し、障がいのある人に候補者及び政党に関する情報を障がいのない人と同等の程度の水準で伝達することを義務付けている。

(5) 母・父性権・性等（第2章第5節）

何人も障がいのある人の妊娠、出産、養育等、母・父性権において、障がいを理由に制限・排除・分離・拒否してはならない、と定められている。また、教育責任者等に対し、父母が障がいのある人であることを理由とする差別を禁止している。

(6) 家族・家庭・福祉施設・健康権等（第2章第6節）

家族・家庭及び福祉施設等の構成員は、障がいのある人の意思に反して過重な役割を強要し、又は障がいを理由に正当な事由なしに意思決定過程で障がいのある人を排除してはならないと定めている。障がいのある人の自己決定権は家族関係者に対しても向けられる。

医療機関及び医療従事者に対し、医療行為における差別を禁止している。

また、本節には、虐待の禁止規定も置かれている。なお、韓国では、障害者虐待防止法は制定されていない。

(7) 障がい女性及び障がい児童等（第3章）

障がい女性、障がい児童、精神的障がいを持つ人に対する差別禁止や、差別禁止のために国や地方自治体に対して積極的措置、必要な措置を講ずべき義務を課している。

障害者権利条約は第6条、第7条で障がいのある女性、障がいのある子どもの規定を置いている。差別が複合化することで深刻化することを防止する必要が極めて高い。

4 違反の効果、救済規定（第4章・第5章・第6章）

救済機関として、裁判所のみならず裁判外救済機関が用意されている。

裁判外救済機関としては、パリ原則に基づき、立法・司法・行政のいずれにも属さない国家人権委員会がこれに当たるが、国家人権委員会が出した救済措置の勧告が履行されない場合は、法務大臣が是正命令を下すこともある。

裁判所の手続においても、障害者差別禁止法は、被害者側の立証の軽減を図っている。

また、救済の内容も、損害賠償にとどまらず、多様な救済措置が用意されている。

さらに、罰則や過料によって、救済や以後の差別予防を担保しようとしている。

日本の現状と比べると、救済のルートも多く、救済の内容も多様かつ柔軟である。

(1) 救済の端緒

救済の端緒としては、次のものが挙げられる。

① 国家人権委員会への申立て（第38条）

差別行為による被害を受けた被害者に限らず、その被害を知った人や団体も申立てが可能である。

② 国家人権委員会による職権（第39条）

③ 裁判所に対する裁判提起

(2) 国家人権委員会による救済

国家人権委員会に、調査や救済のための障害者差別是正小委員会が設置されている（第40条）。国家人権委員会は、委員長1名、常任委員3名を含む11名の人権委員から構成され（国家人権委員会法第5条第1項）、障害者差別是正小委員会を含め、4つの小委員会がある。障害者差別是正小委員会の委員は、人権委員会の常任委員1名を含む3名の人権委員が務める。人選は国家人権委員会委員長が行う。

国家人権委員会法第5条第5項は、人権委員11名のうち4名以上は女性でなければならないと定めているが、障がいのある人から任命されなければならないとの定めはない。しかし、現在、2名の障がいのある人（共に女性）が委員に任命され、そのうちの1名が障害者差別是正小委員会の委員長を務めている。

調査や調停手続は非公開とされる（国家人権委員会法第49条）が、調査及び調停の内容と処理結果、関係機関などに対する勧告と関係機関などが行った措置などは、公表することができるとされる（国家人権委員会法第50条）。

なお、国家人権委員会は、障害者権利条約第33条で定める保護と監視の役割を担う救済機関、監視機関と位置付けられる。

ただし、促進についても他の関係省庁とともに行っているため、第33条の保護・促進・監視という締約国の全ての義務を実施する国家機関といえよう。

(イ) 調査（第41条第1項による国家人権委員会法の準用）

申立てが調査対象に該当しないような場合として却下されなければ、国家人権委員会に設置された調査局障害差別調査課による調査

が開始される。障害者差別是正小委員会は、調査の過程で調査担当者に対し、具体的な指示は行わない。調査の方法としては、当事者や関係人からの聴取のほか、当事者、関係人、関係機関に対する資料請求や照会、実地調査、鑑定も可能である（国家人権委員会法第36条）。また、資料の所在や関係人調査のための質問検査権も有し（国家人権委員会法第37条）、調査の実効性を確保しようとしている。

(p) 救済（第41条第2項による国家人権委員会法第40条から第50条の準用）

人権侵害行為に該当しない場合や被害が回復済みなどで別途の救済措置が必要でないと認められる場合は、申立ては棄却される（国家人権委員会法第39条）が、差別行為が認められる場合、次のような救済措置が採られる。各種の勧告には法的拘束力は認められないが、成立した調停と異議申立のない調停に代わる決定には裁判上の和解と同一の効力が認められる（国家人権委員会法第47条）。

① 合意の勧告（国家人権委員会法第40条）

事件の公正な解決のために必要な救済措置を当事者に提示して合意を勧告することができる。

② 調停委員会による調停（国家人権委員会法第41条、第42条）

人権委員会は申立てに対して人権侵害があったと認定し、第40条による合意が行われていない場合に、当事者の申請又は職権により申立てを調停委員会に回付し、調停手続を開始することができる。調停委員は3名で構成され、国家人権委員会の常任委員1名を除く2名は、非常勤で、障がい分野の専門知識や経験を有する者や弁護士から選任される。

③ 調停委員会による調停に代わる決定（国家人権委員会法第42条第3項、第4項）

調停委員会は調停手続の進行中に当事者間で合意が行われないう場合、事件の公正な解決のために調停に代わる決定を行うことができる。

決定には下記が含まれる。

（i）差別行為の中止

（ii）原状回復、損害賠償、その他必要な救済措置

（iii）同一又は類似の人権侵害行為の再発を防止するために必要な措置

④ 救済措置等の勧告（国家人権委員会法第44条）

救済措置の勧告の内容は、前記③の調停に代わる決定と同様で

ある。上記に加え、法令、制度、慣行の是正又は改善の勧告もなし得る。

⑤ 告発及び懲戒の勧告（国家人権委員会法第45条）

犯罪行為に該当し刑事処罰が必要と認定した場合、検事総長などの管轄機関に告発することができる。また、差別行為を認定した場合、当該差別行為者の所属機関の長に対し、懲戒を勧告することができる。

⑥ 被害者のための法的援助要請（国家人権委員会法第47条）

申立てに関する委員会の調査、証拠の確保又は被害者の権利救済のために必要であると認定される場合に、委員会は被害者のために「大韓法律救済公団」又はその他の機関に法律救助を要請することができる。

⑦ 緊急救助措置の勧告（国家人権委員会法第48条）

申立てに対する決定以前であっても緊急を要する場合、医療、給食、衣服の提供や、拘禁又は収容場所の変更等の勧告をなし得る。

(3) 法務大臣による救済（第42条から第45条）

国家人権委員会は救済措置の勧告を出した場合、法務大臣にその内容を通報しなければならない。上記勧告を正当な理由なく履行せず、かつ後記のいずれかに該当し、その被害の程度が深刻であり、公益に及ぼす影響が重大であると認められる場合、被害者の申請により又は職権で、法務大臣は是正命令を出すことができる。

- ・被害者が多数者である差別行為に対する勧告不履行
- ・反復的差別行為に対する勧告不履行
- ・被害者に不利益を与えるための故意の不履行
- ・その他、是正命令が必要な場合

是正命令の内容は、差別行為者に対する次のような措置を命ずることである。

- ・差別行為の禁止
- ・被害の原状回復
- ・差別行為の再発禁止のための措置
- ・その他、差別是正のために必要な措置

なお、確定した是正命令に従わない場合、法務大臣は不履行者に対し、3千万ウォン以下の過料に処することができる（第50条）。是正命令の内容によっては、任意の履行がない場合の執行が必ずしも容易ではないと思われるので、履行を過料によって担保しているものと考えられる。

(4) 裁判所による救済

(イ) 民事手続による救済（第46条から第48条）

① 立証

差別行為の立証は、差別行為を受けたと主張する者がしなければならないが、その差別行為が障がいを理由にした差別ではない、あるいは正当な事由があったという点は、差別行為を受けたと主張する者の相手方が立証しなければならない。

財産上の損害を立証することができない場合には、差別行為をした者がそれにより得た財産上の利益を、被害者が被った財産上の損害と推定される。また、裁判所は、弁論の全趣旨から相当の損害額を認定できると定めている。

② 裁判所による救済の内容

裁判所は、損害賠償の判決を命ずるほか、申立てにより差別的行為の中止や是正のための積極的措置を求める保全処分や判決を命ずることも可能である。

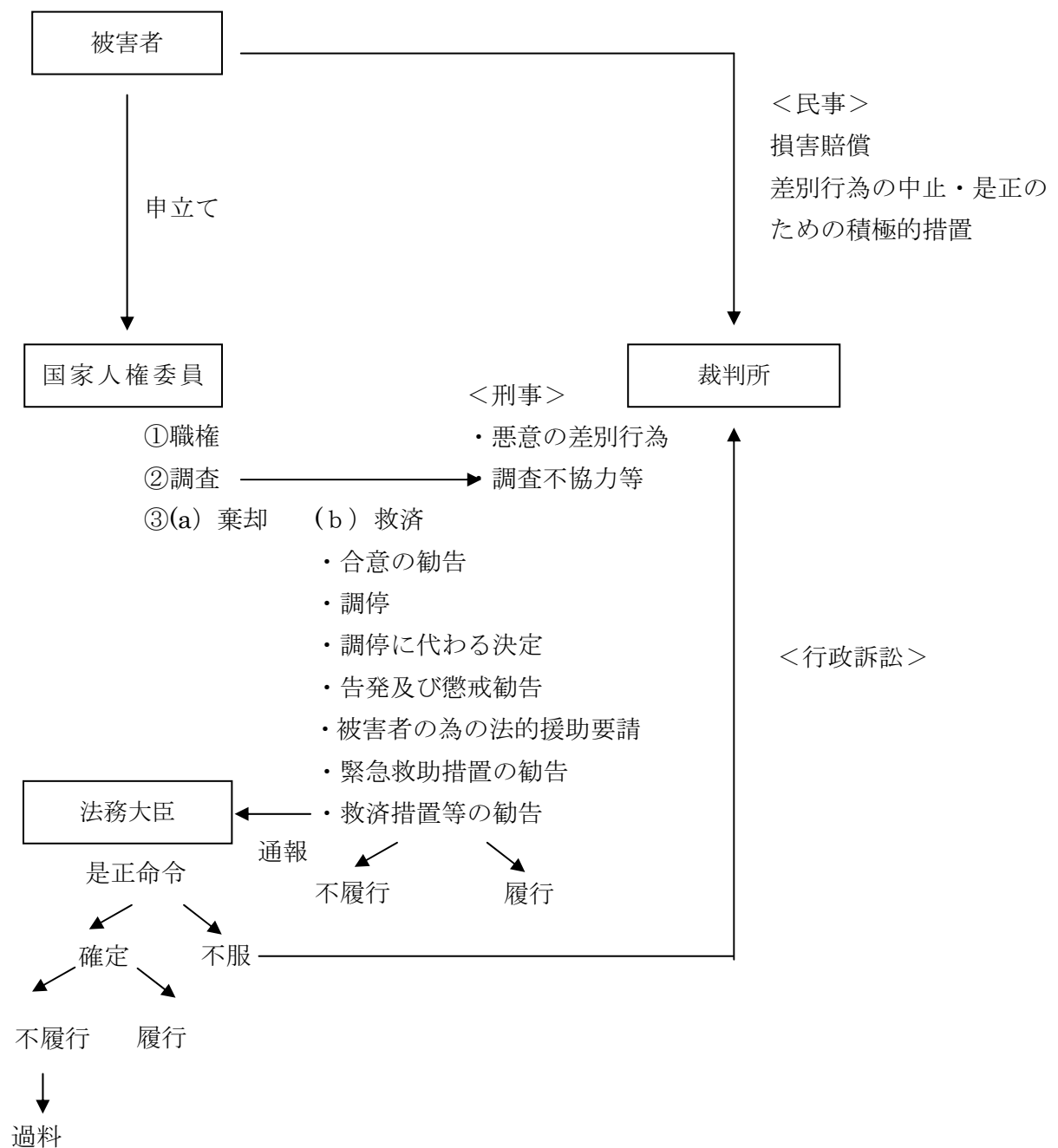
(ロ) 救済を担保する刑事手続（第49条）

差別行為に下記事項が認められる場合、裁判所は差別行為者を3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処することができる。

- ① 差別の故意性
- ② 差別の持続性及び反復性
- ③ 差別被害者に対する報復性
- ④ 差別被害の内容及び規模

なお、立法過程においては、障害者側は懲罰的な損害賠償の制度の導入を求めていたが導入されなかった。

また、国家人権委員会による調査に協力しない者に対する罰則も定められている（第49条第4項による国家人権委員会法の準用）。



第4 教 育

1 はじめに

今回の訪問では、教育現場を視察することはできなかったが、全国障害者教育推進連帯事務局長と障がい児の保護者として、ソウル障害児父母の会の方から話を伺い、さらに、視察で得られた資料によって、教育システムを理解することに大きな収穫があった。今後、実際の現場の運用をさらに確認したいと思うが、今回は法改正によって、準備された教育システムを概観した。まず、大きな特徴として次の点をあげることが出来る。

- ① 特殊教育を受けることは保護者の希望であり、意に反して強制されることはない。
- ② 一般学校の特殊学級に在籍する障がいのある児童は増え続けており、特殊学校に在籍する児童数を超えている。
- ③ 義務教育、就学前教育及び高校進学保障として障がい児の義務教育年齢を3歳から17歳までに段階的に拡張した。

以下、障害者差別禁止法及び特殊教育法の条文を紹介しながら概説する。

2 障がい児教育の歴史と現在

全国障害者教育推進連帯事務局長のキム・キリョン氏とソウル障害児父母会のチョン・ヒキョン氏の両氏から、韓国における障がい児教育の大きな流れの概説を受けた。

1971年、韓国で統合教育が始まった。法的根拠はなかったが、外国、主にアメリカで始まった制度を参考に特殊学級がつけられた。

1979年、特殊教育振興法が施行（1977年制定）された。この法律は特殊学校を充実させることが目的であったが、この内容でも不十分で、特殊学校は国からの支援もなく、韓国の全ての障がい児の教育を保障することはできなかった。また、父母が特殊学校を希望することができただけで、強制はされていない。

1994年、特殊教育振興法が改正され（以下、「94年法」という。）、統合教育の法的根拠ができた。この法的根拠によって一般学校の中に特殊学級が増設・拡大された。これ以前は、殆どの障がい児は特殊学校に入っていたので、大きな変化であるが、しかし、これによって誰もが一般学校に入れるようになったわけではない。父母たちも一般学校を希望するようになったが、一般学校での教育には支援がなく、ただ入れるというだけで放置されたり、何の支援もない場合があった。これに対して父母たちが要求し、少しずつ支援があるようになった。

法律ではまず特殊教育対象者を選ぶことになっている。父母が特殊教育が必要であることを教育省に要請する。行政はその子に特殊教育が必要か必要でないかを審査する。この場合には優先順位があつて、まずは一般学校の中でのみんなと同じ教育を行い、その次に一般学校の中での特殊学級、そこでも駄目なら特殊学校就学になる。

つまり、子どもの特殊教育が保障される順に就学することになるが、あくまでもこれは保護者の希望で決める。

実際の就学の実態はおおよそ以下のとおりである。

小学校の場合、保護者が行きたい学校に、学校が始まる前年の9月に相談に行く。法では、特殊教育の対象者になるためには保護者から教育省に申請することになっているが、保護者は教育省に行かないで、学校と直接交渉し、その後に居住地の管轄の教育省に申請する。保護者はその場合、特殊教育がどの程度保障されるかを学校と協議し、一般学校の普通学級か特殊学級、もしくは特殊学校にするかを選択する。

中学校の場合、小学校6年生のときに希望する学校順位をつけた申請書を出すと教育省が判断する。申請書の希望通りに行く場合もあれば、行かない場合もある。94年法により、小学校は統合教育を進めることになり、その結果特殊学級が増えたため一般学校に入れるようになったが、中学・高校は特殊学級の数に限られているため特殊学校に入ることになる。

特殊学級は法的には7名が定員となっている。しかし、現実的には20名まで入れてもらっている。つまり、一般学校の中で特殊教育をしてくれる特殊学級などの教育機関が不足しているので、希望した学校に通学できていないのが現状である。

現在特殊学級のある一般学校は小学校60%、中学校20%、高校10%である（特殊学校の統計は毎年国でやっている。）。2003年からは、特殊学校にいる障がい児より一般学校に入っている障がい児の方が多くなった。

一般学校に入る障がい児が増え、特殊学級を増やせという要求が多くなり、実際に入学できるようになった。

2007年に新しい法律「障害者等に対する特殊教育法」（以下、「特殊教育法」という。）が制定された。この法律と今までの94年法と一番違うところは、94年法は、統合教育を一般学校の中に配置するだけだった。新法はただ配置するだけではなく、一般学校の中で具体的に教育を保障しようというところである。2008年4月法施行されたが、段階的施行を多く含んでいるので、本格的には2009年4月からの施行である。

以上、主に、全国障害者教育推進連帯事務局長の要領を得た概説であった。

以下、障害者差別禁止法及び特殊教育法等の関係法律を紹介しつつ、新しいシステムを紹介する。

3 差別の定義

障害者差別禁止法は、教育について以下の如く規定している。

第13条（差別禁止）

- ① 教育責任者は、障害者の入学支援及び入学を拒否することはできず、転校を強要できず、「嬰幼児保育法」による保育施設、「幼児教育法」及び「初中等教育法」による各級学校は、当該教育機関に転校することを拒絶してはならない。
- ② 第1項の規定による教育機関の長は「障害者等に対する特殊教育法」第17条の規定を遵守しなければならない。
- ③ 教育責任者は、当該教育機関に在学中の障害のある人及びその保護者が第14条第1項各号の便宜供与を要請するとき、正当な事由なくこれを拒絶してはならない。
- ④ 教育責任者は、特定の授業や実験・実習、現場見学、修学旅行等の学習を含むすべての校内の活動で、障害を理由に障害のある人の参加を制限、排除、拒否してはならない。
- ⑤ 教育責任者は、就業及び進路教育、情報提供において、障害のある人の能力と特性に合った進路教育及び情報を提供しなければならない。
- ⑥ 教育責任者及び教職員は、教育機関に在学中の障害のある人及び障害のある人に関係を有する者、特殊教育教員、特殊教育補助員、障害者関連業務の担当者を冒涇し、或いは、さげすんではならない。
- ⑦ 教育責任者は、障害のある人の入学支援時、障害のない志願者と異なる追加書類、別途の様式による志願書類等を要求し、又は障害のある人のみを対象にした別途の面接や身体検査、追加試験等（以下“追加書類等”とする）を要求してはならない。ただし、追加書類等の要求が、障害のある人の特性を考慮した教育施行を目的にすることが明白な場合には、この限りではない。
- ⑧ 国家及び地方自治団体は、障害のある人に「障害者等に対する特殊教育法」第3条第1項による教育を実施する場合、正当な事由なく該当教育課程に定めた学業時数を違反してはならない。

特殊教育法にも、差別の定義が存する。

第4条（差別の禁止）

- ① 各級学校の長，又は大学（「高等教育法」第2条による学校をいう。以下同様）の長は，特殊教育対象者がその学校に入学しようとする場合には，その者がもつ障害を理由に入学の支援を拒否し，又は，入学試験の合格者の入学を拒否するなど，教育機会における差別をしてはならない。
- ② 国家，地方自治体，各級学校の長，又は大学の長は，次の各号の事項に関し，障害のある人の特性を考慮した教育施行を目的とすることが明白な場合以外は，特殊教育対象者及び保護者の差別をしてはならない。
 1. 第28条による特殊教育関連サービスの提供における差別
 2. 授業参加への排除及び校内外の活動の参加の排除
 3. 個別化教育支援チームへの参加等，保護者の参加における差別
 4. 大学の入学方式における手続において，障害によって必要な受験の便宜の内容を調査，確認するための場合以外に，別途の面接や，身体検査を要求する等，入学方式過程における差別

4 合理的配慮（正当な便宜）について

障害者差別禁止法は，合理的配慮について以下の如く規定している。

第14条（正当な便宜供与義務）

- ① 教育責任者は，当該教育機関に在学中である障害者の教育活動に不利益が無いよう，次の各号の手段を積極的に講じ，提供しなければならない。
 1. 障害者の通学及び教育機関内での児童及びアクセスに不利益が無いようにするための各種移動用補装具の貸与及び修理
 2. 障害者及び障害者に関係を有する者が必要とする場合の教育補助人員の配置
 3. 障害による学習参加の不利益を解消するための拡大読書器，補聴機器，高さ調節用机，各種補完・代替意思疎通道具等の貸与及び補助犬の配置や車いすでのアクセスのための余裕空間の確保
 4. 視・聴覚障害者の教育に必要な手話通訳，文字通訳（速記），点字資料，字幕，拡大文字資料，画面朗読・拡大文字プログラム，補聴機器，携帯用点字ディスプレイ，印刷物音声変換出力器を含む各種障害者補助器具等の意思疎通手段
 5. 教育課程を適用することにおいて，学習診断を通じた適切な教育及び評価方法の提供
 6. その他，障害者の教育活動に不利益が無いようにするにあたり，必要な事項として大統領令が定める事項

- ② 教育責任者は、第1項の各号の手段を提供するにあたり、必要な業務を遂行するために障害学生支援部署又は担当者を置かなければならない。
- ③ 第1項を適用することにおいて、その適用対象の教育機関の段階的範囲と第2項による障害学生支援部署及び担当者の設置及び配置、管理監督等に必要な事項は大統領令で定める。

また、施行令は、この合理的配慮に関して、以下の如く規定している。

第4条（教育機関の範囲）

法律第3条第6項の「その他、大統領令で定める機関」とは、次の各号の機関をいう。

- 1. 「英才教育振興法」第2条による英才学校と英才教育院
- 2. 「在外国民の教育支援等に関する法律」第2条第3号による韓国学校
- 3. 「教員等の研修に関する規定」第2条第1項による研修機関
- 4. 「公務員教育訓練法」第3条第1項による中央教育研修院、同法第4条第1項による専門教育訓練機関

第8条（正当な便宜の内容）

法律第14条第1項第6号により、教育責任者が提供しなければならない事項とは次の各号のとおりである。

- 1. 円滑な教授、又は学習遂行のための指導資料等
- 2. 通学に関連する交通便宜
- 3. 教育機関内部の教室等の学習施設及びトイレ、食堂等、教育活動に必要な全ての空間において移動し、或いはアクセスに必要な施設、設備及び移動手段

第9条（教育機関の段階的適用）

法律第14条第3項による教育機関の段階的適用範囲は別表2のとおりである。

別表2：教育機関の段階的適用範囲（第9条関連）

- 1. 次の各目の施設：2009年4月11日から適用
 - カ. 国・公・私立特殊学校
 - ナ. 「幼児教育法」による国・公立幼稚園の中で特殊クラスが設置された幼稚園

タ．「初・中等教育法」による各級学校の中で、特殊学級が設置された国・公立各級学校、

ラ．「婴幼儿教育法」に基づく障害児を専門的に担当する保育施設

2．次の各目の施設：2011年4月11日から適用

カ．第1号ナ目以外の「幼児教育法」に伴う国・公立幼稚園

ナ．「初・中等教育法」に伴う国・公・私立各級学校（第1号タ目も学校は除外する）

タ．「高等教育法」に伴う国・公・私立各級学校

ラ．保育する婴幼儿の数が100人以上の国・公立及び法人の保育施設（第1号ラ目の施設は除外する）

マ．「英才教育振興法」第2条に伴う英才学校と英才教育院

3．次の各目の施設：2013年4月11日から適用

カ．「幼児教育法」に伴う私立幼稚園

ナ．「生涯教育法」第20条による学校形態の単位認定生涯教育施設及び同法第30条による学校付設の生涯教育施設

タ．ナ目以外の生涯教育施設。「単位認定等に関する法律」において定めた評価認定を受けた教育訓練機関及び「職業教育訓練促進法」に伴う職業教育訓練機関の中で、1000㎡以上の規模の教育機関。ただし、遠隔大学形態の生涯教育施設は延面積2500㎡以上の規模の生涯教育施設に限る。

ラ．国公立及び法人が設置した保育施設、

マ．「教員等の研修に関する規定」第2条第1項による研修機関

バ．「公務員教育訓練法」第3条第1項による中央教育研修院及び第4条第1項に伴う専門教育訓練機関

5 幼稚園・高校の義務化について

特殊教育法は、次の如く規定する。

第3条（義務教育等）

- ① 特殊教育対象者については「教育基本法」第8条にもかかわらず、幼稚園・初等学校、中学校、高等学校家庭の教育は義務教育等とし、第24条による専攻科と満3歳未満の障害幼児教育は無償とする。
- ② 満3歳から満17歳までの特殊教育対象者は、第1項による義務教育を受ける権利を持つ。ただし、出席日数の不足等により進級又は卒業ができず、あるいは、第19条第3項により、就学義務を猶予、あるいは免除された者

が、再び就学をする時のその学年が、就学義務を免除又は猶予を受けず、継続して就学した時の学年と差がある場合には、その該当年数を加えた年齢まで、義務教育を受ける権利を持つ。

- ③ 第1項による義務教育及び無償教育にかかる費用は、大統領令に定めるところにより、国家又は地方自治体が負担する。

施行令第2条（義務教育の実施）

障害者等に対する特殊教育法」（以下「法律」とする）第3条及び法律第8483号附則第1条のただし書きにより、特殊教育対象者に対する義務教育は次の各号により順に各々実施する。

1. 2010年学年度；満5才以上の幼稚園課程及び高等学校課程
2. 2011年学年度；満4才以上の幼稚園課程
3. 2012年学年度；満3才以上の幼稚園課程

6 就学手続きについて

特殊教育法は以下の如く規定する。

第9条（特殊教育対象者の権利と義務の案内）

国家及び地方自治体は、第15条第1項の各号の障害を持っているものを知った場合、又は、第15条により特殊教育対象者を選定した場合には、2週間以内に保護者に該当の事実と、義務教育又は無償教育を受ける権利及び保護者の権利・責任等を通報しなければならない。

第10条（特殊教育運営委員会）

- ① 第5条に伴う国家及び地方自治体の業務遂行に関する主要な事項を審議するため、教育科学技術部長官所属で中央特殊教育運営委員会を、教育委員長所属で市、道の特殊教育委員会を、教育長所属で市、郡、区特殊教育委員会を各々置く。
- ② 第1項に伴う中央特殊教育運営委員会の構成・運営等に関して必要な事項は大統領令により、市・道特殊教育運営委員会及び市・郡・区特殊教育運営委員会の構成・運営等に関しては、特別市・広域市・道及び特別自治区の教育規則で各々定める。

施行令第6条

- ① 法律第10条第1項による中央特殊教育運営委員会（以下「中央委員会」とする）は、委員長を含む15名以内で、委員会を構成する。
- ② 中央委員会の委員長は教育科学技術部の第一次官がなり、委員は当然職委員と

委嘱委員で構成される。

③ 省略

④ 委嘱委員は次の各号の一つに該当する人の中から委員長が委嘱する。

1. 特殊教育教員の資格がある者で、7年以上の特殊教育対象者を教育している人、あるいはした人。
2. 特殊教育対象者の父母又は保護者で、特殊教育分野で活動し、あるいは活動経験がある人。
3. 高等教育法第2条第1号又は第3号による学校で、特殊教育に関する学問を教える副教授以上で在籍していたことがある人。

7 特殊教育支援センターについて

第11条（特殊教育支援センターの設置・運営）

- ① 教育委員長は、特殊教育対象者の早期発見、特殊教育対象者の診断・評価、情報管理、特殊教育の研修、教授・学習活動の支援、特殊教育関連サービス支援、巡回教育等を担当する特殊教育支援センターを下級教育行政機関別に設置・運用しなければならない。
- ② 第1項による特殊教育支援センターは、下級教育行政機関や特殊学校、特殊学級に設置された一般小・中・高等学校又は管轄地域の官公署（障害者福祉課も含む）等、特殊教育対象者をはじめ、地域住民のアクセスが便利な場所に設置しなければならない。
- ③ 特殊教育支援センターの設置・運用等に関して必要な事項は大統領令で定める。

施行令第7条（特殊教育支援センターの設置・運営）

- ① 教育委員長は、法律第11条による特殊教育支援センターを設置する時、その業務を遂行することができる独立した空間を確保しなければならない。
- ② 教育委員長は、特殊教育支援センターがその業務を効率的に遂行することができるように、担当業務を専門にする特殊教育分野の専門人力を配置しなければならない。
- ③ 教育委員長は、地域の地理的な特性及び特殊教育の需要等を考慮し、必要な場合には一つの下級の教育行政機関に二つ以上の特殊教育支援センターを設置・運営することができる。
- ④ 特殊教育支援センターは担当業務を効率的に遂行するため、関連機関との連携体系を構築し、協力して業務を遂行することができる。
- ⑤ 教育委員長は、特殊教育支援センターの診断・評価過程で障害が疑われる

えい幼児又は学生が、以前に医療的診断を受けなかった場合には、これに対する医療的診断を保健所、病院又は医院、医者に依頼しなければならない。

- ⑥ 教育委員長は、第5項により医療的診断を保健所、病院又は医院に依頼する場合には、その費用を負担しなければならない。

8 特殊教育対象者の選定

第14条（障害の早期発見等）

- ① 教育長又は教育委員長は、えい幼児の障害及び障害の可能性を早期に発見するために地域住民と関連機関を対象に広報を実施し、該当地域内の保健所と病院又は医院で選別検査を無償で実施しなければならない。
- ② 教育長又は教育委員長は、第1項による選別検査を効率的に実施するために、地方自治体及び保健所と病院間の緊密な協力体系を構築しなければならない。
- ③ 保護者又は各級学校の長は、第15条第1項の各号による障害を持ち、あるいは、持っていると思われるえい幼児及び学生を発見した時には、教育長又は教育委員長に診断・評価を依頼しなければならない。ただし、各級学校の長が診断・評価を依頼する場合には、保護者の事前同意を受けなければならない。
- ④ 教育長又は教育委員長は、第3項により診断・評価の依頼を受けた場合、即時、特殊教育支援センターに送って、診断・評価を実施し、その診断・評価の結果を該当のえい幼児及び学生の保護者に通報しなければならない。

施行令第9条

教育庁又は教育官は毎年一回以上の広報を実施、国民健康保健法第47条第1項又は医療給与法第14条1項による健康診断の結果を活用することができる、などの規定。

施行規則第2条

- ① 教育長又は教育委員長は、「障害者に対する特殊教育法」第14条第1項又は第3条により選別検査や診断・評価を実施する場合、別表による検査を各々実施しなければならない。
- ② 保護者又は各級学校の長は、障害をもち、あるいは障害をもっていると思われるえい幼児及び学生を発見し、診断・評価を依頼しようとする場合には、別紙第1号書式による診断・評価依頼書を作成し、教育長又は教育委員長に提出しなければならない。

③ 省略

第15条（特殊教育対象者の選定）

- ① 教育長又は教育委員長は、次の各号の一つに該当する人の中で特殊教育を必要とする人として診断・評価された人を特殊教育対象者に選定する
1. 視覚障害
 2. 聴覚障害
 3. 精神遅滞
 4. 肢体障害
 5. 情緒・行動障害
 6. 自閉性障害（これに関連する障害を含む）
 7. 意思疎通障害
 8. 学習障害
 9. 健康障害
 10. 発達遅滞
 11. そのほか大統領令で定める障害

- ② 教育長又は教育委員長は、第1項により特殊教育対象者を選定する場合には、第16条第1項による診断・評価の結果を基礎として、高等学校課程は教育委員長が、市、道、特殊教育運営委員会の審査を経て、中学校課程以下の各級学校は教育長が、市、郡、区特殊教育運営委員会の審査を経て、これを決定する。

第16条（特殊教育対象者の選定手続及び教育支援の内容の決定）

- ① 特殊教育支援センターは、診断・評価が回されてきた後、30日以内に診断・評価を施行しなければならない。
- ② 特殊教育支援センターは、第1項による診断・評価を通じて、特殊教育対象者としての選定の可否及び必要な教育支援の内容についての最終意見を作成し、教育長又は教育委員長に報告する。
- ③ 教育長又は教育委員長は、特殊教育支援センターから最終意見の通知を受けてから2週間以内に特殊教育対象者の選定の可否及び提供する教育支援の内容を決定し、父母等保護者に書面で通知しなければならない。教育支援の内容には、特殊教育、進路及び職業教育、特殊教育関連サービス等、具体的な内容が含まれなければならない。
- ④ 第1項による評価・診断の過程においては、父母等保護者の意見陳述の機会が十分に保障されなければならない。

施行令第10条

特殊教育対象者の選定の基準を提示している（別表）。

第17条 特殊教育対象者の配置及び教育

- ① 教育長又は教育委員長は第15条により特殊教育対象者と選定された者を該当特殊教育運営委員会の審査を経て、次の各号の一つに配置し、教育しなければならない。
- ② 教育長又は教育委員長は、第1項により特殊教育対象者を配置するときには、特殊教育対象者の障害程度、能力、保護者の意見等を総合的に判断し、居住地に一番近いところに配置しなければならない。
- ③ 教育委員長が管轄区域内に居住する特殊教育対象者を他の市、道に所在する各級学校等に配置しようとする時は、該当市・道教育委員長（国立学校の場合は該当学校の長）と協議しなければならない。
- ④ 第3項により特殊教育対象者の配置の要求を受けた教育委員長又は国立学校の長は、大統領令に定める特別な事由がない限り、これに応じなければならない。
- ⑤ 第1項から第4項までの規程による特殊教育対象者の配置等に関する必要な事項は大統領令で定める。

第5 視察先報告

1 障害者差別禁止法制定推進連帯

訪問先 障害者差別禁止法制定推進連帯（現：障害者差別禁止実践連帯）

訪問日程 2008年6月29日 午後3時～午後5時30分

場所 イルムセンター

- (1) まず、常任共同執行委員長ハン・ヨンテク氏から障害者差別禁止法制定推進連帯（以下「障推連」という。）委員の紹介があった。ご出席いただいたのは次の方々であった。

パク・チャンウ氏（弁護士）
チャン・ミョンスク氏（女性部会部長）
シン・ドンジン氏（聾啞人協会人権連盟）
イム・ジョンヒョン氏（視覚障害者協議会）
キム・ドンゴン氏（常任「共同」執行委員長）
パク・キョンドン氏（常任「共同」執行委員長）
パク・ファン氏（障推連事務局長・通訳担当）

- (2) 次に、パク弁護士より挨拶があった。

「2003年頃、日本の東俊裕弁護士（当時、現内閣府障がい者制度改革推進会議担当室長）に会い、日弁連でも障害者差別禁止法関連の成果物が出たと聞きました。その際、差別禁止法は日本のほうが早くできるのではと思っていた。しかし、韓国の方が早かった。日弁連からこのような視察に来てくれたことを、とても嬉しく思っています。韓国には大韓弁護士協会がありますが、協会として差別禁止法に関心を持つことはなく、法の制定には個々の弁護士が関わっただけです。

去年（2007年）、韓国弁護士協会の中に差別禁止法小委員会ができました。その委員長に私（パク弁護士）が就任しました。近々、初めて勉強会を行います。来年、再度訪問下さったら、もう少し積み上げた議論ができると思います。今日の懇談会を通して、お互いのいい点悪い点を学んでいきたいと思います。日本が法律を慎重に作るスタイルとすれば、韓国はとりあえず作り、それを修正していくスタイルです。韓国の障害者差別禁止法は完璧ではないかもしれませんが、これから討論を重ねることで修正の方向が見えてくるのでは、と思っています。」

- (3) その後、映像を見ながら解説があった。

・映像は「デモの様子」「国家人権委員会前での抗議行動」「商工会議所占拠の様子」「地下鉄線路の占拠」「憲法違反判決に対する抗議運動」「私たちが行く道が歴史である」というメッセージのほか、
「2005年10月の国会周辺の籠城」「2006年5月の国家人権委員会の籠城」「法案が国会を通過した際の映像、成立後のイン

タビュー」など。

- ・社会差別禁止法から独立した障害者差別禁止法を作ろうという動きが、今回の制定の大きな契機となっている。その結果、政府が独立した障害者差別禁止法が必要と判断し、是正勧告をした。
- ・経済界は負担増を理由に反対したので、韓国経営者総協会の中でも籠城をした。経済界は「障がいのある人への配慮はするが、権利として保障すると経営が苦しくなる。」という考えと思われる。

ほかに、立証責任の転換、懲罰的賠償制度の導入など障推連側の要請の内容について説明があった。

- ・昨年（2007年）12月、政府から施行令案が出されたが、これに対しても抗議活動が行われている。施行令づくりのためにその後何回か政府と懇談会を持った。障推連の要請内容は、①事業所内に手話通訳等をおくこと、②5年以内に合理的配慮を行うこと、③職業保育制度を作ること、④差別禁止小委員会に障がい当事者を入れることなどであった。
- ・政府が、合理的配慮の段階適用の時期、範囲などの点から、政府に都合のいい施行令を作るのではという懸念から、障がい者側は参加せず抗議活動を起こした。あわせて、施設民主化の運動も行っている。

全体を通じて、韓国では権利を獲得するための運動が非常に活発であるとの印象を受け、「日本の弁護士は情熱を忘れていないか。」という意見が出席者からも出された。

- (4) その後、別室に移り、日弁連側参加者の自己紹介の後、質疑応答を行った。

[質問1]

障害者差別禁止法が2007年3月6日に制定に至るまでの経過、障推連の活動及び複数の障がい者団体を障推連という形でまとめた経過、契機について。

[回答]

この運動を始めるとき、構造的な差別に対する認識が共有化されていなかった。どう共有化するかという手段を皆持ち得ていなかった。きっかけは釜山で判事、弁護士、当事者が集まって法案を作ったことだが、その法案はかなり手ぬるいものであった。

法案の公表を受け、障がい者関連団体が各自検討を始め、自分たちも法案を作ってみようという動きになり、大きく2つのことに着手した。一つは法案づくりの専門家が集まり、法制定小委員会を設立したこと。その代表がパク弁護士である。もう一つは、各障がい種別毎に作られている障がい者団体のネットワークづくりを行うこと。その結果として制定にこぎつけた。

一番の課題は、障がい者差別を社会全体の中の差別の一つとするのではなく、個別的な差別として抽出化し、個別法とすること。もう一つの課題は、要求した法案の内容が、韓国社会が受け入れるには進歩的すぎたこと。ただ、いろんな障がい者団体が集まって目的を達成したのは歴史上唯一のことだと思う。どんな障がい者であっても差別を受けていることは同じで、誰も異議を唱えなかった。

[質問2]

利害が対立する経済団体等との摺り合わせ、折衝状況について。

[回答]

法制定委員会のほかに、闘争委員会も作った。法制定委員会の活動が現実化に向けた働きかけであった一方、闘争委員会は障がい者団体の共通した認識を社会に訴えていくための委員会である。既得権者は口では分かったようなことを発言するが、実際には全然話を聞かない。必要な場面では、私たちは闘わなければならない。差別禁止法に関する全ての事項について反対したのが経済団体である。例えば、国会議員は、法律制定後の影響について分からない部分が多いという理由で反対することはなかったが、経済界は自らの不利益に直結するので頭から反対した。そのため、闘争委員会は声明文を出し、抗議をし、建物を占拠した。寒い時期に凍え死にそうになりながら、抗議活動を行った。マスコミもたくさん呼んでアピールすることで、国会議員にも圧力をかけていった。経済団体に対する抗議運動が差別禁止法制定運動の山場だったといえる。その結果、ついに政府が民官共同企画団を設立し、細かい部分の調整に入っていた。

日本でも法律を作るときは障がい者団体と弁護士が協力し法案を提出することも大切であるが、反対する勢力に対し一丸となって圧力をかけていくことも必要であると考える。

[質問3]

法律家から見た現実の実現可能性について。

[回答]

法制定委員会の委員長をした私（共同執行委員長のパク氏）は「言葉」で闘い、闘争委員会のパク委員長は「身体」で闘った。この2つが相乗効果をもたらしたのが成功の秘訣と思う。

政府との折衝の中で障推連案を私が作ったが、その際に一番悩んだ点は、障がいのある人の思いや熱意をどのように法案に結びつけるか、ということ。2003年12月から2004年3月まで、週2回、当事者と弁護士が集まって会議を行った。各分野毎に膨大な量の案がでてきた。これをどのように削っていくかが最大の課題だった。一つ一つの案に障がいのある人一人一人の心情や思いが詰まっていたが、法

律で感情や心情を定めていくことはできない。多くの議論をし、ときにはケンカをし、合意をし、これを繰り返した。長い間の差別や偏見に対する思いの詰まった案を削ると、多様な団体からいろんな意見を言われた。しかし、法律の専門家という立場からは、どういう状況でも法案を作らなければならない。4か月の議論を経て、最初の法案が作られた。施行された法律は2004年3月がスタートだが、今思えば、とても高揚感のある時期だったと思う。

障推連案ができてから、その後の3年間は、どのようにして国会や社会に案を知らせていくか、の闘いだっただと思う。関連する関係省庁が13あり、普通の法案のようにはいかない。差別状態をより早く是正したいという思いはあったが、韓国政府はこれを受け入れる体制ではなく、なかなか先に進まなかった。当事者の思いと社会の現実をいかに調整するかが二つめの課題だった。従って、社会に訴えていくためには、闘争委員会の活動が不可欠であった。

民主党から発議をしたが、いろいろな理由で上程に至らなかった。法案は2年ほど保留状態となった。そのために国家人権委員会の籠城もやらざるを得なかった。国家人権委員会では、包括的な差別禁止法を作り、その一つに障がい者差別を入れ込もうとしていた。しかし、その後、籠城や占拠を通じて、国家人権委員会が障害者差別禁止法が必要との「立法勧告」を行うに至った。「立法勧告」を差別是正委員会が受けて、民官共同企画団がつくられた。この企画団での議論の結果、今の法律に近いものが作られた。

[質問4]

民官共同企画団の設立に至ったのは、国家人権委員会は国内で大きな実績を残していたことが、大きいのか。

[回答]

民官共同企画団ができた大きな理由は2つある。一つは、2002年の大統領公約に、差別禁止法制定が上げられていたこと。もう一つは、国家人権委員会から「立法勧告」が出たので、大統領が受け容れ易かったことである。もちろん、障推連が法案を作ったことと、運動を行ったことが大きい。立法勧告を投げられた方としては、何としても立法化して外に出す必要がある。民官共同企画団を作ったときテーマを定めたが、「障害者差別禁止法を作るために」というテーマを提案したら、「差別禁止法の研究」とされるなどの動きがあった。その際、障推連も反対したが、「法律は作る」という確約が得られたので、障推連側も研究会という名目で合意した。

構成員は、官僚、障推連側の関係団体代表、13の関係省庁の実務者である。民官共同企画団では、法の制定が大統領の公約であることを主張して、こちらの案が土台でなければ応じられないと主張を続け

た。国家人権委員会は是正勧告しかできないが、勧告の差別の範囲は広範囲に及ぶので、効果を上げてきていると言える。なぜ我々が国家人権委員会と闘わなければならなかったか。「是正命令」まで持つ機関が必要であると主張していたからである。政府としては、差別是正機関は国家人権委員会に一本化しようと考えていた。そうすると、是正命令権はない。我々は最後まで是正命令と是正勧告を一本化する機関を望んだが、最終的には、是正命令を法務省に移すという法案になった。

[質問 5]

障害者差別禁止法をどのように実施していくのか。どのように監視していくか。今後の運動の予定について。

[回 答]

3 つに分けて話す。障害者差別禁止法関連の陳情団を募集したところ、156名の応募があった。差別禁止が実施されるのか、漠然とモニタリングするのではだめで、どのように運用されているかを確認する必要があると考えている。

これまでに受けた具体的相談は、以下の通りである。

① 重度障がい、車いすの女性からの相談。

介助者の派遣のためには保健所の診断書が必要だが、保健所職員は障がい者である女性を見ないで、その夫に対して、身体的構造やトイレの仕方など細かい点を質問した。女性は、自分は無視されていると感じ、夫に身体的な細かい部分まで聞く必要があるのかとして、国家人権委員会に申立てをした結果、保健所と当該職員が本人に謝罪し、保健所内で人権教育をするということになった。

② 114（日本の104）のコールセンターについて。

重度言語障がいのある当事者が電話をしたところ、職員が「お母さんになっちゃって」と対応した。本人が電話を変えないでいたら「何の体制もないので、電話をかけてこないで。」と電話を切った。そこで、国家人権委員会に申立てをしたところ、コールセンターの係長と職員が本人のもとにやってきて、人権教育をする約束をした。

③ 民間の保険に入れないという事例。

障がい者は入れなくても問題ないという保険について申立てがあり、保険会社としては排除しないとして、改めて契約を行った。

④ 公務員試験における事例。

教育に関し、公務員試験で視覚障がい者に対する配慮が全くされていなかった。申立ての結果、ソウル市から、今後公務員試験については全ての試験において配慮を行うと確約を得た。

[質問6]

法律ができて、変わったと思えるところは何か。

[回答]

国家人権委員会訪問の際にも、具体的にどのように解決したかを尋ねるのもいいのではないか。差別禁止法は条件が多々あり、どこまで実効性があるか心配していたが、少しずつ変わっていることを感じている。

最後に、3つの課題を述べる。

- ① 156名の申立団を、数か月後に1000人の規模に増やしたい。差別禁止法施行後具体的にどう変わったかを確認する意味もある。
- ② 国家人権委員会の人員的な規模の問題。施行令制定に当たり、20名で構成することになっていたが、大統領の下、小さな政府の名の下に約束が反故になってしまった。申立ての数を増やして、委員会委員の数を増やしたいと考えている。国家人権委員会法の改正も必要。現在、委員で身体障がい者の団体を代表している方もいるが、その他の団体も含め、委員の30%以上は当事者団体関係者で占める必要があると考えている。
- ③ 障害者差別禁止法の改正について、放送出版情報通信の合理的配慮の点や、義務条項が入っていない点。全ての被疑者に対し、障がいがあるかないかの判断をする必要がある、という法律を作ることが必要である。強盗事件で知的障がい者が「おまえ、やったろ」と言われ、笑いながら「はい。」と答えて1年間拘禁された事例がある。強姦の被害者である聴覚障がい者が、手話通訳者のいないところで取調べをうけたことで、逆に拘禁された事例もある。コミュニケーションを確保するために、障がいの有無を確認すること、確認された場合には合理的配慮を行うことを規定する必要がある、年内に改正を行いたい。

他の出席者から3つの補足があった。

- ① 障害者差別禁止法に反する法律を改正する必要がある。表現自体、障がい者を差別するような法律がある。
- ② 障害者権利条約を批准する必要がある。
- ③ 本当の差別解消のために、社会の差別をなくしていく運動をしていく必要がある。日本でも、社会の構成員の認識を変えることが必要と考えている。

[質問7]

国家人権委員会が提案した包括的差別禁止法に反対して、個別差別

禁止法制定に動いたという理由は何か。包括的差別禁止法の内容が不十分だったからか、そもそも個別法が必要と考えていたのか、その理由は何か。

[回 答]

まず一つは、包括的差別禁止法ができるかどうかが疑問であったということがある。包括的差別禁止法の中には、社会の保守的な勢力が受け入れがたい要素がたくさん入っていた。例えば、性的嗜好に関する差別禁止は、宗教的な要素が入ってくる。もう一つは、救済の場面にあたっては、他の差別に比して救済される水準が低くなるのでは、という心配があった。さらに、障がい者差別の特殊性の問題。例えば、差別の永続性（特定の期間だけではない）など。

（回答者は）国家人権委員会の包括的差別禁止法案作成にも少し関わったことがあるが、その際、障がい者差別に関しては多くの条項があった。これを独立の法律にする必要があると感じた。結局、2008年4月、国会解散により包括的差別禁止法の制定はできなかった。結果論となるが、包括的差別禁止法の方で検討していたら、当分の間、障がい者差別禁止の法律はできなかったであろう。

[質問 8]

障がい者差別を禁止するには、正当な便宜供与が必要である。その特殊性が包括的差別禁止法に入れ込むことの障害となったか。

[回 答]

まさにその点が特殊性であり、前述の経済界との軋轢は、合理的配慮の提供に関するやりとりであった。

[質問 9]

正当な便宜供与について、実際に経済界の負担が増えると考えているか。また、実際に増えているのか。政府の補助金によって企業側の負担を減らすという施策は行われているか。

[回 答]

- ・合理的配慮については経済界と私たちの認識の開きが大きかった。例えば労働部（労働省）は、当初から支援するという考えを持っており、他の制度においても、合理的配慮に使えるような制度がある。しかし、経済界は自分たちの負担についてオーバーに考えた。ほかの仕組みや制度を利用できるにもかかわらず、自分たちが全て負担しなければならないという誤解があった。その認識の差を埋めることに苦労した。過大な要求は法律上できず、他の制度も使えば経済界が考えているほど大きな負担はない。この点につき認識の差があった。無理な要求については、視点の差があるかも知れない。韓国の福祉や人権の水準からみた場合、障がい者の無理な要求が、障が

い者の権利の実現に繋がると考えている。障が者が無理な要求をし、経済界がそれを受け入れるように我々が準備をしてあげなければならない。制定後に、経済界の実務者と電話で話した。条文を見て心に引っかかることはなかったのか、と聞いたところ、懲罰的賠償等の規定が最終的に削除されたので、最終的には納得できるものになった、との評価であった。

- ・（日本で言う）落としどころが問題。懲罰的賠償制度を駆け引きの土台とすることができた。過度な負担、正当な事由という文言が多く入った。この点も妥協点。このあたりも準備をしていたところ。

[質問 10]

韓国の運動が、なぜ所得保障ではなく、差別禁止という部分に最大の運動の根拠をおくことができたのか。

[回答]

障害者差別禁止法制定のためだけに運動していたのではなく、運動の大きな成果として法律ができたにすぎない。労働にしても教育にしても介護保障にしても、今回の運動に劣らないほど激しい運動をしてきた。ただ、それらの運動との違いがあるとすれば、ほかの運動はいくつかの団体（例えば障がい種別）が集まってできた部分的な集まりによる運動であった。障害者差別禁止法の場合、殆ど全ての団体が一緒になって7年間、一つになって運動してきた。その点が大きな違いではないか。日本で障害者差別禁止法を作るのであれば、専門家の力だけではなく、運動の力も必要ではないか。障がい者差別というのはどんなに先進化された社会構造の中でも必要になってくる法律であり、日本でもやはり必要になるのではないか。

2 韓国経営者総協会

訪問先 韓国経営者総協会

訪問日程 2008年6月30日 午前10時～正午

担当 雇用政策チーム

(1) 障害者差別禁止法について、最初は当惑したとのことであった。理由は次のとおりである。

- ① 今までに、差別に関する法律がない。
- ② 障がい者差別については、2つの課題がある。
 - ・ 経営者だけでなく、障がいのない労働者、ひいては社会の意識が低い。まだ偏見が根強い。
 - ・ インフラの不足。政府の施策が不十分。まず政府が責任を取る姿勢を見せること、これが我々の立場。これは差別禁止だけでなく全体的な雇用政策において我々が要求してきたこと。

③ 企業側の負担

韓国でも義務雇用制がある。義務雇用制度と障害者差別禁止法を併用している国は世界でも4つか5つ。ドイツ、フランス、オランダなどだが、韓国の障害者差別禁止法はレベルの違う法律だった。懲罰的賠償制度（韓国では実害だけが対象）、是正命令権を含むなど韓国の法律はレベルが高く、法案の内容がとても急進的かつ革新的であり、びっくりした。

経営側としては受け入れがたい要素が多くあった。

一方で、障がい者雇用を抑制するのではないかという思いもあり、当初は反対した。

(2) そこで、政府の中で私たちの立場を理解してくれる者とまず話をした。

議員に対しても個別的に話し合いの場を持った。この水準では難しい等のレベルの話を行った。

その結果、懲罰的賠償制度が抜けた形の法案が国会に提出された。

義務雇用制度がある国の中で、韓国の障害者差別禁止法は最も水準の高い法律であるため、内容を柔らかくする方向で働きかけている。経営者の立場のみならず、大きな枠組みで物事を考える面もある。

雇用には、2つの側面の負担がある。

① 企業の負担の増加。

② 障がい者雇用に対する制限。

障がい者雇用が低調であったのは事実だが、最近の5年間では、特に大企業では障がい者雇用が進んできた。例えばサムスンもかなりの数を雇用している。

法が出来たことで、かえって雇用が制限されるのではと危惧している。ただ、障がい者雇用は進めなければならない。

今は、法律が出来てしまったので、この法律を守る努力をしている。

(3) 経営者総協会について

建物は1995年建立。経営者総協会ができてからは38年である。職員は90名程度。ソウル市内では400の企業が加入、全国13箇所の支部がある。全部で4000社くらいが加入している。全国を代表する企業が全て含まれている。

内部での議論の仕方としては、雇用に関する部署と法制度に関する部署が別れている。実務部署の会議以外にも役員を含めた会議を多数回実施し、全体化するために各支部にも意見を求めている（メールを通じた意見集約、主要な会社が集まる会合での議論など。）。

(4) 現段階の具体的な取組

現段階で特別に、目に見える形で何かを確立したことはない。差別

の定義はあいまいであるので、何が差別にあたるかを明確にしていく必要がある。

「全ての差別をなくして合理的配慮を」が理想であるが、これを実施することは困難である。現実にはできる範囲で配慮をすることが重要であろう。

政府もこの点については取組をしている。

2008年中には経営者総協会、政府、国家人権委員会が参加して雇用促進公団（協会）が主管する説明会を行う。同協会は企業に対して主導的に説得する役割を担う。全国5箇所あり、費用は政府負担である。

(5) 大企業は準備が進んでいるが、中小企業は疑問である。

正当な便宜供与をどこまでしなければならないのかが課題である。企業側からの一番多い質問も、合理的配慮の問題である。

意欲のある企業でも指針がない。企業が独自に行っているところはあると思うが、どこまでやっていいかが不明確である。

(6) 経営者総協会の運動団体による占拠は、それほど珍しいことではない。ほかの立場もあるので、それほど不愉快ではない。占拠によって何かが変わったということではない。しかし、社会一般へのアピールにはなった。

日本では占拠はないだろうが、障害者差別禁止法の導入はかなり大変だろう。導入のポイントは次の2つ。

- ① 障がい者団体の長い期間の努力。
- ② 当時のノ・ムヒョン政権が社会的弱者への政策に重点を置いていたこと。障害者差別禁止法の成立は、努力と政府の意思が合致した結果である。

日本の企業がどれほどインフラを整備しているのか分からないが、日本政府の役割を強調するのが導入の大きな力になるだろう。

日本の障がい者雇用や社会インフラに合った法律であれば導入が可能であろう。

(7) 韓国の義務雇用制について

50人以上の企業が対象となっている。労働者の2%、政府公共部門では3%となっている。

2006年の法定雇用率の達成率は、民間部門1.35%、政府部門は1.5%。これは、適用職種の拡大と民間部門における適用除外を廃止したため、一時的に下がったものである。2008年には民間部門は1.72%。現時点でダブルカウント制度は導入されていない。1級2級が重度、5級6級が軽度。知的精神含め、全ての障害が対象。

現状においては知的障がい者の雇用はなかなか進んでいない。また、重度障がい者の雇用が増えているとの点も分からない。

義務雇用が達成できない場合、企業は不足している一人当たり、1 か月 50 万ウォンの障がい者雇用基礎負担金を納付しなければならない。1 年間の総額では、1700 億ウォンにもなる。この基金をもとに、障がい者雇用促進公団が運営されている。

- (8) 自主的な差別解消是正システムがあるか。

政府に対して勧告等をしている。

- (9) 韓国でも近年、CSR を重視しているが、国としては企業の社会的責任という観点ではなく、企業の利益（能力のある人もいることや、雇用達成率が伸びるなど）になるという観点で勧めている（ILO のスタンスと同じ）。

しかし、多くの企業はCSR を重視しているため、イメージを重視する企業は、是正勧告は重く受け止める。経営者総協会としても是正勧告は重く受け止めるが、場合によっては、経営者総協会として取り組まなければならない問題もある。

- (10) 現在、政府は納付金の一部を合理的配慮に使えるようにするなどの措置を考えている。

今でも、支援金や安く融資する等の支援は行われている。その比率を増やしていく。

- (11) 通貨危機のときに、一部ではあるが、義務雇用制度廃止といった議論があった。イギリスでは廃止されており、韓国でも当初、障害者差別禁止法を導入するのであれば、義務雇用制度はなくせというのが我々の主張であった。現在の政府の方針では併存となっている。

3 韓国保健福祉家族部

訪問先 韓国保健福祉家族部

訪問日程 2008 年 6 月 30 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

担当 障害者政策局権益支援課

- (1) 6 月 30 日午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで、保健福祉家族部の障害者政策局権益支援課を訪問した。保健福祉家族部は我が国で言えば厚生労働省に相当する機関である。

キム・ホンジュン課長とシン・ウンギョン氏に対応いただいた。

- (2) 前記のとおり、保健福祉家族部は差別禁止法制定に至る過程に積極的に関与している。ノ・ムヒョン政権下で最初の政府案として提出されたのは保健福祉家族部案である。障がい者団体の反対やその後の国

家人権委員会からの法案提示等により保健福祉家族部案は撤回されるものの、国家人権委員会からの法案が採択された国会での議論にも積極的に参加しており、法律形成に少なからぬ影響を与えている。

法律制定後は、保健福祉家族部が差別禁止法の所管部署として、政府内の各部署にまたがる当該法律の調整を行っている。

- (3) 法律制定に関しては、保健福祉家族部もまた、障がい者団体が主導してきたことを事実として認めていた。

その上で、貧富格差是正委員会が障推連等と呼びかけて民官共同企画団（大統領の諮問機関）が結成されるなど、国会の関心も高かったことが後押しになったと評価していた。

- (4) 施行後の活動としては、政府合同対策班という省庁間（14の関係省庁で構成）にまたがった対策チームをつくり（保健福祉家族部も参加している）、運用面において他機関と会合を持っていること、地方公共団体や関係機関にも説明会を開催していること、障推連等の民間の団体と国民向けの法令説明書を作成する予定であるなどの説明があった。

施行状況のモニタリングについては、今年度下半期にモニタリング体制を作り上げる予定であり、障害者権利条約第33条の規定にある focal point（中心的・連絡機関）に該当する担当部局はこの権益増進課になるであろうとの説明であった。

- (5) 今後の課題としては、

- ① 国民の意識改善が必要である。社会的な葛藤が増大してはならない。
- ② 履行過程のモニタリングが必要。障害者権利条約の批准案が今国会に出されており、通過すれば2年後に報告書を提出する必要があるが、条約の内容の多くは差別禁止法に含まれているため、法律の施行状況をモニタリングすることが条約の報告にも有用である。
- ③ 差別禁止法で禁止された内容等について、既存の法律との衝突の有無や整合性を調査する必要がある。

といった点を挙げていた。

- (6) 差別禁止法制定に当たり、障害者権利条約を参考にしたかという質問に対しては、「法律は障推連案が土台となってできたものである。」という回答であった。

また、予算規模と使い途について尋ねたところ、2008年から2012年までに約3兆ウオンの予算が必要であり、その多くは教育、雇用に使われる旨の説明があった。

国民の意識を変えていくための具体的な取組みについて聞いたとこ

ろ、マスコミを通じた広報やインターネットの動画を使った広報、リーフレット等を使った広報など多様なチャンネルを利用した広報活動を行っていくとのことであった。

- (7) 保健福祉家族部は、今回訪問した視察先のうち唯一の政府関係機関である（国家人権委員会が政府機関とは独立した組織であるため。）。政府関係機関の中でも、差別禁止法の所管部署として各部署間の調整を行う、法律実施面での中核的な機関である。

当該機関が、早くから独自の法案を提出し法律制定に積極関与してきたにも関わらず、障推連を中心とした障がい者団体が法律作りを主導してきた旨を明言していることが印象的であった。障がい者自身が作り上げた法律であることは社会のコンセンサスといえるのであろう。

広報を含めた国民の意識改善、予算執行、既存の法律との調整等、具体的な法律の実施はまさに今後、段階的に行われていくところであり、政府としての活動に対する現時点での評価は困難であるが、政府の主体的活動なくして差別解消は図り得ないため、政府活動のモニタリングを厳格に継続することが必要である。

4 韓国保健福祉家族部（２００９年１２月再訪）

訪問先 韓国保健福祉家族部（再訪）

訪問日程 ２００９年１２月２４日 午後１時～不明

担当 障害者政策局権益支援課

- (1) ２００９年１２月に保健福祉家族部を再訪した。今回の訪問で主にご担当いただいたのは障害者政策局権益支援課課長のキム・ドンホ氏である。

最初に組織の説明をしていただいた。保健福祉家族部、障害者政策局の組織図としては下記のとおりである。

大臣－次官－局長－ 障害政策課（総務的な仕事）
権益支援課（キム・ドンホ氏の所属課）。
自立基盤課

障害者政策局には職員が４５人（内、１５人は他の部署からの支援）である。

また、障害者政策局の予算は８０００億ウォン（約７００億円）だが、２０１０年度は障害年金制度が始まるので、１兆ウォンとのことであった（そのうち、権益支援課の予算は、９００～１０００億ウォン）。

ンである。)

(イ) 障害政策課

障害者福祉法，団体支援管理，登録制度（障害認定制度）の判断と管理，介助者派遣制度などを担当する部局である。高齢者の保険制度である「療養制度」を作っているとのことであった。

介護者派遣について，日本ではホームヘルパーとして社会参加には介護者派遣を使えないが，韓国では使途の限定はないとのことであった。

なお，新設予定の療養制度では，介護者ではできない看護や看病ができるということである。

(ロ) 権益支援課

①差別禁止法，②権利条約，③1997年バリアフリー法を担当する部局である。福祉施設の入所，リハビリ医療施設，自立生活センター，障害児リハビリテーション（言語指導，音楽療法等）も担当している。

(ハ) 自立基盤課

職業リハビリテーション，雇用，福祉的就労，補装具，障害者手当等を担当している。障害者手当は2010年度から障害年金に吸収されるとのことであった。月額予算審議によるが，手当の時と金額は余り変わらない模様である。14万ウォンが政府案で，24万ウォンが障害者団体案である。

(2) 業務の内容については，以下のとおり説明をいただいた。

障害者差別禁止法に関する業務については，法の改正，後方啓発，公務員教育などを行っている。

権利条約については，韓国は2008年12月に批准し，2009年1月に国内発効した。

ただ，今後も国内法整備が必要であり，政府報告書を2011年に出す予定である。

選択議定書については，条約の運用を見ながら慎重に検討していく。女性差別撤廃条約のように選択議定書を批准した条約もある。期間において批准する場合が多い。

権利条約に関連する部署は11あり，保健福祉家族部が focal point としてまとめ役を担っている。2009年3月に，省庁間横断の班ができた。

モニタリングについては，今ある制度を使う予定だが，まだ決まっていない。障害者差別禁止法には独自のモニタリング機関があり，それに吸収されるかもしれない。

個別法改正・制定の予定については、生命保険についての改正案が国会に上がっている。障害者差別禁止法に引かかる欠格条項をなくしていく必要もある。精神保健法は精神健康課の担当だが、改正作業をしている。入院の際の同意の要件を強化している。もっとも、抜本的な改正ではない。

5 公益弁護士事務所

訪問先 公益弁護士事務所「共感」

訪問日程 2008年6月30日 午後5時～午後7時

- (1) 6月30日夕方、「共感」という名前の法律事務所を訪問した。韓国で唯一の利益を追求しない公益弁護士事務所だという。対応してくださったのは、ヨン弁護士とチャン弁護士だった。

「共感」は障がいのある人や女性、性的少数者などの権利を擁護し、国際人権を保障することを目的としている。そして、①NGO等の人権団体への法律支援、②NGO等の人権団体への法教育、③公益訴訟、④法制度の研究、の4つを方針としている。また、障推連の法制定委員会に入っている活動も行っており、障がいのある人の公益訴訟として、損害賠償を提起して勝訴したり、外国の障害者差別禁止法の調査を行い、韓国での障害者差別禁止法制定に貢献した。

それ以外にも、公益プログラムを中継することも重要な活動で、他の弁護士、法学部の学生等が公益プログラムに参加するように働きかけている。最近韓国でもロースクール制度ができたが、スクール内で公益活動ができるかどうかを現在調査中である。

- (2) 2000年に、賛同した市民から給料の1%の寄付を受け、「美しい財団」という公益弁護士運営基金が設立されており、「共感」はその基金によって事務所の運営費の約80%を賄っている。残りの20%は個人からの毎月の寄付による。また、法律事務所や企業からプロジェクト別に費用を徴収することもある。例えば、大学生を対象に人権キャンプを行うプロジェクトや、移住女性（韓国人と結婚した外国人女性）への法教育の支援プロジェクトなどである。

基本的には依頼者から報酬を受け取らないことを原則としている。その代りとして、個人としての事件は扱わず、少数者、人権、差別に関する事件のみを扱っている。損害賠償請求で勝訴しても成功報酬は受け取らない。

弁護士やスタッフの給料等は、全て財団基金と寄付の中から支払われている。

- (3) 公益活動に関するものであれば、刑事も民事も憲法裁判も取扱う。
なお、刑事事件の例としては、障害者施設に籠城した運動家が逮捕されたときに弁護などであり、障がいのある人が一般の刑事事件、例えば窃盗などを起こした場合の弁護をするわけではない。民事事件としては、障がいを持った子どもが旅行保険に入ろうとしたら拒否されたケースで損害賠償を請求した事件などがある。また、障がい者施設で差別を受けた事例では告訴をして、施設職員等が処罰を受けたこともある。
- (4) 韓国の差別禁止法制定については、ヨン弁護士が差別禁止法制定委員会に参加した。具体的な活動としては、討論会に参加したり、マスコミに法律の内容を周知したり、国会議員との折衝などを行った。運動も重要であるが、法律家が法の妥当性について検討することが重要であると考えている。また、法律制定後の施行令の作成にも関与した。施行令作成過程においては、政府の立場は法の適用対象を狭めようとしていたように感じられ、しばしば政府と意見を戦わせ、草案作成に尽力した。
- (5) 差別禁止法第48条2項により「正当な便宜供与をせよ。」という判決ができるようになった。それ以前は損害賠償のみ認められていた。効果を期待しているが、現状ではまだ裁判が提起された例はなく、判決も出されていない。しかし、「共感」としても今後事例があれば積極的に裁判にかかわっていく所存である。なお、国家人権委員会への申立ては何件か行っている。ひどい差別事例については積極的に告発するつもりである。
差別禁止法が施行されてまだ日が浅いが、障がいのある人についての差別的発言があったとき、以前であれば問題提起がしにくかったが、法律制定後はすぐに陳述ができ、それに対して加害者が謝罪するということがあった。国民の意識としての変化を感じた。
- (6) 「共感」ができてまだ5年くらいであり、スタッフ弁護士の年齢は平均して30歳代中盤と若く、弁護士経験年数は3年から5年の者が多いとのことであった。みな熱心に公益活動を行っていた。依頼者からは原則報酬を受け取らないため、事務所運営を気にせずに事件ができるというのは、ある意味うらやましい限りであるが、その分、財団基金と寄付に寄っているのが、韓国の草の根運動の広がりを感じた。

6 国家人権委員会

訪問先 国家人権委員会

訪問日程 2008年7月1日 午前10時～正午

(1) 国家人権委員会からの歓迎の挨拶

アン・ギョンファン氏から挨拶があった。彼は法学の教授で、80年代にアメリカの法律事務所で働いたことがあるといわれた。

氏は、「韓国は、今は、日常的に人権が尊重される国になっており、障がい者に対する処遇もその一つである。障がい者問題は、10年前までは、社会では見えない存在であった。障がいとは、個人に与えられた条件と理解されていた。しかし、全ての障がい者が生きていけるように、社会が支援する、そういう価値観に変ってきた。障害者差別禁止法は、時代の流れである。私達の経験がお役に立てばと思う。日本から学んできたことがたくさんあり、感謝する。」と述べられた。

(2) 国家人権委員会の概要

(イ) 組織等

国家人権委員会において障がいのある人に対する差別問題を扱うチームの長以下、6名の調査官が勤務している(障がい当事者1名)。

障害者差別禁止法は、権利救済を目的にしており、生活分野全てを網羅している。差別を受けた場合、委員会に申立てがあり、調査官(トレーニングを受けた担当官)が調査を開始する。

国家人権委員会には是正小委員会がある。調査官の調査結果から、差別があったとは是正小委員会が判断を下した場合、勧告を行う。

是正小委員会の構成は、3人の常任委員がフルタイムである。

是正小委員会への申立ては、2007年は257件あった。申立対象は、障がい者への差別の問題に限定されており、障害者差別禁止法の施行後は1ヶ月で230～240件である。

国家人権委員会の予算は20億ウォンで、是正小委員会には独立の予算はない。調査チームには1500万ウォンの研究費があるが、2009年は、精神に障がいのある人についての報告書作成のため4200万ウォンが計上されている。

国家人権委員会の地方支部は、釜山、テグ、光州の3つがある。

(ロ) 手続きの流れ

本人や第三者が申立てを行い、電話でも面接でもFAXでも可能である。国家人権委員会としてはソウル、釜山、テグ、光州にある人権相談センターにおいて専門委員が相談を受ける。そこで分類をして、障がい者に関する問題は、是正小委員会に配転される。是正小委員会で基礎調査を行い、基礎調査の中で問題が解決することもある(5%が勧告、95%は却下と棄却である。却下の中には、やりとりの中で解決したものも入っている。棄却には、差別ではない

というものと、調査の中での合意・成立も含む。つまり、却下と棄却の中には、「差別が是正されることになった。」との良い意味での解決も含まれている。）。職権調査もあり、国家人権委員会が現認した事案について緊急調査を行う場合もある。

調停を行う場合、9人の調停委員がおり、調停委員の資格は、弁護士経験10年以上、学者（准教授）の経験10年以上の民間人であり、任期は2年間である。調停には、当事者側の弁護士も参加でき、調停には拘束力はない（調停の内容は公表されない。）。

しかし、調停が無視された場合、再度調査をして、その結果に基づき勧告をすることができる。勧告を破った場合には、是正命令にすすむが、そのためには障害者差別禁止法違反の事実が認められることが必要である。2009年現在、まだ是正命令の事案はない。

申立てされた側が話し合いや調停に応じないという場合には、勧告を行う（法的拘束力はないが、報道機関に公表するため事実上の影響力は大きい。）。勧告をする場合には、まずレポートを作り、是正小委員会が内容を決定する。

7 国家人権委員会（2009年12月再訪）

訪問先 国家人権委員会（再訪）

訪問日程 2009年12月24日 午前10時～正午

- (1) まず、人権相談センターを案内していただいた。

聴覚障がいのある相談者用にテレビ電話付ブースや、外国人用ブースがあった。6人の相談員が相談に当たり、1日約100件の相談があるとのことであった。ユニークだったのは、センターを訪れた人が、満足度を示すのに、色の付いたボールを箱に入れるやり方であった。

- (2) 次に、国家人権委員会の最高決定機関である「全員委員会」（委員全員で行う会議）を開く会議室にて説明を受けた。

全員委員会の様子は、館内にモニターで流れ、全職員が傍聴できるようになっている。発言者へ自動的にカメラが向くシステムが取られている。全員委員会は隔週の月曜に開かれている。

委員の構成としては、4人が国会から、4人が大統領から、3人が最高裁判所から任命されとのことである。委員の中から委員長を任命するのは大統領である。

- (3) 続いて、調査局障害差別調査課にて説明を受けた。

障がい差別については障害差別調査課が担当し、12名の職員がいる。申立ては1か月約50件であるとのことであった。

国家人権委員会の委員は、各方面のバランスを考えて任命される。宗教、法律、社会福祉などの分野からである。現在は大学教授、弁護士、牧師、僧侶などが入っている。女性は4人以上と法律で決まっている。小委員会が4つある。

2008年、大統領が替わって、全体のスタッフの数が22%削減され206名から164名になり、人権委員会の局も5つから3つに減った。

障害差別調査課は、調査だけでなく啓発など障がいに関する全てが対象。去年の大きな仕事は、精神障がいについて政府報告書を作ったことである。2年6か月にわたって公聴会や討論会を開催し、2009年11月に完成したものである。英語版を現在作成中である。

こうした調査に対しては、病院からの抵抗がある。

他のマイノリティは当事者団体があるため、当事者が声をあげることができるが、精神障がいは、一番声を出しにくく、一番疎外されている。国家人権委員会しか調査できないので、この調査を一番先にやった。精神に障がいのある人の家族としては退院して家に帰ってこられても困るし、隣人も嫌がる。他方、精神科病院は収入になるから入院していて欲しいという風潮があるようだ。

人権委員会の年次報告は、2010年2月に2009年版が出る。

人権委員会の勧告件数については、障がい差別について650件の申立てがあったが、勧告まで行ったのは10件くらいである。30%は調査中に何らかの解決に至った。15%は和解、50%が不受理である。

申立てから結論までの期間は3か月以内との決まりがある。しかし、1年かかる例もある。平均すると約90日である。

調査については、常任委員会で職権調査を決めると、10人の調査員が一斉に調査に入る。

8 国会議員

訪問先 国会議員会館

訪問日程 2008年7月1日（火）午後1時30分～午後3時30分

面談者 チャン・ヒャンスク前国会議員

チョン・ファウォン前国会議員

- (1) 国会議員会館を訪れ、障害者差別禁止法制定に大きく貢献した2人の第17代国会議員（任期2004年5月30日～2008年5月2

9日)、チャン・ヒャンスク氏とチョン・ファウォン氏から法制定の経緯を伺った。

チャン氏は車イス使用者であり、チョン氏は視覚に障がいがある。障害者差別禁止法の審議に当たり、チャン氏はウリ党（現統合民主党）を、チョン氏はハンナラ党をとりまとめた結果、2007年3月6日の国会本会議で197人の出席議員中、賛成196票、棄権わずかに1票をもって、障害者差別禁止法は採択された。

- (2) 障害者差別禁止法の採択は決して優しい道ではなく、たくさんの紆余曲折があり、本懇談に同席した現職の国会議員で弁護士でもあるパク・ウンス氏（統合民主党）は、こう語った。「私は弁護士なので、正直言って障害者差別禁止法が採択されるとは思っていなかった。法律家としては不可能であると思った。」

障害者差別禁止法の制定は、当時のノ・ムヒョン政権の政権公約とされていたが、同大統領は、国会で採択された障害者差別禁止法に署名する際、両脇にいたチャン氏とチョン氏にこう語ったという。「公約に挙げたが守れるとは思わなかった。守らせてくれてありがとう。」

- (3) 障害者差別禁止法の制定は、「なにより障がい者団体の熱い運動の成果であった。」（チョン氏）。

「韓国の障がい者はとてもよく戦う。個性も強い。よく喧嘩をするが、障害者差別禁止法については、別れずに団結し、ぶれなかった。60余りの団体でスタートした障推連が法律成立時には260に増えた。それくらい連帯の意識があった。政府が何かしてくれたわけでもなく、国家人権委員会も何もしてくれなかった。障がい者団体の熱い思いに政権が答えた結果だ。」（チャン氏）。

「ノ・ムヒョン大統領の存在が大きかったことも相違あるまい。ただ、障がいのある人の団体の熱心な働きかけで、2003年の大統領選の両候補者（ノ・ムヒョン、イ・フェチャンの二氏）が、障害者差別禁止法の制定を公約に挙げたのである。」（パク氏）。

- (4) 財界や省庁の抵抗は強かったという。省庁は無関心という形で抵抗した。チャン氏によると、13の省庁は「抵抗するのであれば戦えるから、まだいい。無関心が一番困る。保健福祉家族部、財政部、法務部だけが関心を持って、反対をしたり、賛成したりした。」。

こうした抵抗、無関心に対しては、カメラ作戦が展開された。報道陣のカメラの前に与党の政策委員長を呼び、13の省庁への働きかけについて反対させない形で約束させたりした（チャン氏）。ノ・ムヒョン政権下で、義務雇用制に伴う課徴金の増額や公務員の雇用率引上げが世論の後押しを受けて実施されたことなどで、経済界は障害者差別

禁止法採択に対し、反対の声を大きく出せなかったという（パク氏）。
(5) 障害者差別禁止法採択の過程で、障がいのある人の側の妥協もあったという。

最初は、障推連が作成した障害者差別禁止法素案を民主労働党のノ・フェチャン議員が国会に発議した。しかし、その内容は「あまりにも進歩的過ぎた。」（チョン氏）ものであり、立法化は「無理」（チャン氏）と思われた。

「法を本当に作るのか、それとも運動を目的とするのかは、障がいのある当事者たちが決めること。当事者たちは譲歩しながらも、第17代国会で法律を作ると決めた。」（チャン氏）。

チャン氏とチョン氏はそれぞれ法案を発議した。大統領府に諮問委員会が設置され、13の政府省庁と、国家人権委員会と、障がい者団体のあいだの意見の調整が図られた（パク氏）。

裁判外救済機関については、障がいのある人達は、当初、大統領府に国家人権委員会とは別個の組織を設けるべきと主張した。しかし、組織が国家人権委員会に一元化されていること、調査権限まで要求してきた法務部に対抗する必要があったこと（チャン氏）から、国家人権委員会が調査と勧告の権限を有し、法務大臣が是正命令の権限を有することで結着した。

障がいのある人側は、立証責任の転換を求めたが、法務部の反対で実現できなかった（チャン氏）。差別の具体的内容についても経済界の反対で、範囲が縮小された（チャン氏）。

(6) しかし、成立した障害者差別禁止法の内容は「第3」で紹介したとおり、実質的な機会均等を保障するため、差別を禁止し、正当な便宜供与や必要な支援をする義務を課し、救済の道筋や内容も極めて充実したものとなっている。日本にとって極めて示唆に富む内容を有している。

もっとも、話を伺った三氏ともに、障害者差別禁止法の内容は、まだまだ不十分であり、イ・ミョンバク政権による予算削除等、課題が多いことも指摘していた。

しかし、政治情勢、経済情勢が必ずしも容易ではない状況のなか、韓国における障がいのある人の運動のエネルギーは今も失われてはいない。

(7) 会談は、和やか雰囲気では終始した。しかし、障害者差別禁止法制定に向けた情熱に私達は圧倒された。チャン氏が、日本は運動よりも考えることが多いと指摘した上で次に述べた言葉は、私達の心に突き刺さった。

「サッカーに勝つには、ボールをゴールに入れなければならない。」

9 教育についてのインタビュー

訪問日程 2008年7月2日（水）午前10時～正午

面談者 全国障害者教育推進連帯事務局長 キム・キリョン氏

ソウル障害児父母会 チョン・ヒキョン氏

- (1) 今回の訪問では、具体的な教育現場を視察することはできなかったが、全国障害者教育推進連帯事務局長と障がい児の保護者であるソウル障害児父母の会の方から話を聞くことができ、さらに、視察で得られた資料によって、教育システムを理解することについても大きな収穫があった。
- (2) 全国障害者教育推進連帯事務局長のキム・キリョン氏とソウル障害児父母会のチョン・ヒキョン氏の両氏から韓国における障がい児教育の大きな流れの概説を受けた。
- (3) 特殊教育法（2007年法）と障害者差別禁止法に、教育における差別の禁止が規定されているが、具体的にどのようなことが差別とされているのか、との質問に対し、キム・キリョン氏から次のような差別があるとの回答があった。
 - ・ 特殊教育関連サービスの提供における差別。
 - ・ 授業参加への排除及び校内外の活動の参加の排除。
 - ・ 個別化教育支援チームへの参加等、保護者の参加における差別。
 - ・ 大学における入学（の種々な形）の手続きにおいて、障がいによって必要な受験の便宜の内容を調査、確認する以外に、別途の面接とか、身体検査を要求するなどのこと。障がいを理由に入学を拒否する場合ほかに、特殊教育関連サービス提供における差別、授業の参加からの排除、保護者の参加に関する差別が含まれる。また差別に対しては刑罰規定があるが、特殊教育法では300万ウォン以下の罰金、障害者差別禁止法では、悪意的なものであると認定された場合は、3年以下、又は3000万ウォン以下の罰金が規定されている。
- (4) 特殊教育法は、障がい児だけについて義務教育の期間を3歳から17歳まで延長した世界で初めての法律である。障がい児には教育の機会をより保障し、障がい児に対する国の責務を拡大するために設けられた。障がいの無い子は7歳から14歳までである。

〔質問〕

これは保護者の要求で制定されたのか。

[回答]

(キム・キリョン氏)

- ・ 父母の要求も大きかった。障がい児には早期からの教育が大事だと思われてきたが、障がい児の幼稚園への入園はなかなか拡大しなかった。全部で約8000園ある幼稚園のうち、障がい児を受け入れている幼稚園は約100園しかなかった。そのため幼稚園に入れないう障がい児がたくさんいたため、彼らが入園できるようにするため、義務制にした。これによって入園できるようになった。
- ・ 国が障がい児も入れる幼稚園を増やす責任をもった。ただし、義務教育期間の延長は段階的に施行され、特殊教育法施行規則によって決められている。

(チョン・ヒキョン氏)

- ・ 全ての保護者が義務化を歓迎したわけではない。反対する人もいたが、早期からの教育を拡大するためにはいい方法だと思っている。
 - ・ 私の子どもは、15分かかる距離に学校があったが特殊クラスがないため入学できず、40分かけて別の学校に通った。クラスが増えることを歓迎する。義務化によってクラスが増えるだろう。
- (5) 障がいの早期発見について、該当地域内の保健所と病院又は医院で選別検査を無償で実施している。

障がいを持っていたり、障がいを持っていると思われる子どもを発見したときには、教育長又は教育委員長に診断・評価を依頼する。

以前の特殊教育振興法には、早期教育に関する手続や規程がなかったもので、障がいを発見しても、特殊学校に入学することができず、結果、私教育に依存してきた。

特殊教育法は、保護者だけでなく、各学校の長にも、障がいがあったり、障がいがあると疑われる子どもの診断・評価を依頼することができるようになった。ただし、父母又は保護者が自分の子女、子弟に対する診断・評価を望まないこともあるので、各学校の長は、診断・評価を依頼する場合、事前に父母又は保護者の同意を得なければならない。

2007年11月から保健福祉家族部で満6歳未満の子どもを対象に5回にわたって健康健診を実施するようにした。検査が重複して実施しないようにするために、健康診断の結果を活用するように規定している。

- (6) 特殊教育対象者の選定手続き及び教育支援の内容の決定については、教育官又は教育庁は、該当特殊教育運営委員会の審査を経て、特殊教育対象者を決定し、就学させる。この場合には必ず保護者の意見を聞

かなければならない。

保護者又は各学校の長は、この決定に異議があれば、異議手続として審査を請求することができる。該当する特殊教育運営委員会は審査後、その決定を教育課又は教育庁や学校の長に通報する。審査決定に異議がある場合には保護者は行政審判を開始する。

- (7) 特殊教育対象者の就学及び教育については、一般学校の普通学級、一般学校の特殊学級、特殊学校、のどこかに入れる。

特殊教育対象者の障がい程度、能力、保護者の意見等を総合的に判断し、居住地に一番近いところに就学する。

ほかの自治体に所在する各学校等に就学しようとするときには、該当の自治体の教育官と協議する。教育官又は国立学校の長は特別な事由がない限り、これに応じなければならない。

10 イ・イクソプ教授インタビュー

訪問先 延世大学

訪問日程 2008年7月2日（水）午後

- (1) 延世大学のイ・イクソプ教授を訪問して、障害者権利条約及び障害者差別禁止法制定に関するお話をお伺いした。教授は、韓国政府代表団として韓国の権利条約に対する思いや要求事項を国連に伝えるという大きな役割を担われた。教授は、国連における韓国の活動は障がい者運動の延長にあったという点で特別な意義を持つ、という思いを述べられたことが印象的であった。

また、教授の活動は、障がい者団体の希望や要望という面と、政府（外交通商部、保健福祉家族部）の意向との調節弁としての役割があったという。当事者が要求してきた3つの要求（①女性障がい者の権利、②自立生活、③移動権）について、政府側は保守的な傾向があったが、この点につき調整を行ったとのことである。

教授は、とても気さくな方で、にこやかに我々訪問団を迎えて下さり、そして、日本の障がい者施策に参考となる質疑応答に対応いただいた。

しかし、教授は、大変残念なことに2010年2月2日に逝去された。ご厚意をいただいたことに感謝し、ご冥福をお祈りしたい。

- (2) 質疑応答は以下のとおり。

[質問1]

権利条約制定が障害者差別禁止法制定にどのような影響を与えたのか。

[回 答]

人権の全体的な状況を一步一步進めて行くにはとても大きな影響を与えた。障害者差別禁止法と権利条約の直接的な関連性は見いだせないかも知れないが、歴史的な方向性や連携性は強くあった。この2つの制定は障がい者運動の影響がなければ不可能であった。障がい者運動に背中を押されて障害者差別禁止法の制定もできた。当事者主義の力が大きく作用した。運動を始めるとき、構造的な差別が存在していたのであるが、その認識を共有化する手段がなかった。釜山で判事、弁護士、当事者が集まって法案を作ったのがきっかけとなって、障がい者関連団体が各自考え始め、自分たちも法案を作ってみようという動きになっていった。

[質問2]

権利条約批准についての問題点・課題は。

[回 答]

批准するという流れは決まっているが、何点か政府が留保する事項がある。外交通商部と連絡を取り合っている状況では、2009年8月に障害者権利条約の批准について国会で検討する予定。

[質問3]

障がい当事者の声をどういう立場でまとめあげたのか。

[回 答]

権利条約推進連帯という組織を作った。最初、障がい当事者は、国連に対して不信感があり、攻撃的な立場を取っていた。例えば、国連は1972年代や1981年の国際障害者年では、障がいの定義が全て医療モデルであった。また、1983年の国際行動計画では、①障害の予防、②リハビリテーション、③機会の均等、が3つの核心であったが、権利性を主張しながら予防やリハビリテーションを強く打ち出すという矛盾した主張は、とても受け入れられなかった。

もう一つの問題点は、世界のDPI当事者が国連に障害者差別禁止条約を何回か提案したが(1980年代のイタリアとスウェーデン)、国連はこれを拒否したことであった。

しかし、私たちは、障がい当事者運動がプッシュしていかなければ絶対にことは動かないというと考えていたので、障がい者団体を回って説明会や意見交換会を行い、皆が強い意志をもって一緒に行動する

ことが必須であると訴え続けた。もちろん交渉を私一人が行ってきたわけではない。当事者運動があって、その代弁をしてきたのだということを理解して欲しい。

[質問4]

国内の障害者差別禁止法を作る動きと条約制定の動きは、重なる部分もあると思うが、重ならない部分もあるのか。

[回答]

人権という枠の中においては一緒である。文脈は一緒。ただし国内の草の根運動家が国際的な運動を理解するのは限界があった。運動への参画の度合いについての違いもあった。国連の運動に関わりたくても関われない人もたくさんいたと思うし、障害者差別禁止法は自分たちの生活に直接関係があるが、条約はそうではないとの感覚もあり、参画の度合いについても違いがあったと思う。条約の運動に当事者を引っ張っていくのはかなり苦労した。

[質問5]

国内法制定の運動にイ教授はどの程度関わられているか。

[回答]

それほど大きくは関与していない。障害者差別禁止法については法務部の中に審議委員会（委員は7人）ができたが、その委員の一人をしている。今は条約と障害者差別禁止法の関係、障がい者の障害者差別禁止意識の向上を一番心配している。

[質問6]

権利条約の国内法への影響は？

[回答]

全体的な概念についてはかなり影響を与えている。障害者差別禁止法は生活の多くの分野についての差別を禁止する。ほかの国でもそうであるが、障害者差別禁止法は国家対障がい者と言うよりも、民間対障がい者という部分がかなりの部分を占める。

今後法廷における対立が出てくると思うが、その全てを障害者差別禁止法で解決できると考えるのは誤算であろう。否定的な見方をすれば、障害者差別禁止法は障がい者の要求にどれだけ応えることができるのか、心配である。

基礎的な部分は大きく寄与できると思う。具体的な部分となると、企業対障がい者、診療所対障がい者等、の対立が多く生まれてくると

思う。望ましい、とか、合理的、というのは社会的な合意形成によってできるもので、障害者差別禁止法を具体的に運用するとなるとかなり現実的なラインに収まると思う。

また、これから法律が運用されて行くにつれて、当事者が失望してしまうのではないかと心配している。その場合、権利条約の重要性を見直す、あるいは重ねて訴えていく必要がある。条約は加盟国の義務を規定している。そして、障害者差別禁止法も国家の義務を一部規定しているが、ほとんど民間と障がい者の関係の規定である。

私は、国家がまず障がい者の配慮の水準を上げなければ民間の配慮の水準は上がらないと思っている。従って、障害者権利条約の批准を早く行い、先導的な役割をしなければ変わらない。

権利条約と障害者差別禁止法の関係について、最後に一つだけ申し上げる。

私は社会の変化というのは様々なことでできると思う。一つは小さな努力、もう一つは長期的な努力である。ミクロとマクロな努力が必要であると考える。

私は、権利条約が国家の役割を変えて、社会に大きく影響していくのではないと思う。障害者差別禁止法の最後の判断の段階は法廷と思うが、権利条約があることで、次の段階を開くことができる。権利条約がより包括的で、方向性を提示している点で、障がい者運動が進むべき道を開いていると思われる。権利条約批准と障害者差別禁止法の運用、施行の様々な段階で取り組んでいこうと思う。

[質問 7]

批准に際し、政府が留保している点とは？

[回 答]

一つは、条約の中の「財産の遺産の同等な権利」である。我が韓国には禁治産者が残っているので、禁治産になった場合は同等の権利を与えることができない。また、12条の法的権利についても留保している。選択議定書は批准をしない予定。

[質問 8]

韓国の障害者差別禁止法制定の動きが性急になされたことはどのように捉えるか。

[回 答]

障がい者差別の取り組みは法廷だけではない。政治的な選択とか、社会的合意を生み出すための努力が必要と思う。

今回のことは歴史的な事実と受け止めているし、当事者主義という基礎哲学が法制定に大きな力を与えたのではないか。ときには過激になったり乱暴になったりもするが、この間障がい者が奪われていった権利や色々なことを考えれば、決して乱暴ではなかった。

3年ほど前に、日本で国会や厚生労働省の前で障がい者がデモしているのを見たが、韓国のデモとはずいぶん違うなと思った。

[質問 9]

政府の代表であったとお聞きしているが、日本では当事者は顧問として参加していた。教授が政府の代表となった経緯は？

[回 答]

大切な質問だと思う。日本で当事者が顧問としての参加となったのは、日本は官僚の力が強い。

日本政府の代表団を観察していたが、団長が発言する際も本国に確認するなどの作業を行っており、体系的、安定的かつある程度専門性をもちながら対応していたという印象を受けた。

韓国が当事者を代表として入れたのは2つの理由があると思う。それは、①政権交代が起こったことにより、人権・権利に対する主張がしやすくなっていたこと。②当事者主義を障がい者団体が主導していたこと。当時の代表は保健福祉家族部の局長級だったが、障がい者団体が、彼をアジア太平洋の活動に招待するなど、当事者主義を理解してもらう努力をしたことによって、彼が当事者主義を支持するという状況があった。

外交通商部は保健福祉家族部に代表団の構成を依頼したが、私は1992年くらいから人権について大学で講義をしており、当事者代表として準備してきた人物として名を挙げ、代表団に参加することになった。

[質問 10]

権利条約でいう合理的配慮と、韓国法の正当な便宜供与とは同じ概念か。

[回 答]

この点は少し調べなければならないが、韓国の正当な便宜供与は障がい者が中心となっている点が合理的配慮より強いのではないか。条約の合理的配慮は、両者の合意を結びつけるためのより中立的な概念である。

共通しているのはこれを行わないことが「差別」に該当するとする

こと。条約の核心の部分にあたると思うが、合理的配慮を行わないことが差別にあたるとしている。

一方、韓国法はもう少し具体化させて、より障がい者の観点を取り入れている。障がい者側に親和的ではないだろうか。

[質問 1 1]

法務部の審議員委員会委員の一人と伺ったが、その他に障がい当事者は何人いるか。

[回 答]

7 名の内、法務部の次官が委員長をつとめ、それ以外に法務部の職員が 3 名、民間が 4 名である。民間の 4 人の内、2 人が弁護士であり、障がいのない人であるが、1 人は障がい児の親である。その他、私は女性が委員に必要だと強く主張し、障がいのある女性を推薦し、彼女は私と共に委員になった。

人権委員会で勧告不履行の場合に、法務部の審議委員会に回ってくる。今後、大企業が不履行を行い、障がい当事者が審議委員会の決定に従えばいいが、そうでない場合、法律的な争点となる。

[質問 1 2]

日本では障害者権利条約を批准するとしても個々の分野の法改正で足り、障害者差別禁止法のような個別具体的な法律は不要ではないかとの意見があるが、これに対する意見をもらえないか。

[回 答]

日本は、国際社会に対する役割がとても大きい。よく講義でも述べているが、アジアの地域における貧困解決における日本の役割は非常に大きい。私も D P I の活動で学んだし、自立生活運動も日本を通じて入ってきた。日本は先導的な役割を果たす必要があると思うし、これからも同様である。日本は障害者差別禁止法を制定する必要があるし、それは十分に可能だと思う。

障害者権利条約は一言で言えば人権条約を完成させるための大きな道具になっていると思うし、その上で、もし日本が障害者差別禁止法を策定しないのであれば、世界に対して仕事を果たしていないことだと思う。

1 1 シンポジウム「障害者権利条約の実効的な履行：現状と課題」

開催日程 2009 年 12 月 23 日（火）午前 10 時～正午

開催場所 世宗ホテル 3 階世宗「ホール」

主催 韓国国家人権委員会

- (1) 2009年12月23日に、ソウル市内の世宗ホテル3階世宗ホールにおいて、韓国国家人権委員会主催のシンポジウム「障害者権利条約の実効的な履行：現状と課題」が開催され、当部会メンバーの数人がシンポジストとして発言を行った。

韓国で2001年に設立された国家人権委員会は、その業務のひとつに国際人権条約の批准可否及び国際人権条約を国内で履行するのに必要な措置に対する調査・研究及び勧告（国家人権委員会法22条5項）を含んでいる。そして、韓国政府が、2008年12月に障害者権利条約を批准したので、国家人権委員会が障害者権利条約の実効的な履行を模索するために本シンポジウムを催したものである。

- (2) 本シンポジウムでは、主に次の2つのテーマについて討論が行われた。

一つ目は、国内法と同じ効力を持つ障害者権利条約が各国の司法判断において実質的に援用され、拘束力のある判断基準として活用できる方策について、以下のような議論がなされた。

韓国では、「憲法により締結・公布された条約と一般的に承認された国際法規は、国内法と同じ効力を持つ。」とされる（韓国憲法第6条1項）。他方、日本では、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」とされている（日本国憲法第98条2項）。では、国内法と国際人権条約がぶつかる場合はどうなるのか。日本の場合は条約優位という考え方が判例・学説であるが、韓国においては必ずしもそうではないようである。

しかし、障害者権利条約は、障がいのある人の権利と尊厳を保護し促進するための総体的・統合的な国際条約であり、その内容は、韓国の憲法が規定している基本法と同じ方向性にある。従って、同条約は憲法を解釈する際の一つのガイドラインとして作用し、国内法に対する違憲判断の基準として、あるいは解釈のガイドラインとして作用し、相反する国内の諸法律を改正あるいは廃棄する結果をもたらすことができる、としている。

他方、日本においては、条約優位であるとはされているが、いざ個別の問題となると、人権条約の適用について積極主義に立つのかという点と必ずしもそうではない。よって、人権保障機構については重層性が求められる。欧州の状況をみると、国内人権保障機関として、裁判所のほかに独立した人権委員会のような人権審査機関があり、韓国においても、国家人権委員会の役割が司法機関以上に重要であるように

みえる。国際的な領域では、欧州人権裁判所と選択議定書に基づく個人通報制度があり、欧州市民としてはこうした内外の重層的な人権保障機構のもとで人権救済を求めることが可能になっている。しかし、日本の場合は、最高裁判所が人権条約違反がないと判決すればそれ以上の規範的検討は行えない。仮に客観的にみて、国際人権規範から見れば不当な解釈であったとしても、である。したがって、日本においてまず必要なのは、独立性のある人権委員会の創設であり、その構成に障がいのある人たちが多く参加することである。また、選択議定書を批准し、個人通報制度を活用できるようにすることも僅々の課題である。そして、さらに、欧州などと同様に、アジア太平洋地域において地域人権裁判所を創設することが極めて重要である、ということなどが意見交換された。

- (3) 次に、障害者権利条約の具体的なテーマに関して、韓国と日本の障がい者施策について討論がなされた。韓国からは、障がい差別と障害者差別禁止法、障害者権利条約と韓国の成年後見制度、韓国の障害者自立生活の評価と今後の課題、障害者権利条約と韓国の障がい者教育などについて報告がなされた。とりわけ、障害者差別禁止法等とは逆に、韓国においては成年後見制度の実施がいまだなされておらず、導入にむけて活発な意見の交換がなされている状況にあったことから、成年後見制度実施から10年になる日本の現状に対して多くの質問が寄せられるなど、成年後見制度に対する関心の高さが伺えた。

これに対して、日本からは、主に日本の障がいに基づく差別、法的能力、自立生活、インクルーシブ教育を中心に報告がなされた。

まず、障がいに基づく差別に関しては、障害者差別禁止法を持たない日本においては、障害者権利条約を批准するためには、直接差別、間接差別及び合理的配慮を盛り込んだ障害者差別禁止法の制定が必要不可欠である。法的能力、主に成年後見制度については、権利条約があらゆる成年後見制度をただちに廃止すべきことを求めているわけではないとしながら、障害者権利条約の求める法的能力の平等性の保障と濫用防止策は、各国の成年後見制度のあり方に、根本的かつ相当に広範囲な変更を求めるものであるとしている。その上で、障害者権利条約第12条2項の求める自己決定の支援のための制度が日本ではほとんど整備されていない点に問題があるとしながら、権利条約が求めているのは、可能な限り極限まで自己決定支援を尽くした上で、極限的な場合に例外的に成年後見制度が許容されるのではないかとし、成年後見開始の要件に劣後性・補充性の要件を創設すべきであると提言している。また、状況対応性・状況適応性の観点から、現行法の補

助・保佐・後見という三段階の類型化は、権利条約が求めるスペクトラムな視点からは、比喩的にいえばS・M・Lの3つのサイズしか準備されていない既制服のようなものであるとしている。自立した生活と地域生活への統合を保障した第19条については、同条がパラダイム・シフト（枠組みの転換）という目標に向けた基礎となるとして、その重要性を述べている。

最後に、教育について、日本の現状は障害者権利条約の視点から見ると世界の流れから大きくかけ離れており、保護者に選択権すら与えられていない制度である。限りなく通常学級において教育を受けることが前提とされることが障害者権利条約が求めていることの基本であると解されるが、単に教育の場が特殊な空間から通常学級に移行しただけでは足りず、通常学級の担当教員の質とその子供に必要な合理的配慮ないし必要な支援が提供されることが不可欠である。アメリカの全障害児教育法は、障がいのある子どもにも等しく教育を受ける機会の保障を実現するために、個別教育プログラム（IEP）の作成を学校側と子どもや保護者との話し合いで作成することを保障したが、日本においても、教育を受ける側の参画のもとに、その子どもに応じた配慮がなされるシステムを法制度として用意するべきであるとしている。

第6 障害者差別禁止法の施行状況

2011年6月20日、韓国国家人権委員会元常任委員のユ・ナミョン氏から、東京の弁護士会館で、障害者差別禁止法の施行状況について資料提供や説明を受ける機会を得た。

同氏は、ソウル大学法学部を卒業した弁護士であり、2007年12月、国家人権委員会の常任委員に任命されたが、イ・ミョンバク政権下における国家人権委員会の人員・予算削減などに抗議して、2010年11月1日、常任委員を辞任している。

以下は、ユ・ナミョン氏から提供を受けた情報や、DPI日本会議の崔榮繁氏から各種研究論文を含めて提供を受けた情報などを基にまとめたものである。

1 概観

(1) 国家人権委員会に対する申立ての状況

韓国では障害者差別禁止法は2007年3月に制定され、2008年4月に施行された。障がい者団体はこれを機に、国家人権委員会に申立てを出す運動を行った。その効果もあり、障害者差別禁止法の施行以前と以降では、申立件数は8倍以上も増加した。分野別に見ると、雇用は2.4倍、教育は3.8倍、財・用益・行政・司法・参政に関するものは11.6倍、その他いじめ等が45倍の増加となっている（崔榮繁「韓国の国家人権委員会法と障害者差別禁止法」アジ研ワールド・トレンドNo. 181（2010. 10）7頁）。

国家人権委員会の受理件数は、障害者差別禁止法が制定された2007年に246件、同法が施行された2008年に635件、翌2009年に711件と急増している。理由別に見ても、表1のとおり、障がいを理由とした差別に対する申立てが極めて多い。

[表1] 差別に対する理由別申立 (ユ・ナミョン氏提供資料)

(単位: 件数, %)

分類		ジェンダー	セクハラ	宗教	障害	年齢	社会的身分	出身地域	出身国	国籍	外見	結婚歴	妊娠出産	家族構成	人種	肌の色	政治的所属	前科	性的指向	病歴	教育	その他
2002	189	11	2	6	33	7	48	5	20	.	2	2	.	1	1	1	4	7	4	10	.	25
2003	358	34	1	5	18	24	75	2	19	1	4	4	15	2	.	.	7	3	2	16	28	98
2004	389	25	.	8	54	57	64	6	10	.	6	7	4	4	.	.	.	7	1	7	12	117
2005	1,081	55	62	11	121	87	297	23	19	.	45	9	5	15	1	1	5	23	5	21	48	228
2006	824	44	104	8	115	69	208	9	28	0	10	22	9	8	1	0	2	12	4	30	24	117
2007	1,159	75	163	12	246	107	117	8	37	1	20	3	16	13	4	1	2	17	3	31	27	256
2008	1,380	61	152	12	635	63	99	4	28	2	15	5	14	10	7	.	3	16	3	15	23	213
2009	1,685	83	170	15	711	142	92	5	16	3	25	7	17	14	22	0	3	10	2	39	77	232
合計	7,065	388	654	77	1,933	556	1,000	62	177	7	127	59	80	67	36	3	26	95	24	169	239	1,286
(%)	100.0	5.5	9.3	1.1	27.4	7.9	14.2	0.9	2.5	0.1	1.8	0.8	1.1	0.9	0.5	0.0	0.4	1.3	0.3	2.4	3.4	18.2

障害者差別禁止法施行以後（2009年）の分野別申立受理件数の内訳は以下のとおりである（崔榮繁「韓国の障害者差別禁止法制」内閣府障がい者制度改革推進会議（差別禁止部会）資料）。

雇用	65件
教育	49件
財・用役	157件
建物へのアクセス	94件
移動・交通手段	51件
情報・意思疎通	12件
保険・金融	91件
文化・芸術・体育	13件
司法行政	40件
参政権	3件
いじめ等	114件
その他	56件

申立ては、各社会分野・各生活分野に広く及んでいる。商品やサービスの提供、建物へのアクセス等、身近な生活を巡る申立てが多い。又、密行性が指摘されるいじめに対する申立ても多いことが注目される。

(2) 国家人権委員会による処理状況

国家人権委員会による処理状況は表2のとおりである。

[表2] 障がい関連事例の統計データ (ユ・ナミョン氏提供資料)

年	受理件数	決着件数	承認										未承認					
			(承認) 合計	犯罪捜査の要請	和解勧告	調停の紹介	救済措置の勧告	刑事告発	戒告勧告	法律扶助勧告	緊急救済措置勧告	和解合意	調査中解決	(未承認) 合計	要件日充足による棄却	管轄権時効等手続上の 他政府機関への紹介	争点の欠如による棄却	申立人行方不明のため 調査停止
2008	640	455	33			1	20					12		420	254	1	164	1
2009	710	710	57				10					47		653	344	5	300	4
2010	1,644	1,064	83			1	26	3				53		981	637	14	324	6

表2によると、申立てで差別をしたとされる者の承認による解決が極めて多い。ユ・ナミョン氏によると、国家人権委員会の調査局障害差別調査課が被申立人の調査を行っている途中や調査を行った後に、被申立人が自発的に適切な救済措置を講じる例がきわめて多いことからしても、障害者差別禁止法は広く国民に受け入れられ、障害者差別禁止法制定の意義は大きかったとのことである。承認で解決するということは、極めて早期に救済が実現されていることにほかならない。商品やサービスの提供等を巡り、ごく身近に起こる差別が、差別の指摘を受けることで、自発的に解消され、早期に救済が図られていると推察される。

承認に次いで多いのが、和解合意である。正当な便宜供与については、相互の理解が不可欠であることからして、和解合意による解決が多いことは極めて示唆的である。

救済措置の勧告も決して少なくない。下記に示すとおり、2008年1月1日から2009年12月31日までの勧告履行率等からして、任意に勧告に従った履行がなされているケースが多い（崔榮繁「韓国の障害者差別禁止法制」内閣府障がい者制度改革推進会議（差別禁止部会）資料）。勧告には、法的拘束力はないが、勧告の内容や被申立人の対応は公表されうる。公表制度もあることから、勧告が任意に履行され、救済の効をあげているものと考えられるが、そもそもの背景として、障害者

差別禁止法の制定により差別解消の意識が、韓国国民各層に浸透していると評価されよう。

(a) 救済措置の勧告の分野別内訳

雇用（3件）、教育（5件）、財貨・用益提供及び利用（17件）、参政権（4件）

(b) 救済措置の勧告の受容状況

公共部門（政府・自治体・公企業） 88.9%

民間部門（株式会社等の法人及び団体、個人） 100%

教育部門（国公立私立の学校） 66.7%

ユ・ナミョン氏は、救済措置の勧告について、極めて興味深い指摘をした。すなわち国家人権委員会における障がい者を理由とする差別についての救済手続は、障害者差別禁止法を根拠規定とするが、国家人権委員会は裁判所のような司法機関ではないこと、同委員会のメンバーは必ずしも法律家ではないこと、勧告には法的拘束力がないことから、必ずしも障害者差別禁止法の文言解釈にとどまらず、将来に向かっての観点に立って、勧告を出すこともあるということであった。

2 障害者差別禁止法を活用した救済の実例

(1) 国家人権委員会による救済措置の勧告

ユ・ナミョン氏から下記4つの例の報告を受けた。

① 障がい者を根拠とする保険の申し込みの拒絶

Bという障がい者のための団体が、「当団体が2泊3日の会員研修のためにA保険代理店に旅行保険を申し込んだところ、健常者と比べて障がい者の保険は保険料が高く補償範囲が狭い。」との申立てを委員会にした。

委員会の独自の調査により、A代理店は旅行保険を勧誘する際、障がい者を根拠に顧客を差別していただけでなく、「障がい者は事故に遭う可能性が高い。」という根拠のない確率を基に、故意に障がい者に不利な保険を販売していたことが確認された。

委員会は、これについて、「金融商品・サービスの提供者は、保険を含むあらゆる種類の金融商品・サービスを提供する際、合理的理由なく、障害者を制限、排除、差別、又は拒絶してはならない。」「障がいと危険負担に相関があることを確認できない限り障害者に不利な商品の提供は障がいに基づく差別とみなされる。」と規定している障害者差別禁止法第15条及び17条の違反に相当すると判断し、金融サービス委員会の委員長に、保険代理店の監督と予防措置の設

定を提言した。また、A保険代理店には人権教育を行うよう勧告した。

② 保険加入時の障がい差別

精神障がい3級の申立人が「精神障がいを根拠に、郵便局の保険加入を認めてもらえない。」という申立てを行った。委員会は調査を行い、「韓国の郵便局は申立人の障がい及び事故率について調査をしておらず、申立人に精神障がいがあることと精神科治療を受けた病歴があることのみを根拠として、申立人の傷害保険加入を断った。」と認定した。障害者差別禁止法の第15条及び第17条では、「金融商品・サービスの提供者は、保険を含む金融商品・サービスを提供する際、合理的理由なく、障がい者を制限、排除、差別、又は拒絶してはならない」と規定されている。そこで、委員会は、「申立人の障がいと事故率に相関関係があることを示す合理的な証拠がないにも関わらず、障がいを根拠として保険加入を拒否した韓国の郵便局は、障害者差別禁止法の第17条に違反している。」という結論を下し、商法第732条が撤廃されるまで同様の差別事例の再発を防止するため、保険の申請方針を検証し、「精神薄弱又は知的障がい」というフレーズの解釈と適用に関して、より具体的な基準を設けることを被申立人に勧告した。これは、障害者差別禁止法が実施されて以来委員会が初めて同法を適用した勧告であった。

③ 視覚障がい者に対する職業訓練差別

ある視覚障がい者が、「遠隔学習プログラムセンターは、いくつかのクラスでペーパー教材を使用し始めた時に点字又はソフトファイルの学習教材を配布せず、また受講でコンピュータを使用しなければならない時に、適切な援助をしてくれなかった。」と申立てした。

争点は、「被がい者は、障がいを根拠に教育訓練で差別をされたのか否か。」、そして、「センターがデジタルの訓練内容を用意すれば、障がい者は確実に訓練が受けられたのか否か。」ということだった。

委員会は次のように認定した。すなわち、インターネット学習教育は、定義上、楽しく学習し、学習の効果を上げるため、ビデオクリップ、動画、写真、図表などの視覚画像も用いる内容となるはずだが、センターは、視覚的内容のほかに画面読取装置（視覚障がい者の支援ツール）で認識できるテキストを用意しなかった。センターは、視覚障がい者がキーボードを使用して学習内容を知ることができないことが明白である場合、視覚障がい者が教育又は訓練サー

ビスを受ける権利を保障する手段として点字かソフトファイルの補足資料を提供しなければならなかった。

以上の認定の結果、委員会は、韓国ウェブコンテンツアクセシビリティ指針（KWCAG）に沿って視覚障がい者が利用できるようにインターネット学習の内容を補足すること、及び点字又はソフトファイルの補足教材を提供することをセンターに勧告した。また、委員会は、センターの監督官庁である教育科学技術部まで勧告の対象を広げ、同部に対し、KWCAGで規定されている障がい者のアクセシビリティが確保されるよう e ラーニング品質管理指針を改訂するよう勧告した。

④ 視覚障がい者が投票権を行使する際の設備の欠如

ソウル特別市教育局長の選挙に関し、「障害者差別禁止法で定められている、視覚障がい者が投票できる設備がなかったために、親族に代理投票してもらわなければならなかった。」との申立てがあった。委員会は調査を行い、「ソウル市の第4投票所は視覚障がい者の投票を支援する設備を倉庫に保管したままで、投票日に視覚障がい者が使えるようにしていなかった。」と認定した。

「障害者差別禁止法第27条第2項では、「韓国政府並びに地方自治体は、障害の種類と程度を考慮した上で、障害者が投票できるような適切なハードを用意し、選挙情報を障害者に伝達し、障害者の投票を支援する設備を開発・配布するとともに、投票所に障害者の投票を支援する補助員を配備し、障害者の投票権を尊重するようにするものとする。」と規定されている。

委員会は、「被申立人は、申立人が他者の援助なしで投票できるような特別な投票用紙又は特殊な装置を申立人に提供すべきであった。」と述べ、「被申立人が民主選挙の基本原則の1つである非公開投票の原則に則って申立人に適切な支援を提供する義務を果たさなかったこと、及び申立人が投票権行使の際に他者に頼らなければならなかったことは障害者差別禁止法第27条第2項違反に相当する。」という結論を下し、地方選挙管理委員会の委員長ならびにソウル市の第4投票所担当当局に対し「投票所で働く職員に研修を実施し、職員の監督・監視を行い、視覚障がい者の投票権が尊重されるようにすること。」との勧告を行った。

(2) 法務大臣による是正命令

次の例が報告されている（崔榮繁「韓国の障害者差別禁止法制」内

閣府障がい者制度改革推進会議（差別禁止部会）資料）。

- | | |
|-------------|---|
| 2008. 8 | 外傷性脳内出血により左半身不随状態となつて休職後に現職復帰したXを、公共機関Yが、左半身不随の状態では職務に耐えることができないとして、職権免職決定。 |
| 2008. 8. 22 | Xが国家人権委員会に申立て。 |
| 2009. 8 | 国家人権委員会はYに対し、「Xを復職させ、再発防止対策と国家人権委員会が行う障害者差別に関する人権教育を受けること。」を内容とする救済措置を勧告。 |
| 2009. 10 | 国家人権委員会が法務大臣に対し、上記勧告を通報。 |
| 2010. 1 | Xが法務大臣に対し、Yの故意による勧告不履行として、是正命令を申請。 |
| 2010. 4. 28 | 法務大臣がYに対し、Xの復職及び障害者差別に関する人権教育を受けることを内容とする是正命令発令。 |
| 2010. 5. 25 | Xが復職。 |
| 2010. 6 | Yに対する人権教育実施。 |

(3) 障害者差別禁止法を活用した裁判例

ユ氏が知る限り、いまだ報告されてはいない。

3 総括

韓国における障がいを理由とする差別を禁止する実体法である障害者差別禁止法の制定と、救済手続法の下、裁判外救済機関による簡易迅速な救済の実現は、日本において極めて参考とすべきである。

正当な便宜供与や差別の除外規定がどのように解釈されていくのか、を注意深く見守る必要はある。また、国家人権委員会の政権からの独立性という問題は深刻である。しかし、これらの点を踏まえつつ、日本において、障害者差別禁止法の制定と、真に政府から独立した裁判外救済機関の創設が、一日も早く実現されなければならない。

第7 結語 韓国調査の成果と日本の今後に向けて

2011年6月20日、日弁連の招きで来日した韓国国家人権委員会の元常任委員であり、自らは弁護士でもあるユ・ナミョン氏と日弁連関係者との懇談会が開催された。ユ氏からは韓国国家人権委員会成立の経過と組織の概要に関する説明があり、次いで、障がい者差別に対する国家人権委員会の取組とほかの国家機関からの独立性について、意見交換がなされた。

ユ氏から、韓国においては、政権の交代があったことから予算が縮小され、しかも、政治的方針の違いからユ氏においては常任委員を辞任せざるを得なかったことが報告された。韓国国家人権委員会は独立行政機関と言いながらも、こうした機関の存立の難しさが痛感させられた。

とはいえ、韓国では既に障害者差別禁止法が制定され、国家人権委員会が活動しているからこそ、そうした問題が課題ないし悩みとして発生するのであり、いまだそうした段階に至っていない我が国にとっては、今後の制度作りの参考にしなければならない点も多いのである。韓国が我が国の一步も二歩も先を行っていることは、確かである。そして、障害者差別禁止法が制定されていることにより、国家人権委員会が活動をする中で、障がい者に対する差別問題が大きく前進してきていることが、ユ氏からの報告で改めて確かめることができた。

これに対し、我が国では障害者権利条約の批准に向け、2007年9月に署名手続を終えたものの、いまだ批准（締結）に至っていないことは、大変残念なことである。我が国は、同条約の批准に向けて国内法の整備に着手し、2011年6月に障害者虐待防止法が制定され、障害者基本法が改正された。障害者差別禁止法の制定に向けても、内閣府の障がい者制度改革推進会議の下に差別禁止部会が設置され、障害者差別禁止法の2013年の立法化に向け、精力的に準備が進められている。

韓国においては、独立した国家人権委員会がいち早く設置され、さらには障害者差別禁止法が制定・施行されているのに対し、我が国においてはいまだそうした状況に至っていない理由ないし原因はどこにあるのであろうか。我が国には、障がい者差別が韓国に比して少ない等という実態はない。2007年の内閣府「国民生活に関する世論調査」によっても、障がい者差別は間違いなく存在しているのである。

それでは、我が国の現行立法や制度の下、このような差別問題が適正に解決されていると言えるのであろうか。残念ながらそれは否である。現に、裁判等で障がい者差別が取り上げられた場合でも、「救済するための根拠となる法律がない。」等として解決が先送りされ、あるいは排斥されているのである。

しかし、我が国が障害者権利条約の批准を焦眉の課題としていることは、政府自身も認めていることからしても、韓国調査で我々が把握することができた「国としての体制や社会の変化」は、我が国の今後の立法や社会変革への重要な参考となったことは紛れもない事実である。ヨーロッパにおける人権意識やこれまでの立法経過と違い、同じアジアにおける障害者差別禁止法と人権救済機関を本報告書で紹介できたことは、我が国が今まさに進めつつある障害者差別禁止法制定と議論が深まりつつある人権委員会法の制定にとって弾みとなり、その内容を検討する上での参考となっていることは確かである。

この報告が単に韓国の制度の紹介に終わることなく、我が国の立法ないし制度作りに役立つことを強く願う次第である。

最後に、本視察報告の作成にあたっては各関係各位の御協力をいただいた。特にD P I 日本会議の崔栄繁氏には、韓国訪問の企画、面談設定、通訳から本報告の作成にあたっての助言に至るまで、大変な御協力をいただいた。ここに深謝の意を表する。

以 上

第1章 総 則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (障害と障害者)
- 第3条 (定義)
- 第4条 (差別行為)
- 第5条 (差別判断)
- 第6条 (差別禁止)
- 第7条 (自己決定権及び選択権)
- 第8条 (国家及び地方自治団体の義務)
- 第9条 (他の法律との関係)

第2章 差別禁止

第1節 雇用

- 第10条 (差別禁止)
- 第11条 (正当な便宜供与義務)
- 第12条 (医学的検査の禁止)

第2節 教育

- 第13条 (差別禁止)
- 第14条 (正当な便宜供与義務)

第3節 財と用益の提供及び利用

- 第15条 (財・用益等の提供における差別禁止)
- 第16条 (土地及び建物の売買・賃貸等における差別禁止)
- 第17条 (金融商品及びサービス提供における差別禁止)
- 第18条 (施設物アクセス・利用の差別禁止)
- 第19条 (移動及び交通手段等における差別禁止)
- 第20条 (情報アクセスでの差別禁止)
- 第21条 (情報通信・意思疎通での正当な便宜供与義務)
- 第22条 (個人情報保護)
- 第23条 (情報アクセス・意思疎通での国家及び地方自治体の義務)
- 第24条 (文化・芸術活動の差別禁止)
- 第25条 (体育活動の差別禁止)

第4節 司法・行政手続及びサービスと参政権

障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律

【施行 2010.5.11】[法律第 10280 号、2010.5.11、一部改正]

保健福祉省（障害者権益増進課）

崔 榮賢仮訳（2011 年 3 月 日版）

翻訳者からのコメント

- 本法の所管省庁である保健福祉省は、原文에서는고려치부 (保健福祉部) である。
- 韓国は障害者を「障碍人」と表記するが、仮訳においては、日本で一般的に使われる「障害者」という表記を使用する。
- いわゆる「合理的配慮」に関連し、原文では「正当な便宜」「正当な便宜提供」とされるが、仮訳では「正当な便宜」「正当な便宜供与」とした。
- 「便宜施設」とは、いわゆる「バリアフリー施設」・「バリアフリー設備」の韓国語の直訳である。参考までに、交通弱者の移動便宜増進法の移動便宜増進施設の定義を訳すと以下の通りとなる。「移動便宜施設」とは、車いす搭乗設備、障害者用昇降機、障害者のための歩道など、交通弱者が交通・旅客施設又は道路の利用において移動の便宜を図るための施設及び設備をいう。」

謝辞：本仮訳作成に際し、鎌田真和氏をはじめ、多くの方にご指導をいただきました。ここに感謝の意を表します。

第 26 条 (司法・行政手続及びサービス提供における差別禁止)
第 27 条 (参政権)

第 5 節 母・父性権・性等
第 28 条 (母・父性権の差別禁止)
第 29 条 (性での差別禁止)
第 6 節 家族・家庭・福祉施設・健康権等
第 30 条 (家族・家庭・福祉施設等での差別禁止)
第 31 条 (差別禁止)
第 32 条 (いじめ等の禁止)

第 3 章 障害女性及び障害児童等
第 33 条 (障害女性に対する差別禁止)
第 34 条 (障害女性に対する差別禁止のための国家及び地方自治体の義務)
第 35 条 (障害児童に対する差別禁止)
第 36 条 (障害児童に対する差別禁止のための国家及び地方自治体の義務)
第 37 条 (精神的障害をもつ人に対する差別禁止等)

第 4 章 障害者差別是正機構及び権利救済等
第 38 条 (申立)
第 39 条 (機構調査)
第 40 条 (障害者差別是正小委員会)
第 41 条 (運用規定)
第 42 条 (勧告の通報)
第 43 条 (是正命令)
第 44 条 (是正命令の確定)
第 45 条 (是正命令の履行状況の提出要求等)

第 5 章 損害賠償、立証責任等
第 46 条 (損害賠償)
第 47 条 (立証責任の配分)
第 48 条 (裁判所の救済措置)

第 6 章 罰 則
第 49 条 (差別行為)
第 50 条 (過料)

附 則

① (施行日)
② (小委員会の設立準備)
③ (委員の任期開始に関する運用例)

第 1 章 総 則

第 1 条 (目的)

この法律は、すべての生活領域での障害を理由とした差別を禁止し、障害を理由に差別を受け、
た人の權益を効果的に救済することにより、障害者の完全な社会参加と平等権の実現を通じ、
人間としての尊厳と価値を具現することを目的とする。

第 2 条 (障害と障害者)

①この法律で禁止する差別行為の事由となる障害とは、身体的・精神的損傷又は機能喪失が長
期間にわたって個人の日常生活に相当な制約を招く状態をいう。
②障害者とは、第 1 項による障害がある人という。

第 3 条 (定義)

①この法律で使用する用語の定義は次の通りである。
1. “広告” とは、「表示・広告の公正化に関する法律」第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定による
表示及び広告をいう。
2. “補助犬” とは、「障害者福祉法」第 40 条による障害者補助犬をいう。
3. “障害者補助器具等” とは、「障害者福祉法」第 65 条による障害者補助器具、その他に障害
者の活動を手助けするための自動車その他の器具をいう。その他、障害者の活動を手助け
するための自動車その他の器具についての具体的な範囲は大統領令で定め、「障害者雇用促
進及び職業リハビリテーション法」第 21 条第 1 項第 2 号による職業補助 IT 学機器及び「情
報格差解消に関する法律」第 9 条による情報通信機器、その他、関係法令で定める内容と
の関係及びこの法で定める関連条項との関係等を考慮して定める。
4. “公共機関” とは、国家及び地方自治団体その他大統領令で定める公共団体をいう。
5. “使用者” とは、「勤労基準法」第 2 条第 1 項第 2 号による事業主又は事業経営担当者、そ
の他労働者に関する事項について事業主のために行為する者をいう。
6. “教育機関” とは、「嬰幼兒保育法」による保育施設、「幼児教育法」・「初・中等教育法」及
び「高等教育法」による各級学校、「生涯教育法」による生涯教育施設、「単位認定等に関
する法律」に定める教育科学技術省長官の評価認定を受けた教育訓練機関、「職業教育訓練
促進法」による職業教育訓練機関、その他、大統領令に定める機関をいう。
7. “教育責任者” とは、教育機関の長又は運営責任者をいう。
8. “情報” とは、次の各目の事項に区分する。
力. “電子情報” とは、「国家情報化基本法」第 3 条第 1 号による情報をいう。この場合 “自
然人及び法人” には、この法の規定による公共機関も含まれるものとみなす。

ナ. “非電子情報” とは、「国家情報化基本法」第 3 条第 1 号による情報を除外した情報であ

り、音声、文字、手話、点字、点字、身振り、記号等、言語及び非言語的方法を通じて処理されたすべての種類の資料と知識をいい、その生産・獲得・加工・保有主体が自然人・法人又は公共機関であるかは問わない。

タ。“個人情報”とは、「公共機関の個人情報保護に関する法律」第2条第2号による個人情報を含む。

9.“情報通信”とは、「国家情報化基本法」第3条第5号による情報通信をいい、その主体が自然人・法人又は公共機関であるかは問わない。

10.“文化・芸術活動”とは、「文化芸術振興法」第2条第1項第1号の文学、美術（応用美術を含む）、音楽、舞踊、演劇、映画、演芸、図案、写真、建築、語文及び出版に関する活動を含む。

11.“文化・芸術事業者”とは、文化・芸術の要素を含む分野で、企画・開発・制作・生産・販売・流通・販売を含む一切の行為を行う者をいう。

12.“体育”とは、「国民体育振興法」第2条の体育及び学校教育、遊び、ゲーム、スポーツ、レジャー、レクリエーション等、体育とみなされるすべての身体活動をいう。

13.“家庭及び家族”とは、「健康家庭基本法」第3条第1号及び第2号の家庭及び家族をいう。

14.“福祉施設等”とは、障害者が長・短期間生活している施設であり、「社会福祉事業法」第34条による社会福祉施設、「障害者福祉法」第58条による障害者福祉施設及び申告をしていない障害者1人以上を保護している施設をいう。

15.“施設物”とは、「建築法」第2条第1項第2号・第5号及び第6号による建築物、居室及び主要構造部をいう。

16.“移動及び交通手段等”とは、人が日常的に利用する道路及び歩道と「交通弱者の移動便宜増進法」第2条第2号及び第3号による交通手段及び旅客施設をいう。

17.“健康権”とは、保健教育、衛生による後遺障害と疾病予防及び治療、栄養改善及び健康生活の実践等に関する諸般の助成の助成を通じ健康な生活をする権利をいい、医療を受ける権利を含む。

18.“医療従事者等”とは、「医療法」第2条第1項による医療従事者と、国家及び関連協会等で定めた資格・免許等を取得した放射線療法士、作業療法士、言語療法士、心理療法士、聴覚・補助器技師等の障害者の健康に介入する人をいう。

19.“医療機関等”とは、「医療法」第3条の医療機関及び医療従事者が障害者の健康のためにサービスを行う保健機関、治療機関、薬局、その他関係法令で定めている機関をいう。

20.“いじめ等”とは、集団仲間はずれ、放言、遺棄、いじめ、嫌がらせ、虐待、金銭的搾取、性的自己決定権の侵害等の方法で、障害者に加えられる身体的・精神的・情緒的・言語的行為をいう。

第4条（差別行為）

①この法で禁止する差別とは、次の各号の一つに該当する場合をいう。

1. 障害者を、障害を事由に、正当な事由なく制限・排除・分離・分断・拒否等により不利に遇する場合。

2. 障害者に対し、形式的には制限・排除・分離・分断・拒否等により不利に遇してなくとも、正当な事由なく障害を考慮しない基準を適用することにより、障害者に不利な結果を招く場合。

3. 正当な事由なしに、障害者に対し、正当な便宜供与を拒否する場合。

4. 正当な事由なしに、障害者に対する制限・排除・分離・分断・拒否等、不利な待遇を表示・助長する広告を直接行い、或いは、そうした広告を許容・助長する場合。この場合、広告は、通常、不利な待遇を助長する広告効果があるものと認められる行為を含む。

5. 障害者を手助けするための目的で障害者を代理・同行する者（障害児童の保護者又は後見人、その他障害者を手助けする者であることが通常認められる者を含む。以下、この号及び関連条項で“障害者に関係を有する者”という）に対し、第1号から第4号までの行為をする場合。この場合、障害者に関係を有する者の障害者に対する行為もまた、この法で禁止する差別行為の有無の判断対象となる。

6. 補助犬又は障害者補助器具等の正当な使用を妨害し、或いは、補助犬及び障害者補助器具等を対象に第4項の規定により禁止された行為をする場合。

②第1項第3号の“正当な便宜”とは、障害者が障害のない人と同等に、同じ活動に参加することができるよう、障害者の性別、障害の種類及び程度、特性等を考慮した便宜施設・設備・道具・サービス等、人的・物的な諸般の手段と措置をいう。

③第1項の規定にもかかわらず、次の各号の一つに該当する正当な事由がある場合には、これを差別と看做さない。

1. 第1項の規定により禁止された差別行為を行わないことにおいて、過度な負担や著しく困難な事情などがある場合。

2. 第1項の規定により禁止された差別行為が特定の職務や事業遂行の性質上、不可避な場合。

この場合、特定職務や事業遂行の性質は、教育等のサービスにも適用されるものと看做す。

④障害者の実質的な平等権を実現し、障害者に対する差別を是正するために、この法又は他の法令等で扱う積極的措置は、この法による差別とはみなさない。

第5条（差別判断）

①差別の原因が2種類以上であり、その主たる原因が障害であると認められる場合、この行為はこの法による差別と看做す。

②この法の適用においては、差別の有無を判断するときには、障害当事者の性別、障害の種類及び程度、特性等を十分に考慮しなければならない。

第6条（差別禁止）

何人も、障害又は過去の障害経歴又は障害があると推測されることを理由に差別をしてはならない。

第7条（自己決定権及び選択権）

①障害者は、自分の生活全般に關し、自分の意思により自ら選択し決定する権利を有する。

②障害者は、障害者ではない人と同等の選択権を保障されるための必要なサービスと情報を提

供される権利を有する。

第 8 条 (国家及び地方自治団体の義務)

①国家及び地方自治団体は、障害者及び障害者に関係を有する者に対するすべての差別を防止し、差別を受けた障害者等の権利を救済する責任があり、障害者差別を受動的に解消するためにこの法で規定する差別是正について積極的な措置を行わなければならない。

②国家及び地方自治団体は、障害者等に正当な便宜が供与されるように、必要な技術的・行政的・財政的支援をしなければならない。

第 9 条 (他の法律との関係)

障害を事由とした差別の禁止及び権利救済に関し、この法で規定したこと以外については、「国
家人権委員会法」が定めるところに従う。

第 2 章 差別禁止

第 1 節 雇用

第 10 条 (差別禁止)

①使用者は、募集・採用・賃金及び福利厚生、教育・配置・昇進・転勤、定年・退職・解雇にお
いて、障害者を差別してはならない。

②「労働組合及び労働関係調整法」第 2 条第 4 項による労働組合は、障害者労働者の組合加入を
拒否し、又は組合員の権利及び活動において差別をしてはならない。

第 11 条 (正当な便宜供与義務)

①使用者は、障害者が該当職務を遂行することにおいて、障害者ではない人と同等の労働条件で
仕事をすることができるよう、次の各号の正当な便宜を供与しなければならない。

1. 施設・設備の設置又は改造
 2. リハビリテーション、機能評価、治療等のための労働時間の変更又は調整
 3. 訓練の提供又は訓練における正当な便宜の供与
 4. 指導マニュアル又は参考資料の変更
 5. 試験又は評価過程の改善
 6. 画面朗読・拡大文字プログラム、携帯用点字ディスプレイ、拡大読書器、印刷物音声変換
出力機等、障害者の補助器具の設置・運営と、朗読者、手話通訳者等の補助人の配置
- ②使用者は、正当な事由なく障害を理由に障害者の意思に反し、他の職務に配置してはならな
い。

③使用者が第 1 項によって提供しなければならない正当な便宜供与の具体的な内容及び適用対
象事業所の段階的範囲等に関しては、大統領令で定める。

第 12 条 (医学的検査の禁止)

①使用者は、採用以前に障害者であるかを調査するための医学的検査を実施してはならない。
但し、採用以後に職務の本質上要求され、又は職務配属等のために必要な場合にはその限りで
はない。

②第 1 項の但し書きの規定により医学的検査を実施する場合、その費用は原則的に使用者が負
担する。使用者の費用負担方式及びその支援等に関する必要な事項は、大統領令で定める。

③使用者は、第 1 項の但し書きの規定により取得した障害者の健康状態や、障害又は過去の障
害の経歴等に関する個人情報情報を漏洩してはならない。

第 2 節 教育

第 13 条 (差別禁止)

①教育責任者は、障害者の入学支援及び入学を拒否することはできず、転校を必要とせず、「嬰
幼兒保育法」による保育施設、「幼児教育法」及び「初中等教育法」による各教学校は、当該教
育機関に転校することを拒絶してはならない。

②第 1 項の規定による教育機関の長は「障害者等に対する特殊教育法」第 17 条の規定を遵守し
なければならない。

③教育責任者は、当該教育機関に在学中の障害者及びその保護者が第 14 条第 1 項各号の便宜供
与を要請するとき、正当な事由なくこれを拒絶してはならない。

④教育責任者は、特定の授業や実験・実習、現場見学、修学旅行等の学習を含むすべての校内
の活動で、障害を理由に障害者の参加を制限、排除、拒否してはならない。

⑤教育責任者は、就業及び進路教育、情報提供において、障害者の能力と特性に合った進路教
育及び情報を提供しなければならない。

⑥教育責任者及び教職員は、教育機関に在学中の障害者及び障害者に関係を有する者、特殊教
育教員、特殊教育補助員、障害者関連業務の担当者を言渡し、或いは、さげすんではならない。

⑦教育責任者は、障害者の入学支援時、障害者ではない志願者と異なる追加書類、別途の様式
による志願書類等を要求し、又は障害者のみを対象にした別途の面接や身体検査、追加試験等
(以下“追加書類等”とする)を要求してはならない。但し、追加書類等の要求が、障害者の
特性を考慮した教育施行を目的にすることが明白な場合には、この限りではない。

⑧国家及び地方自治団体は、障害者に「障害者等に対する特殊教育法」第 9 条第 1 項による教
育を実施する場合、正当な事由なく該当教育課程に定めた学業時数を違反してはならない。

第 14 条 (正当な便宜供与義務)

①教育責任者は、当該教育機関に在学中である障害者の教育活動に不利益が無いよう、次の各
号の手段を積極的に講じ、提供しなければならない。

1. 障害者の通学及び教育機関内での児童及びアクセスに不利益が無いようにするための各種
移動用補装具の貸与及び修理

2. 障害者及び障害者に関係を有する者が必要とする場合の教育補助人員の配置

3. 障害による学習参加の不利益を解消するための拡大読書器、補聴機器、高き調整用机、各種補充・代替意思疎通道具等の貸与及び補助犬の配置や車いすでのアクセスのための余裕空間の確保

4. 視・聴覚障害者の教育に必要な手話通訳、文字通訳（通記）、点字資料、字幕、拡大文字資料、画面読読・拡大文字プログラム、補聴機器、携帯用点字ディスプレイ、印刷物音声変換出力器を含む各種障害者補助器具等の意思疎通手段

5. 教育課程を適用することにおいて、学習診断を通じた適切な教育及び評価方法の提供

6. その他、障害者の教育活動に不利益が無いようにするにあたり、必要な事項として大統領令が定める事項

②教育責任者は、第 1 項の各号の手段を提供するにあたり、必要な業務を遂行するために障害学生支援部署又は担当者置かなければならない。

③第 1 項を適用することにおいて、その適用対象の教育機関の段階的範囲と第 2 項による障害学生支援部署及び担当者の設置及び配置、管理監督等に必要な事項は大統領令で定める。

第 3 節 財と用役の提供及び利用

第 15 条（財・用役等の提供における差別禁止）

①財・用役等の提供者は、障害者に対して、障害を理由に、障害者ではない人に提供することと実質的に同等ではない水準の便益をもたらす物、サービス、利益、便宜等を提供してはならない。

②財・用役等の提供者は、障害者が該当の財・用役等を利用することにより、利益を得る機会を剥奪してはならない。

第 16 条（土地及び建物の売買・賃貸等における差別禁止）

土地及び建物の所有・管理者は、当該土地及び建物の売買、賃貸、入居、使用等において、正当な事由なしに障害者を制限・分離・排除し、又は拒否してはならない。

第 17 条（金融商品及びサービス提供における差別禁止）

金融商品及びサービスの提供者は、金銭貸付、信用カードの発給、保険加入等、各種金融商品とサービスの提供において、正当な事由なく障害者を制限・排除・分離・拒否してはならない。

第 18 条（施設物アクセス・利用の差別禁止）

①施設物の所有・管理者は、障害者が当該施設物にアクセス・利用し、非常時に退避することにおいて、障害者を制限・排除・分離・拒否してはならない。

②施設物の所有・管理者は、補助犬及び障害者補助器具等を施設物に持ち込み、利用することを制限・排除・分離・拒否してはならない。

③施設物の所有・管理者は、障害者が当該施設物にアクセス・利用し、非常時に退避すること

において、避難及び避難施設の設置等の正当な便宜の供与を正当な事由なしに拒否してはならない。

④第 3 項を適用することにおいて、その適用をうける施設物の段階的範囲及び正当な便宜の内容等の必要な事項は、関係法令等に規定した内容を考慮し大統領令で定める。

第 19 条（移動及び交通手段等における差別禁止）

①「交通弱者の移動便宜増進法」第 2 条第 5 項及び第 6 項による交通事業者（以下「交通事業者」という）及び交通行政機関（以下「交通行政機関」という）は、移動及び交通手段等にアクセスし利用することにおいて、障害者を制限・排除・分離・拒否してはならない。

②交通事業者及び交通行政機関は、移動及び交通手段等の利用において、補助犬及び障害者補助器具等の同乗又は搬入及び使用を拒否してはならない。

③交通事業者及び交通行政機関は、移動及び交通手段等において、障害者及び障害者に関係を有する者に、障害又は障害者が同行・同伴した補助犬又は障害者補助器具等を理由に、障害者ではない人より不利な料金制度を適用してはならない。

④交通事業者及び交通行政機関は、障害者が移動及び交通手段等を障害者ではない人と同等に利用し、安全で便利に歩行及び移動をすることができるようにするために必要な正当な便宜を供与しなければならない。

⑤交通行政機関は、交通事業者が障害者に対しこの法に定めた差別行為を行わないように広報・教育・支援・監督しなければならない。

⑥国家及び地方自治体は、運転免許試験の申請、受験、合格の全ての過程で、正当な事由なしに障害者を制限・排除・分離・拒否してはならない。

⑦国家及び地方自治体は、障害者が運転免許試験のすべての過程を、障害者ではない人と同等に経ることができるよう正当な便宜を供与しなければならない。

⑧第 4 項及び第 7 項を適用することにおいて、その適用対象の段階的範囲及び正当な便宜の内容等の必要な事項は大統領令で定める。

第 20 条（情報アクセスにおける差別禁止）

①個人・法人・公共機関（以下、この条では“個人等”という）は、障害者が電子情報と非電子情報を利用し、それにアクセスすることにおいて、障害を理由に第 4 条第 1 号及び第 2 号で禁止した差別行為をしてはならない。

②障害者関連者として手話通訳、点訳、点字校正、朗読、代筆、案内等のために障害者を代理・同行する等、障害者の意思疎通を支援する者に対しては、何人も正当な事由なしに、これらの活動を強制・妨害し、又は不当な処遇をしてはならない。

第 21 条（情報通信・意思疎通での正当な便宜供与義務）

①第 3 条第 4 号及び第 6 号、第 7 号、第 8 号カ目後段及びナ目、第 11 号、第 18 号、第 19 号に規定された行為者、及び、第 12 号、第 14 号から第 16 号までの規定に関連した行為者、第 10 条第 1 項の使用人及び同条第 2 項の労働組合関係者（行為者が属する機関を含む。以下、こ

の条で“行為者等”という)は、当該行為者等が生産・配布する電子情報及び非電子情報について、障害者が障害者ではない人と同等にアクセス・利用することができるよう、手話、文字等の必要な手段を提供しなければならない。この場合、第3条第1項第8号カ目後段及びナ目という自然人は、行為者等に含まれない。

②公共機関等は、自らが主催又は主管する行事において、障害者の参加及び意思疎通のために必要な手話通訳士・文字通訳士・音声通訳士・補聴機器等、必要な支援をしなければならない。

③「放送法」によって放送物を送出する放送事業者と「インターネットマルチメディア放送事業法」第2条第5項によるインターネットマルチメディア放送事業者は、障害者が障害者ではない人と同等に、制作物又はサービスにアクセスしそれを利用することができるよう、字幕、クローズドキャプション、手話通訳、画面解説等、障害者の視聴の便宜サービスを提供しなければならない。

④「電気通信事業法」による基幹通信事業者(電話サービスを提供する事業者のみ該当する)は、障害者が障害者ではない人と同等にサービスにアクセスし、それを利用することができるよう、通信設備を利用する中継サービス(映像通話サービス、文字サービス、又は、その他放送通信委員会が定め告示する中継サービスを含む)を確保し、提供しなければならない。

⑤次の各号の事業者は、障害者が障害者ではない人と同等にアクセスし、利用することができるよう、出版(電子出版物を含む。以下、この号で同じ)又は映像物を提供するために努めなければならない。但し、「図書館法」第18条による国立中央図書館は、新たに生産・配布する図書資料を点字、音声又は、拡大文字等で提供しなければならない。

1. 出版物を定期的に発行する事業者

2. 映画、ビデオ物等の映像物の制作者及び配給業者

⑥第1項に伴う必要な手段を提供しなければならない行為者等の段階的範囲及び必要な手段の具体的な内容と、第2項に伴う必要な支援の具体的な内容及び範囲とその履行等に必要事項は、大統領令で定める。

第22条(個人情報保護)

①障害者の個人情報(年齢、性別、住所、氏名、生年月日、学歴、職業、婚姻状況、家族構成、健康状態、障害の有無、その他の個人情報)は、必ず本人の同意の下で収集しなければならない。当該個人情報について、無断アクセスや複製・濫用から安全でなければならない。

②第1項の適用にあたり、「公共機関の個人情報保護に関する法律」「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」等、関連法律の規定を準用する。

③障害児童や精神障害者等、本人の同意を受けることが困難な障害者において、当該障害者の個人情報の収集・提供等に関連した同意行為を代理する者は、民法の規定を準用する。

第23条(情報アクセス・意思疎通での国家及び地方自治団体の義務)

①国家及び地方自治団体は、障害者の特性を考慮した情報通信網及び情報通信機器のアクセス・利用のための道具の開発・普及及び必要な支援を講じなければならない。

②情報通信関連製造業者は、情報通信製品を設計・制作・加工するにあたり、障害者が障害者ではない人と同等にアクセスし、それを利用することができるよう努めなければならない。

③国家と地方自治団体は、障害者が障害の種別及び程度、特性により、手話、口話、点字、拡大文字等を習得し、これを活用した学習支援サービスの提供を受けることができるよう必要な措置を講じなければならない。上記のサービスを提供する者は、障害者の意思に反して障害者の特性を考慮しない意思疎通様式等を強要してはならない。

第24条(文化・芸術活動の差別禁止)

①国家と地方自治団体及び文化・芸術事業者は、障害者が文化・芸術活動に参加するにあたり、障害者の意思に反して特定の行動を強要してはならず、第4条第1項第1号・第2号及び第4号で定めた行為をしてはならない。

②国家と地方自治団体及び文化・芸術事業者は、障害者が文化・芸術活動に参加することができるよう正当な便宜を供与しなければならない。

③国家及び地方自治団体は、障害者が文化・芸術施設を利用して文化・芸術活動に積極的に参加することができるよう、必要な施策を講じなければならない。

④第3項の規定の適用にあたり、その適用対象となる文化・芸術事業者の段階的範囲及び正当な便宜の具体的な内容等の必要な事項は大統領令で定める。

第25条(体育活動の差別禁止)

①体育活動を主催・主管する機関や団体、体育活動を目的とする体育施設の所有・管理者は、体育活動への参加を望む障害者を、障害を理由に制限・排除・分離・拒否してはならない。

②国家及び地方自治団体は、自らの運営又は支援する体育プログラムが障害者の性別、障害の種別及び程度、特性等を考慮して運営されるようにするものとし、障害者の参加のために必要な正当な便宜を供与しなければならない。

③国家及び地方自治団体は、障害者が体育活動に参加することができるよう必要な施策を講じなければならない。

④第2項の規定の施行において必要な事項は大統領令で定める。

第4節 司法・行政手続及びサービスと参政権

第26条(司法・行政手続及びサービス提供における差別禁止)

①公共機関等は、障害者が生命、身体又は財産権の保護を含む自らの権利を保護・保障されるに必要な司法・行政手続及びサービス提供において、障害者を差別してはならない。

②公共機関及びその所属員は、司法・行政手続及びサービスの提供において、障害者に対し第4条第1項第1号・第2号及び第4号から第6号までに定めた行為をしてはならない。

③公共機関及びその所属する者は、職務を遂行し、又は権限を行使するにあたり、次の各号に該当する差別行為をしてはならない。

1. 許可、申告、申告、認可等において、障害者を正当な事由なく障害を理由に制限・排除・拒否する場合。

2. 公共事業の受入者の選定基準を定めるにあたり、正当な事由なく障害者を制限・排除・分

障・拒否し、又は障害を考慮しない基準を適用することにより、障害者に不利な結果を招く場合。

④公共機関及びその所属する者は、司法・行政手続及びサービスを障害者が障害者ではない人と実質的に同等の水準で利用することができるように提供しなければならない。このために正当な便宜を提供しなければならない。

⑤公共機関及びその所属する者は、障害者が司法・行政手続及びサービスに参加するために障害者が自分で認識し作成することができ、及び提供等の正当な便宜を要求する場合、これを拒否し、又は任意で執行することにより障害者に不利益を与えてはならない。

⑥司法機関は、事件の關係者について、意思疎通や意思表現に困難がある障害者の有無を確認し、その障害者が刑事司法手続で助力を受けることを申請する場合、正当な事由なくこれを拒否してはならず、それに必要な措置をしなければならない。

⑦司法機関は、障害者が人身拘禁、拘束状態において障害者ではない人と実質的に同等な水準の生活を営むことができるよう正当な便宜及び積極的措置を提供しなければならない。

⑧第4項から第7項までの規定に必要な事項は大統領令で定める。

第27条 (参政権)

①国家及び地方自治団体と公職選挙の候補者及び政党は、障害者が選挙権、被選挙権、請願権等を含む参政権の行使にあたり差別をしてならない。

②国家及び地方自治団体は、障害者の参政権を保障するために必要な施設及び設備、参政権の行使に関する広報及び情報伝達、障害の種別及び程度に適合した記票方法等、選挙用補助器具の開発及び普及、補助員の配置等、正当な便宜を提供しなければならない。

③公職選挙の候補者及び政党は、障害者に候補者及び政党及び政党に関する情報を障害者ではない人と同等の程度の水準で伝達しなければならない。

第5節 母・父性権・性等

第28条 (母・父性権の差別禁止)

①何人も障害者の妊娠・出産・養育等、母・父性権において、障害を理由に制限・排除・分離・拒否してはならない。

②養子機関は、障害者が養子縁組を行うとすると、障害を理由に養子縁組を行う資格を制限してはならない。

③教育費負担者及び「嬰幼兒保育法」に基づく保育施設及びその従事者と「児童福祉法」による児童福祉施設及びその従事者等は、父母が障害者であるという理由でその子女を区分し、又は不利益を与えてはならない。

④国家及び地方自治団体で直営運営し、又はそこから委託或いは支援を受けて運営する機関は、障害者の選任及び妊娠・出産・養育等における実質的な平等を保障するため、関係法令が定めるところにより障害種別及び程度に適合した情報・介助者派遣サービス等の提供及び補助機器・道具等の開発等、必要な支援策を準備しなければならない。

⑤国家及び地方自治団体は、妊娠・出産・養育等のサービス提供と関連して、この法に定める差別行為を行わないように広報・教育・支援・監督しなければならない。

第29条 (性による差別禁止)

①すべての障害者の性に関する権利は尊重されなければならない。障害者はこれを主体的に表現し享有することができる性的自己決定権を持つ。

②家族・家庭及び福祉施設等の構成員は、障害者に対し障害を理由に性生活を享有する空間及びその他の道具の使用を制限する等、障害者が性生活を享有する機会を制限し、又は剥奪してはならない。

③国家及び地方自治団体は、障害者が性を享有する権利を保障するために、関係法令で定めるところにより、必要な支援策を講じ、障害を理由とする性に対する偏見・慣習その他のすべての差別的慣行をなくすための広報・教育をしなければならない。

第6節 家族・家庭・福祉施設・健康権等

第30条 (家族・家庭・福祉施設等における差別禁止)

①家族・家庭及び福祉施設等の構成員は、障害者の意思に反して過重な役割を強要し、又は障害を理由に、正当な事由なく意思決定過程において障害者を排除してはならない。

②家族・家庭及び福祉施設等の構成員は、正当な事由なく障害者の意思に反して障害者の外見又は身体を公開してはならない。

③家族・家庭及び福祉施設等の構成員は、障害を理由に障害者の就学又は進学等、教育を受ける権利と財産権の行使、社会活動への参加、移動及び居住の自由（以下、この項で“権利等”という）を制限・剥奪・拘束し、又は権利等の行使から排除してはならない。

④家族・家庭の構成員である者又は構成員であった者は、子女養育権と親権の指定及び面会交渉権において障害者に対し障害を理由に不利な合意を強要し、又はその権利を制限・剥奪してはならない。

⑤福祉施設等の長は、障害者の施設入所を条件に親権放棄覚書を要求し、又は施設での生活に家族等の面会権及び外部との疎通権を制限してはならない。

第31条 (健康権における差別禁止)

①医療機関及び医療従事者等は、障害者に対し、医療行為において障害者を制限・排除・分離・拒否してはならない。

②医療機関及び医療従事者等は、障害者の医療行為と医学研究等において、障害者の性別、障害の種別及び程度、特性等を積極的に考慮しなければならない。医療行為においては、障害者の性別等に適合した医療情報等の必要な事項を障害者等に提供しなければならない。

③公共機関は、健康と関連した教育課程を施行するに当たり、必要であると判断される場合、障害者の性別等を反映する内容を含まなければならない。

④国家及び地方自治団体は、先天的・後天的障害発生の予防及び治療のために必要な施策を

推進しなければならず、保健・医療施策の決定と執行過程で障害者の性別等を考慮しなければならぬ。

第32条 (いじめ等の禁止)

- ①障害者は、性別、年齢、障害の種類及び程度、特性等に関係無く、すべての暴力から自由である権利を持つ。
- ②いじめ等の被害を受けた障害者は、相談及び治療、法律救助その他適切な措置を受ける権利を有し、いじめ等の被害を申告したという理由で不利な処遇を受けてはならない。
- ③何人も、障害を理由に、学校、施設、職場、地域社会等で障害者又は障害者に関係する者に集団仲間はずれや冒険、さげすみを容認する言行的表現や行動をしてはならない。
- ④何人も、障害を理由に、私的な空間、家庭、施設、地域社会等で、障害者又は障害者に関係を有する者に遺棄、虐待、金銭的搾取をしてはならない。
- ⑤何人も、障害者の性的自己決定権を侵害し、又は羞恥心を刺激する言語表現、嫌がらせ、障害の状態を利用した職行及び強姦等を行ってはならない。
- ⑥国家及び地方自治団体は、障害者に対するいじめ等を根絶するための認識改善及びいじめ等の防止のための教育を実施し、適切な施策を講じなければならない。

第3章 障害女性及び障害児童等

第33条 (障害女性に対する差別禁止)

- ①国家及び地方自治団体は、障害をもつ女性であることを理由にすべての生活領域において差別をしてはならない。
- ②何人も、障害女性に対し、妊娠・出産・育児・家事等において、障害を理由にその役割を強制又は剥奪してはならない。
- ③使用者は、男性労働者又は障害者ではない女性労働者に比べ、障害女性労働者を不利に遇してはならず、職場保育サービスの利用等において、次の各号の正当な便宜供与を拒否してはならない。

1. 障害の種類及び程度に伴う円滑な授乳支援
 2. 子女の状態を確認することができることのできる疎通方法の支援
 3. その他に、職場保育サービスの利用等において必要な事項
- ④教育機関、事業所、福祉施設等の性暴力予防教育の責任者は、性暴力予防教育を実施するに当たり、障害女性に対する性認識及び性暴力の予防に関する内容を含めなければならない。内容が障害女性を歪曲してはならない。
- ⑤教育機関及び職業訓練を主管する機関は、障害女性に対し、次の各号の差別をしてはならない。但し、次の各号の行為が、障害女性の特性を考慮し適切な教育及び訓練を提供することを目的にすることが明白な場合にはこれを差別とは看做さない。

1. 学習活動の機会制限及び活動の内容を区分する場合

2. 就職教育及び進路選択の範囲等を制限する場合
3. 教育と関連する計画及び情報提供の範囲を制限する場合
4. その他教育において正当な事由なく障害女性を不利に遇する場合

⑥第3項を適用するに当たり、その適用対象の事業所の段階的範囲と第3項第3号のその他の必要な事項の具体的内容等は大臣令で定める。

第34条 (障害女性に対する差別禁止のための国家及び地方自治団体の義務)

- ①国家及び地方自治団体は、障害女性に対する差別要因が除去されることができるよう、認識改善及び支援策等の政策及び制度の準備等、積極的措置を講じなければならない。統計及び調査研究等においても障害女性を考慮しなければならない。
- ②国家及び地方自治団体は、政策の決定と執行過程において、障害女性であることを理由に参与の機会を制限し、又は排除してはならない。

第35条 (障害児童に対する差別禁止)

- ①何人も、障害児童であることを理由に、すべての生活領域においてこの法律で定めた差別をしてはならない。
- ②何人も、障害児童に対し、教育、訓練、健康保護サービス、リハビリテーションサービス、就職準備、レクリエーション等を提供される機会を剥奪してはならない。
- ③何人も、障害児童を義務教育から排除してはならない。
- ④何人も、障害を理由に障害児童に対する遺棄、搾取、監禁、暴行等の不当な待遇をしてはならず、障害児童の人権を無視し、強制的に施設収容及び無理なリハビリテーション治療又は訓練をさせてはならない。

第36条 (障害児童に対する差別禁止のための国家及び地方自治団体の義務)

- ①国家及び地方自治団体は、障害児童が、障害を理由とするいかなる種類の差別なしに、他の児童と同等な権利と自由を享受することができるよう、必要な措置を尽くさなくてはならない。
- ②国家及び地方自治団体は、障害児童の性別、障害の種類及び程度、特性に合ったサービスを早期に提供することができるよう措置しなければならない。このために障害児童を保護する視座及び養育責任者に対する支援策を準備しなければならない。

第37条 (精神的障害をもつ人に対する差別禁止等)

- ①何人も、精神的障害をもつ人の病状の情緒や認知的特性を不当に利用し、不利益を与えてはならない。
- ②国家と地方自治団体は、精神的障害をもつ人の人権侵害を予防するために、教育、広報等必要な法的、政策的措置を講じなければならない。

第4章 障害者差別是正機構及び権利救済等

第38条 (申立)

この法律で禁止する差別行為により被害を受けた人（以下、“被害者”という）又はその事実を知っている人や団体は、国家人権委員会（以下“委員会”という）にその内容を申立することができる。

第39条 (職権調査)

委員会は、第38条の申立がない場合にも、この法律で禁止する差別行為があったと信ずるに値する相当の根拠があり、その内容が重大であると認められる場合には、これを職権により調査することができる。

第40条 (被害者差別是正小委員会)

①委員会は、この法律で禁止する差別行為に対する調査と救済業務を専門に担当する被害者差別是正小委員会（以下“小委員会”という）を置く。
②小委員会の構成・業務及び運営等に関して必要な事項は、委員会の規則で定める。

第41条 (準用規定)

①第38条、第39条に伴う申立の手続・方法・処理、申立及び職権による調査の方法に関して、この法律に特別な規定がない事項に関しては「国家人権委員会法」の規定を準用する。
②「国家人権委員会法」第40条から第50条までの規定は、この法律に伴う申立及び職権調査の場合にこれを準用する。

第42条 (勧告の通報)

委員会は、この法律で禁止する差別行為により「国家人権委員会法」第44条の勧告をした場合、その内容を法務大臣に通報しなければならない。

第43条 (是正命令)

①法務大臣は、この法律で禁止する差別行為により「国家人権委員会法」第44条の勧告を受けた者が、正当な事由なく勧告を履行せず、次の各号のどれか一つに該当する場合であって、その被害の程度が深刻であり、公益に及ぼす影響が重大であると認められる場合、被害者の申請により又は職権では是正命令をすることができる。

- 被害者が多数者である差別行為に対する勧告不履行
- 反復的差別行為に対する勧告不履行
- 被害者に不利益を与えるための故意による不履行
- その他に是正命令が必要な場合

②法務大臣は、第1項による是正命令として、この法律で禁止される差別行為を行った者（以下、“差別行為者”という）に、次の各号の措置を命ずることができる。

- 差別行為の禁止

- 被害の原状回復

- 差別行為の再発禁止のための措置

- その他に差別是正のために必要な措置

③法務大臣は、第1項及び第2項の規定による是正命令を書面にて行うが、その理由を具体的に明示し、差別行為者と被害者に各々交付しなければならない。

④法務大臣が、差別是正に必要な措置を命ずる機関、手続、方法等に必要事項は大統領令で定める。

第44条 (是正命令の確定)

①法務大臣の是正命令に対し不服がある関係当事者は、その命令書を送達された日から30日以内に行政訴訟を提起することができる。

②第1項の期間内に行政訴訟を提起しない時には、その是正命令は確定される。

第45条 (是正命令の履行状況の提出要求等)

①法務大臣は、確定した是正命令について、差別行為者にその履行状況を提出することを要求することができる。

②被害者は、差別行為者が確定した是正命令を履行しない場合、それを法務大臣に申告することができる。

第5章 損害賠償、立証責任等

第46条 (損害賠償)

①何人もこの法律の規定に違反し他人に損害を加えた者は、それにより被害を受けた人に対し、損害賠償責任を負う。但し、差別行為を行った者が故意又は過失がないことを証明した場合はこの限りではない。

②この法律の規定に違反した行為により損害が発生したことは認められるも、差別行為の被害者が財産上の損害を立証することができない場合には、差別行為をした者がそれにより得た財産上の利益を、被害者が被った財産上の損害と推定する。

③裁判所は、第2項の規定にも関わらず、差別行為の被害者が被った財産上の損害額を立証するために、必要な事実を立証することが該当事実の性質上困難な場合には、弁論全体の趣旨と証拠調査の結果に基づき、相当の損害額を認定することができる。

第47条 (立証責任の配分)

①この法律と関連した紛争解決において、差別行為があったという事実、差別行為を受けたと主張する者が立証しなければならない。

②第1項の規定による差別行為が、損害を理由にした差別ではなく、或いは正当な事由があったという点は、差別行為を受けたと主張する者の相手方が立証しなければならない。

規定に伴う細部の内容別施行時期及び適用対象は、同項により委任した大統領令に定めるところに従う。

第 48 条 (裁判所の救済措置)

①裁判所は、この法律により禁止された差別行為に関する訴訟提起又は訴訟提起中に、被害者の申請によって被害者に対する差別が確明される場合、本裁判決前まで差別行為の中止等、その他に適切な臨時措置を命ずることができる。

②裁判所は、被害者の請求により、差別的行為の中止、賃金等の労働条件の改善、その是正のための積極的措置等の判決をすることができる。

③裁判所は、差別行為の中止及び差別是正のための積極的措置が必要であると判断する場合、その履行期間を明らかにし、これを履行しないときには、遅れた期間によって一定の賠償をすよう命じることができる。この場合「民事執行法」第 261 条を準用する。

第 6 章 罰 則

第 49 条 (差別行為)

①この法律で禁止した差別行為を行い、その行為が悪意のものと認められる場合、裁判所は差別をした者に対し、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処することができる。

②第 1 項での悪意とは、次の各号の事項をすべて考慮して判断しなければならない。

1. 差別の故意性
2. 差別の持続性及び反復性
3. 差別被害者に対する報復性
4. 差別被害の内容及び規模
- ③法人の代表者又は個人の代理人・使用人その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関して悪意の差別行為をした時には、行為者を罰する外に、その法人又は個人に対しても第 1 項の罰金刑を科する。
- ④この条で定めていない罰則は「国家人權委員会法」の規定を準用する。

第 50 条 (過料)

①第 44 条の規定によって確定された是正命令を正当な理由なく履行しなかった者は、3 千万ウォン以下の過料に処する。

②第 1 項の規定による過料は、大統領令が定めるところにより、法務大臣が賦課・徴収する。

附 則<第 10280 号、2010. 5. 11>

この法律は、公布された日から施行する。但し、第 21 条 4 項の改正規定は公布後 1 年が経過した日から施行され、同条第 6 項 (同条第 3 項及び第 4 項に関連する事項のみ該当する) の改正

第 4 条 (教育機関の範囲)

- 法律第 3 条第 6 項の「その他、大統領令で定める機関」とは、次の各号の機関をいう。
1. 「英才教育振興法」第 2 条による英才学校と英才教育院
 2. 「在外国民の教育支援等に関する法律」第 2 条第 3 号による韓国学校
 3. 「教員等の研修に関する規定」第 2 条第 1 項による研修機関
 4. 「公務員教育訓練法」第 3 条第 1 項による中央教育研修院、同法第 4 条第 1 項による専門教育訓練機関

第 5 条 (使用者提供の正当な便宜の内容)

法律第 11 条第 3 項において、使用者が提供しなければならない正当な便宜の具体的な内容は次の各号のとおりである。

1. 職務遂行の場所まで出入り可能な出入り口、スロープ、
2. 高さ調節型作業台等、施設、装備の設置又は改造
3. リハビリテーション、機能評価、治療等のための職業日程の変更、出勤・帰宅時間の調整等、労働時間の変更又は調整
4. 訓練補助人員の配置、高さ調節型机、点字資料等、障害による訓練、参加を補助するための人員及び施設の準備
5. 障害者用の職業指示書、又は職業指針の具備
6. 試験時間の延長、拡大答案紙の提供等、障害者の能力評価のための補助手段の準備

第 6 条 (事業所の段階的範囲)

法律第 11 条第 3 項により、障害労働者に対し正当な便宜を提供しなければならない事業所の段階的範囲は別表 1 のとおりである。

第 7 条 (医学的検査の費用負担方式等)

①使用者が、法律第 12 条第 1 項の但し書きに該当する医学的検査を実施することにおいて、使用者が指定する医療機関ではない他の医療機関において労働者が検査を受けた後、その検査に所要される費用の明細を使用者に提出する場合には、使用者は、その者が指定する医療機関で検査を受ける場合に通常的に所要される金額を労働者に支給しなければならない。

②使用者は法律第 12 条第 1 項の但し書きにより、労働者に医学的検査を受けさせる場合、労働者が医学的検査を受けるに当たり所要される時間を労働時間として認定し、又は職業日程の変更等により、医学的検査を受けることで不利益が無いように支援しなければならない。

第 8 条 (正当な便宜の内容)

「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律施行令」

【施行 2009.8.23】【大統領令第 21698 号、2009.8.21 他法改正】

保健福祉省 (障害者權益増進課)

崔 榮繁伝訳 (2011 年 4 月 25 日版)

第 1 条 (目的)

この施行令は「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」により委任された事項と、その事項に関し必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条 (自動車その他器具の範囲)

障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律 (以下、「法律」とする) 第 3 条第 3 項後段の「その他、障害者の活動を支援するための自動車その他器具の具体的な範囲」とは、次の各号をいう。

1. 障害者が自動車に乗降し、又は障害者自ら自動車を運転する時に助けとなる補助器具を装着した自動車
2. 「障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法」第 21 条による障害者の職業生活に必要な作業補助のための工学機器又は装備
3. 「国家情報化基本法」第 32 条第 5 号により、行政安全大臣が公示した情報通信製品

第 3 条 (公共団体の範囲)

法律第 3 条第 4 号の「大統領令により定める公共団体」とは、次の各号に該当する機関をいう。

1. 特別法により設立された特殊法人
2. 「初・中等教育法」及び「高等教育法」そのほかに他の法律により設置された各級学校
3. 「公共機関の運営に関する法律」第 4 条第 1 項により、公企業又は準政府機関として指定された機関
4. 「地方公企業法」による地方公社及び地方公団

法律第 14 条第 1 項第 6 号により、教育責任者が提供しなければならない事項とは次の各号のとおりである。

1. 円滑な教授、又は学習遂行のための指導資料等
2. 通学に関連する交通便宜
3. 教育機関内施の教室等の学習施設及びトイレ、食堂等、教育活動に必要な全ての空間において移動し、或いはアクセスに必要な施設、設備及び移動手段

第 9 条 (教育機関の段階的適用)

法律第 14 条第 3 項による教育機関の段階的適用範囲は別表 2 のとおりである。

第 10 条 (障害学生支援部署及び担当者)

①教育責任者は、法律第 14 条第 3 項により、該当の教育機関に在学中の障害者の教育活動に不利益が無いように、次の各号に定めるところにより、障害学生支援部署を設置し、又は担当者を配置しなければならない。

1. 「初・中等教育法」及び「高等教育法」による学校の場合：独立した障害学生支援部署又は担当者を置かなければならない。
 2. 「幼児教育法」による保育施設と「幼児教育法」による幼稚園の場合：障害児童のための担当者を置かなければならない。
 3. 「生涯教育法」による生涯教育施設、「単位認定等に関する法律」による教育訓練機関、「職業教育訓練促進法」による職業教育訓練機関及び第 4 条による教育機関の場合：障害学生のための担当者を置かなければならない。
- ②教育責任者は、第 1 項による障害学生支援部署又は担当者の活動内容及び障害学生の利用実態を定期的に点検しなければならない。

第 11 条 (施設物の対象と範囲)

法律第 18 条第 4 項による施設物の対象と段階的適用範囲は、「障害者、老人、妊婦等の便宜増進保障に関する法律」第 7 条各号の 1 つに該当する対象施設の中で、2009 年 4 月 11 日以後、新築、増築及び改築される施設物をいう。

第 12 条 (施設物の正当な便宜の内容及び設置基準)

法律第 18 条第 8 項による施設物の所有・管理者が提供しなければならない正当な便宜の内容とその設置基準は、「障害者、老人、妊婦等の便宜増進保障に関する法律」の別表 2 に従う。

第 13 条 (移動、交通手段等の正当な便宜供与の適用対象及び正当な便宜の内容)

①法律第 19 条第 8 項により、交通事業者・交通行政機関が障害者の移動及び交通手段等

の利用に必要な正当な便宜を提供しなければならない適用対象は「交通弱者の移動便宜増進法施行令」別表 1 に従う。

②法律第 19 条第 8 項による正当な便宜の内容は「交通弱者の移動便宜増進法施行令」別表 2 に従う。

③「道路交通法」第 83 条第 1 項及び第 2 項による運転免許試験機関の長は、障害者が運転免許の機能試験や道路遂行試験に出張試験を要請する場合、これを支援することが出来る。

第 14 条 (情報通信・意思疎通での正当な便宜供与の段階的範囲及び便宜の内容)

①法律第 21 条第 1 項の前段に基づき、障害者がアクセスし利用することができるよう、手話、文字等の必要な手段を提供しなければならない行為者等の段階的範囲は、別表 3 のとおりである。

②法律第 21 条第 1 項に基づいて提供しなければならない必要な手段の具体的な内容は、次の各号のとおりである。

1. 何人も身体的・技術的な要件と関係無く、ウェブサイトを通じて希望するサービスを利用することができるよう、アクセシビリティが保障されたウェブサイト
2. 手話通訳者、音声通訳者、点字資料、点字情報端末機、大きな文字に拡大された文書、拡大鏡、録音テープ、標準テキストファイル、個人型補聴機器、画像転写器、通話中継用電話機又はこれに相当する手段

③第 2 項第 2 号による必要な手段は、障害者の要請がある場合、それに相応する手段として、要請を受けた日から 7 日以内に提供しなければならない。

④公共機関等は、法律第 21 条第 2 項に基づき、障害者が行事を開催する 7 日前まで支援を要請する場合には、手話通訳士、文字通訳士、音声通訳士、又は補聴器機器等、必要な手段を提供しなければならない。

第 15 条 (文化活動の差別禁止)

①法律第 24 条第 4 項の規定に基づき、障害者が文化・芸術活動に参加することができるよう、正当な便宜を提供しなければならない文化・芸術事業者の段階的範囲は、別表 4 のとおりである。

②法律第 24 条第 2 項に基づく正当な便宜の具体的な内容は次の各号のとおりである。

1. 障害者の文化芸術活動への参加と享有のための出入り口、衛生施設、案内施設、観覧席、園覧席、飲料台、販売台、舞台の壇上等にアクセスするための施設及び設備の設置又は改造
2. 障害者及び障害者の補助者が要求する場合の文化・芸術活動の補助人員の配置
3. 障害者の文化・芸術活動を補助するための車いす、点字案内冊子、補聴器等の装置及び機器の提供

4. 障害者のための文化・芸術活動の関連情報の提供

第16条 (体育活動の差別禁止)

①法律第26条第2項の規定に基づく正当な便宜の内容は次の各号のとおりである。

1. 障害者の体育活動に必要な施設の設置及び体育用器具の配置
2. 障害者が参加することが出来る体育活動プログラムの運用
3. 障害者又は障害者の補助者が要求する場合の体育指導者及び体育活動の補助人員の配置
4. 障害者が体育活動の便宜のための装備等の使用説明の内容が含まれている映像物及び冊子の配置
5. 障害者のための体育活動関連情報の提供
6. 障害者の体育活動を指導することが出来る障害者体育の指導者の養成
7. 障害者が使用することが出来る障害者体育用器具の生産の奨励
8. 障害者の体育活動のための医療サービスの提供

②第1項第1号に規定した体育活動に必要な施設の設置の種類及び施設設置適用の時期は別表第5号のとおりである。

第17条 (司法・行政手続き及びサービスにおける便宜提供等)

①公共機関及びその所属する者は、法律第26条第8項に基づき、障害者が司法・行政手続き及びサービスを利用し、又はそれに参加するために要求する場合の補助人員、点字資料、印刷物音声出力機器、手話通訳、代読、音声支援システム、コンピュータ等の必要な正当な便宜を提供しなければならず、障害者の障害種別及び状態を考慮し、矯正・拘禁施設における成員を使用し、或いは極み相談、教導作業、又は職業能力開発訓練を実施することができる。

②検事や司法警察官が第1項に基づき、障害者である被疑者を尋問する場合は「刑事訴訟法」第244条の5に従う。

第18条 (職場保育サービスの適用対象の事業所及び段階的範囲)

法律第35条第3項に基づき、職場保育サービスの利用等に正当な便宜を提供しなければならぬ適用対象の事業所は、「要幼児保育法施行令」第20条第1項に基づき職場保育施設を設置しなければならない事業所とするが、この規定は2009年4月11日から適用される。

第19条 (職場保育サービスの利用等に必要事項)

法律第33条第3項第3号に基づき職場保育サービスの利用等に必要事項は次の各号のとおりである。

1. 障害女性労働者の子女の職場保育施設への優先入所支援
2. 職場保育施設にアクセスし、又は利用するにあたり、危険が無いように障害物の除去
3. 所属する障害女性労働者の障害の種別等を考慮した案内冊子の具備
4. 障害女性労働者の障害の状態により、子女と円滑に疎通することができるようにする便宜供与
5. 相談を通じた職場保育サービスの利用の便宜供与

第20条 (是正命令の申請方法)

法律第43条第1項の規定に基づき是正命令申請を行うおとしている者は、次の各号の事項を記載した書面を法務大臣に提出しなければならない。

1. 申請者の氏名・住所
2. 被申請者の氏名及び住所 (法人である場合には、名称と主な事務所の所在地)
3. 是正命令に必要な事由

第21条 (是正命令期間)

法務大臣は、法律第43条第1項に基づいて、被害者の申請により是正命令を行う場合には、申請を受けた日から3ヶ月以内に、職権により是正命令を行う場合には催告不履行を確認した日から3ヶ月以内に是正命令を行わなければならない。

第22条 (是正命令の書面)

法律第43条第3項の是正命令の書面には、次の各号の事項を明示しなければならない。

1. 是正命令の理由
2. 是正命令の内容
3. 是正期限
4. 是正命令に対する不服手続き

第23条 (障害者差別是正審議委員会)

①障害者差別に対する是正命令に関する事項を審議するために、法務省に障害者差別是正審議委員会 (以下、「審議委員会」とする) を置く。

②審議委員会は委員長1名を含め、9名以内の委員で構成される。

③委員長は法務次官とし、委員は法務省法務部長、人権局長、人権及び障害者差別問題に関する学識と経験が豊富な関係専門家の中から法務大臣が委嘱する者とする。

第24条 (委員の任期)

委員の任期は2年とするが、再任することができる。

意見が無いものとみなす。

③法務大臣は、過怠料の金額を定めることにおいては、当該違反行為の動機とその結果等を参酌しなければならない。

④過怠料の徴収手続きに関しては、「国庫金管理法施行規則」を準用する。この場合、納入告示書には異議の方法と異議の期間を共に記載しなければならない。

第 25 条（委員長の職務及び会議）

①委員長は審議委員会を代表し、審議委員会の職務を総括する。

②委員長が不測の事由で職務を遂行することができない時には、委員長が指名する委員がその職務を代行する。

③審議委員会の会議は、法務大臣の要請がある時、又は委員長が必要であると認める時に召集する。

④委員長は審議委員会の会議の議長となる。

⑤審議委員会の会議は在籍委員の過半数の出席で開催し、出席委員の過半数の賛成で議決する。

⑥委員長は、緊急を要し、又は不測の事由がある場合には、書面（電子文書を含む）にて、審議させることができる。

第 26 条（意見聴取）

委員長は、審議委員会の審議事項と関連し、必要であると認めるときには、関係者を出席させて意見を聞くことができる。

第 27 条（幹事）

審議委員会の事務を処理するために、審議委員会に幹事を 1 名置き、幹事は法務省所属の公務員の中から議長が指名する。

第 28 条（運営細則）

この施行令で規定した事以外に審議委員会の運営に関して必要な事項は、審議委員会の審議を経て委員長が定める。

第 29 条（審議委員会の審議結果の尊重）

法務大臣は、是正命令の可否の決定において、審議委員会の審議結果を尊重しなければならない。

第 30 条（過怠料の賦課・徴収）

①法務大臣は、法律第 50 条第 2 項の規定により、過怠料を賦課するときには、当該違反行為を調査・確認した後、違反事実・過怠料の金額等を書面で明示し、これを納付することを過怠料処分対象者に通知しなければならない。

②法務大臣は、第 1 項の規定により過怠料を賦課しようとするときには、10 日以上の期間を定め、過怠料処分対象者に口述又は書面（電子文書を含む）による意見陳述の機会を与えなければならない。この場合、指定された期日まで、意見陳述が無いときには、

■別表 1：事業所の段階的範囲（第 6 条関連）

1. 常時 300 人以上の労働者を使用する事業所と国家及び地方自治体：2009 年 4 月 11 日から適用
2. 常時 100 人以上 300 人未満の労働者を使用する事業所：2011 年 4 月 11 日から適用
3. 常時 30 人以上 100 人未満の労働者を使用する事業所：2013 年 4 月 11 日

■別表 2：教育機関の段階的適用範囲（第 9 条関連）

1. 次の各目の施設：2009 年 4 月 11 日から適用
 - カ. 国・公・私立特殊学校
 - ナ. 「幼児教育法」による国・公立幼稚園の中で特殊クラスが設置された幼稚園
 - タ. 「初・中等教育法」による各級学校の中で、特級学級が設置された国・公立各級学校、
- ラ. 「嬰幼児教育法」に基づく障害児を専門的に担当する保育施設
2. 次の各目の施設：2011 年 4 月 11 日から適用
 - カ. 第 1 号ナ目以外の「幼児教育法」に伴う国・公立幼稚園
 - ナ. 「初・中等教育法」に伴う国・公・私立各級学校（第 1 号タ目も学校は除外する）
 - タ. 「高等教育法」に伴う国・公・私立各級学校
- ラ. 保育する嬰幼児の数が 100 人以上の国・公立及び法人の保育施設（第 1 号ラ目の施設は除外する）
- マ. 「英才教育振興法」第 2 条に伴う英才学校と英才教育院
3. 次の各目の施設：2013 年 4 月 11 日から適用
 - カ. 「幼児教育法」に伴う私立幼稚園
 - ナ. 「生涯教育法」第 20 条による学校形態の単位認定生涯教育施設及び同法第 30 条による学校付設の生涯教育施設、
 - タ. ナ目以外の生涯教育施設。「単位認定等に関する法律」において定められた評価認定を受けた教育訓練機関及び「職業教育訓練促進法」に伴う職業教育訓練機関の中で、1000 m²以上の規模の教育機関。但し、遠隔大学形態の生涯教育施設は延面積 2500 m²以上の規模の生涯教育施設に限る。
 - ラ. 国公立及び法人が設置した保育施設、
 - マ. 「教員等の研修に関する規定」第 2 条第 1 項による研修機関
 - バ. 「公務員教育訓練法」第 3 条第 1 項による中央教育研修院及び第 4 条第 1 項に伴う専門教育訓練機関

■別表 3：意思疎通における正当な便宜提供の段階的範囲（第 14 条第 1 項関連）

行為者等	段階的範囲
1. 公共機関	○2009 年 4 月 11 日から適用
2. 教育機関	○別表 2 で定めた教育機関の段階的範囲を適用する
3. 教育責任者	○別表 2 で定めた教育機関の段階的範囲を適用する
4. 法律第 3 条第 8 号による法人	○別表 2、別表 4 及び別表 5 で定めた段階的に従うものと し、それ以外の法人は 2013 年 4 月 11 日から適用する
5. 文化・芸術事業者	○別表 4 で定めた段階的範囲を適用する
6. 医療人等	○2013 年 4 月 11 日から適用する
7. 医療機関	カ. 「医療法」による総合病院は 2009 年 4 月 11 日から適用する ナ. 「医療法」による病院、歯科病院、又は難病病院及び療養病院は 2011 年 4 月 11 日から適用 タ. カ目及びナ目以外の機関は 2013 年 4 月 11 日から適用する
8. 体育関連行為者	○2013 年 4 月 11 日から適用する
9. 福祉施設等関連行為者	○2009 年 4 月 11 日から適用する
10. 施設物関連行為者	○2009 年 4 月 11 日から適用する
11. 移動及び交通手段関連行為者	○「交通弱者の移動便宜増進法施行令」別表 1 を適用する
12. 法律第 10 条第 1 項の使用人等	○別表 1 で定めた段階的範囲を適用する
13. 法律第 10 条第 2 項の労働組合関係者	○別表 1 で定めるところにより、労働組合関係者が所属している事業所に適用される事業所の範囲を適用する

■別表 4：文化芸術事業者の段階的範囲（第 15 条第 1 項関連）

1. 2010 年 4 月 11 日から適用される文化・芸術事業者
 - カ. 国及び地方自治体と所属の文化財団、文化・芸術振興及び文化芸術活動を支援するために法律により設立された機関
 - ナ. 国立中央図書館、「図書館法」第 2 条第 4 号による公共図書館（同号の各号の施設は除外する）
 - タ. 「博物館及び美術館振興法」第 2 条による国立博物館及び国立大学博物館

- ラ、「博物館及び美術館振興法」第2条による国公立美術館及び国公立大学美術館
2. 2012年4月11日から適用される文化・芸術事業者
- カ、「文化芸術振興法施行令」別表1による民間総合公演場
- ナ、「文化芸術振興法」第2条の私立大学博物館、私立大学美術館
3. 2015年4月11日から適用される文化・芸術事業者
- カ、「文化芸術振興法施行令」別表1による民間一般公演場
- ナ、「文化芸術振興法」第2条によるスクリーン基準300席以上規模の映画上映館
- タ、「文化芸術振興法」第2条による彫刻公園、文化の家、福祉会館、文化体育センター、青少年研修施設、地方文化院
- ラ、「博物館及び美術館振興法」第2条による博物館の中の私立博物館（展示施設床面積が500㎡以上の施設のみ該当する）
- マ、「博物館及び美術館振興法」第2条による美術館の中の私立美術館（展示施設床面積が500㎡以上の施設のみ該当する）

■別表5：体育活動に必要な施設の設置の種類（第17条関連）

I. 施設の種類

区分	施設設置の内訳
共通必須	・「交通弱者の移動便宜増進法施行令」別表2第2号によるアクセス媒介施設 ・室内廊下、2階以上の建築物である場合のスロープ又はエレベーター等の内部施設 ・点字ブロック、誘導及び案内設備、警報及び避難施設等の案内施設 ・観覧席、発券所等のその他の施設
室内施設	・入水の便宜のためのスロープ・手すり等の入水補助施設 ・水泳場と連携した更衣室への進入補助施設 ・脱衣及びシャワー補助器具 ・補助車いす
室内体育館	座席バレー支柱、ゴールボールのゴール台
室 野外競技場	競技場への進入施設

外施設	生活体育公園等	公園内体育施設へのアクセス通路等
-----	---------	------------------

Ⅱ. 設置義務の適用時期

1. 国及び人口50万人以上の地方自治団体が設置した体育施設：2010年4月11日から適用
2. 人口30万人以上50万人未満の地方自治団体が設置した体育施設：2012年4月11日から適用
3. 人口30万人未満の地方自治団体が設置した体育施設：2015年4月11日から適用

「国家人権委員会法」

[施行 2009.2.3] [法律第 9402 号、2009.2.3 他法改正]

国家人権委員会（法務監視担当官）02-2125-9933

法務省（法務省審議官室）02-2110-3164

崔 栄繁仮訳（2011 年 9 月 9 日版）

翻訳者からのコメント

- 本法は大韓民国の法律であり、法律の名称の原文は「국가인권위원회법」です。
- 韓国は障害を「장애(障碍)」と表記しますが、仮訳においては日本で一般的に使われる「障害」という表記を使用します。

第1章 総則

第1条（目的）

この法律は、国家人権委員会を設立し、全ての個人が持つ不可侵の基本的人権を保護し、その水準を向上させることにより、人間としての尊厳と価値を具現し、民主的な基本秩序の確立に寄与することを目的とする。

第2条（定義）

この法律で使用する用語の定義は次のとおりである<改正 2005.7.29、2005.8.4、2007.5.17、2009.2.3>

1. “人権”とは、「憲法」及び法律で保障し、或いは大韓民国が加入・批准した国際人権条約及び国際慣習法において認めている人間としての尊厳と価値及び自由と権利をいう。
2. “拘禁・保護施設”とは、次の各目に該当する施設をいう。
 - カ．矯導所、少年矯導所、拘置所及びその支所、保護監護所、治療監護施設、少年院、少年分類審査院
 - ナ．警察官署の留置場及び司法警察官吏がその職務遂行のために人を調査・留置又は収容するために使用する施設
 - タ．軍矯導所（支所・未決収容室及び憲兵隊営倉を含む）
 - ラ．外国人保護所
 - マ．多数者保護施設
3. “多数者保護施設”とは、多数の人を保護・収容する施設であって、大統領令が定める施設をいう。
4. “平等権侵害の差別行為”とは、合理的な理由なく、性別、宗教、障害、年齢、社会的身分、出身地域（出生地、登録基準地、成年になる前の主な居住地域等を言う）、出身国家、出身民族、容貌等の身体条件、既婚・未婚・別居・離婚・死別・再婚・事実婚等の婚姻の有無、妊娠又は出産、家族形態又は家族状況、人種、肌の色、思想又は政治的意見、刑の効力が失効した前科、性的指向、学歴、兵歴等を理由とした次の各目の一つに該当する行為をいう。但し、現存する差別を解消するために特定の者（特定の人たちの集団を含む、以下同様）を暫定的に優待する行為とこれを内容とする法令の制・改正及び政策の立案・執行は、平等権侵害の差別行為（以下、“差別行為”とする）とは看做さない。
 - カ．雇用（募集、採用、教育、配置、昇進、賃金および賃金以外の金品の支給、資金融資、定年、退職、解雇等を含む）と関連して、特定の人を優待・排除、区別し、或いは不利に待遇する行為
 - ナ．財・用役・交通手段・産業施設・土地・住居施設の供給や利用と関連して、特定の人を優待・排除・区別し、あるいは不利に待遇する行為
 - タ．教育施設や職業訓練機関での教育・訓練や、その利用と関連して特定の人を優待・排除・区別し、あるいは不利に待遇する行為
 - ラ．セクシャルハラスメント行為
5. “セクシャルハラスメント”とは、業務、雇用その他の関係で、公共機関の従事者、使用者、

または労働者がその職位を利用し、或いは業務等と関連して、性的言動等により、性的屈辱感を感じさせ、或いは性的言動その他の要求等に対して応じないという理由で、雇用上の不利益を与えることをいう。

6. “公共機関”とは、次の各目に該当する機関をいう。

カ. 国家機関

ナ. 地方自治団体

タ. 「初・中等教育法」及び「高等教育法」その他の他法律により設置された各級学校

ラ. 「公職者倫理法」第3条第1項第12号の規定による公職関係団体

7. “障害”とは、身体的・精神的・社会的要因により、長期間にわたり日常生活又は社会生活に相当な制約を受ける状態をいう

第3条（国家人権委員会の設立と独立性）

①この法律に定める人権の保護と向上のための業務を遂行するために国家人権委員会（以下“委員会”とする）を置く。

②委員会は、その権限に属する業務を独立して遂行する。

第4条（適用範囲）

この法律は、大韓民国国民と大韓民国の領域内にいる外国人に対して適用する。

第2章 委員会の構成と運営

第5条（委員会の構成）

①委員会は、委員長1名と3名の常任委員を含む11名の人権委員（以下、“委員”とする）で構成する。

②人権委員は、人権問題に関して専門的な知識と経験があり、人権の保障と向上のための業務を公正かつ独立的に遂行することができると認められる者の中から、国会が選出する4名（常任委員2名を含む）、大統領が指名する4名、最高裁判所長官が指名する3名を大統領が任命する。

③委員長は委員の中から大統領が任命する。

④委員長と常任委員は政務職公務員と看做す。

⑤委員の中で4名以上は女性を任命する。

⑥委員は任期が満了した場合には、その後任者が任命されるまでその職務を遂行する。

第6条（委員長の職務）

①委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

②委員長が不測の事由により業務を遂行することができない時は、委員長が事前に指名した常任委員がその職務を代行する。

③委員長は国会に出席して発言することができ、その所管事務に関し意見を陳述することがで

き、国会の要求がある時は出席して報告し、或いは答弁しなければならない。

④委員長は国务會議に出席して発言することができ、その所管事務に関し国务総理に議案（この法律の施行に関する大統領令を含む）の提出を建議することができる。

⑤委員長は委員会の予算関連業務の遂行において、「国家財政法」第 6 条の規定による中央官署の長として看做す。＜改正 2005.7.29、2006.10.4＞

第 7 条（委員長及び委員の任期）

①委員長及び人権委員の任期は 3 年とし、1 次に限り重任することができる

②委員が欠位になった時は、大統領が欠員となった日から 30 日以内に後任者を任命しなければならない。

③欠員となった委員の後任として任命された委員の任期は新たに開始される。

第 8 条（委員の身分保障）

委員は禁固以上の刑の宣告によらなければ、その意思に反して免職されない。但し、委員が身体上または精神上の障害により職務遂行が顕著に困難になり、或いは不可能になった場合は、全体の委員の 3 分の 2 以上の賛成による議決で退職させることができる。

第 9 条（委員の欠格事由）

①次の各号の一つに該当する人は委員になることができない。＜改正 2005.7.29＞

1. 大韓民国の国民でない者
2. 「国家公務員法」第 33 条各号の一つに該当する者
3. 政党の党员
4. 「公職選挙法」により実施する選挙に候補者として登録した者

②委員が第 1 項各号の一つに該当することになった場合は当然に退職する。

第 10 条（委員の兼職の禁止）

①委員は在籍中に次の各号の職を兼ねること、或いは業務を行うことはできない。

1. 国会又は地方議会の議員
2. 他の国家機関又は地方自治体の公務員（教育公務員を除外する）
3. その他に委員会規則に定める職又は業務

②人権委員は、政党に加入し、又は政治運動に関与することができない。

第 11 条削除＜2005.7.29＞

[2005.7.29 法律第 7651 号により、2004.1.29 憲法裁判所で違憲決定された条を削除する]

第 12 条（常任委員会及び小委員会）

①委員会は、その業務の中の一部を遂行させるために、常任委員会と侵害救済委員会、差別是正委員会等の小委員会（以下、“小委員会”とする）を置くことができる。

②常任委員会は委員長と常任委員で構成し、小委員会は 3 名乃至 5 名の委員で構成する。

③常任委員会と小委員会には審議事項を研究・検討するため、性・障害等、分野別専門委員会を置くことができる。

④常任委員会・小委員会及び専門委員会の構成・業務及び運用と、専門委員の資格・任期・委嘱等に関して必要な事項は、委員会の規則で定める。

第 13 条（会議の議事及び議決定足数）

①委員会の会議は委員長が主催し、この法律に特別に規定がない限り、在籍委員と過半数の賛成で議決する。

②常任委員会及び小委員会の会議は、構成委員 3 名以上の出席と 3 名以上の賛成により議決する。＜改正 2005.7.29＞

第 14 条（議事の公開）

委員会の議事は公開する。但し、委員会・常任委員会又は小委員会が必要であると認める場合は、公開しないことができる。＜改正 2005.7.29＞

第 15 条（諮問機構）

①委員会は、その業務遂行に必要な事項の諮問のために諮問機構を置くことができる。

②諮問機構の組織と運用に関して必要な事項は、委員会の規則で定める。

第 16 条（事務処）

①委員会の事務を処理するために委員会に事務処を置く。

②事務処に事務総長 1 名と必要な職員を置き、事務総長は委員会の審議を経て委員長の任命請求により大統領が任命する。

③所属職員の中で 5 級以上の公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員は委員長の任命請求により大統領が任命し、6 級以下の公務員は委員長が任命する。＜改正 2005.12.29＞

④事務総長は、委員長の指揮を受けて事務処の事務を統轄し、所属職員を指揮・監督する。

第 17 条（懲戒委員会の設置）

①委員会職員の懲戒処分を議決するために委員会に懲戒委員会を置く。

②懲戒委員会の構成、権限、審議手続、懲戒の種類、その他の必要な事項は委員会の規則で定める。

第 18 条（委員会の組織と運用）

この法律に規定された事項以外に委員会の組織に関して必要な事項は大統領令で定め、委員会の運用に関して必要な事項は委員会の規則で定める。

第 3 章 委員会の業務及び権限

第 19 条（業務）

人権委員会は、次の各号の業務を遂行する。

1. 人権に関する法令（立法過程中にある法令案を含む）・制度・政策・慣行の研究及びその改善が必要な事項に関する勧告又は意見の表明
2. 人権侵害行為についての調査と救済
3. 差別行為についての調査と救済
4. 人権状況についての実態調査
5. 人権に関する教育及び広報
6. 人権侵害の類型・判断基準及びその予防措置等に関する指針の提示及び勧告
7. 国際人権条約の加入及びその条約の履行に関する研究や勧告又は意見の表明
8. 人権の擁護と伸長のために活動する団体及び個人との協力
9. 人権と関連する国際機構及び外国の人権機構との交流・協力
10. その他に人権の保障と向上のために必要であると認める事項

第 20 条（国家機関との協議）

- ①関係国家行政機関又は地方自治団体の長は、人権の保護と向上に影響を及ぼす内容を含む法令を制定又は改正する場合、あらかじめ委員会に通報しなければならない。
- ②委員会は、その業務を遂行するために必要であると認める場合、国家機関・地方自治団体その他の公・私団体（以下、“関係機関等”とする）に協議を要請することができる。
- ③第 2 項の要請を受けた関係機関等は、正当な事由がない限り、これに誠実に応じなければならない。

第 21 条（政府報告書作成時の委員会の意見聴取）

国家人権規約の規定により関係国家機関が政府報告書を作成する時は、委員会の意見を聞かなければならない。

第 22 条（資料提出及び事実照会）

- ①委員会は、その業務を遂行するにあたり必要であると認められる場合、関係機関等に必要な資料等の提出を要求し、或いは事実に関し照会することができる。
- ②委員会は、委員会の業務を遂行するにあたり必要な事実を知っており、或いは専門的知識又は経験を備えていると認められる者に出席を要求し、その陳述を聞くことができる。
- ③第 1 項の規定により要求又は照会を受けた機関は、遅滞なくこれに応じなければならない。

第 23 条（聴聞会）

- ①委員会は、その業務を遂行するために必要であると認める場合、関係機関等の代表者、利害関係者又は学識及び経験がある者等に対して出席を要求し、事実又は意見の陳述を聞くことができる。
- ②第 1 項により委員会が実施する聴聞会の手続及び方法に関しては、委員会規則で定める。

第 24 条（施設の訪問調査）

- ①委員会（常任委員会及び小委員会を含む）は、必要であると認める場合、その議決により拘禁施設又は保護施設を訪問して調査することができる。＜改正 2005.7.29＞
- ②第 1 項の規定による訪問調査をする委員は、必要であると認める所属職員及び専門家を同伴することができ、具体的な事項を特定して所属職員及び専門家に調査を委任することができる。その場合、調査を委任された専門家がその事項について調査をする時は所属職員を同伴することができる。
- ③第 2 項により訪問調査をする委員、所属職員又は専門家（以下、本条では“委員等”とする）は、その権限を表示する証票を身につけこれを関係者に提示しなければならない、訪問及び調査を受ける拘禁・保護施設の長又は管理人は、直ちに訪問及び調査に必要な便宜を提供しなければならない。
- ④第 2 項により訪問調査をする委員等は、拘禁・保護施設の職員及び拘禁・保護施設に収容されている者（以下、“施設収容者”という）と面談することができ、口述又は書面で事実又は意見を陳述させることができる。
- ⑤拘禁・保護施設の職員は、委員等が施設収容者を面談する場所に立入ることができる。但し、対話の内容を録音し、或いは録取することはできない。
- ⑥拘禁・保護施設に対する訪問調査の手續及び方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 25 条（政策と慣行の改善又は是正勧告）

- ①委員会は、人権の保護と向上のために必要であると認められる場合、関係機関等に対して政策と慣行の改善又は是正を勧告し、或いは意見を表明することができる。
- ②第 1 項の規定により勧告を受けた機関の長は、その勧告事項を尊重し履行するために努力しなければならない。
- ③第 1 項の規定により勧告を受けた機関の長がその勧告内容を履行しない場合、その理由を委員会に文書で説明しなければならない。
- ④委員会は、必要であると認める場合、第 1 項の規定による委員会の勧告及び意見表明、第 3 項の規定により勧告を受けた関係機関の長が説明した理由を公表することができる。

第 26 条（人権教育と広報）

- ①委員会は、全ての人の人権意識を目覚めさせ、向上させるために必要な人権教育及び広報をしなければならない。
- ②委員会は、「初・中等教育法」第 23 条の規定による学校の教育課程に人権に関する内容を包含させるために教育人的資源省大臣と協議することができる。＜改正 2005.7.29＞
- ③委員会は、人権教育と研究の発展のために必要な事項を「高等教育法」第 2 条により設立された学校の長と協議することができる。＜改正 2005.7.29＞
- ④委員会は、公務員の採用試験、昇進試験、研修及び教育訓練過程に人権に関する内容を包含させるために国家機関及び地方自治団体の長と協議することができる。
- ⑤委員会は「政府外郭研究機関等の設立・運用及び育成に関する法律」及び「科学技術分野の

政府外郭研究機関等の設立・運用及び育成に関する法律」により設立された研究機関または研究会の長と協議して、人権に関する研究を養成し、或いは共同で研究することができる。＜改正 2005.7.29＞

⑥委員会は「生涯教育法」による生涯教育団体又は生涯教育施設に対し、その教育内容に人権に関して必要な事項を含めるよう勧告することができる。＜改正 2005.7.29＞

第 27 条（人権資料室）

①委員会は人権資料室を置くことができる。

②人権資料室は、人権に関する国内外の情報や資料等を収集・整理・保存して一般人の利用に提供することができる。

③人権資料室は「図書館及び読書振興法」による図書館とみなす。＜改正 2005.7.29＞

④人権資料室の設置と運営に関する事項は、委員会の規則で定める。

第 28 条（裁判所及び憲法裁判所に対する意見提出）

①委員会は、人権の保護と向上に重大な影響を及ぼす裁判が継続中である場合、裁判所又は憲法裁判所の要請があり、或いは必要であると認める時には、裁判所の担当裁判部又は憲法裁判所に法律上の事項に関して意見を提出することができる。

②第 4 章の規定により委員会が調査又は処理した内容に関して裁判が継続中である場合、委員会は、裁判所又は憲法裁判所の要請があり、或いは必要であると認める場合、裁判所の担当裁判部又は憲法裁判所に事実上及び法律上の事項に関して意見を提出することができる。

第 29 条（報告書作成等）

①委員会は、年毎に前年度の活動内容と人権状況及び改善対策に関する報告書を作成して大統領と国会に報告しなければならない。

②委員会は第 1 項の規定による報告以外にも必要であると認める場合、大統領と国会に特別報告をすることができる。

③関連機関等は、第 1 項及び第 2 項の規定による報告に関する意見、措置結果又は措置計画を委員会に提出することができる。

④委員会は、第 1 項及び第 2 項の規定による報告書を公開しなければならない。ただし、国家の安全保障、個人の名誉又は私生活の保護のために必要であり、或いは他の法律により公開が制限される事項は、公開しないことができる。

第 4 章 人権侵害及び差別行為の調査と救済＜改正 2005.7.29＞

第 30 条（委員会の調査対象）

①次の各号の一つに該当する場合に、人権侵害や差別行為をされた者（以下“被害者”という）、又はその事実を知っている者や団体は、委員会にその内容を申立することができる。

1. 国家機関、地方自治団体、又は拘禁・保護施設の業務遂行（国会の立法及び裁判所・憲法

裁判所の裁判を除く）と関連して、「憲法」第 10 条乃至第 22 条に保障された人権を侵害され、或いは差別行為を受けた場合

2. 法人、団体又は私人により差別行為を受けた場合

②削除<2005.7.29>

③委員会は、第 1 項の申立がない場合にも、人権侵害や差別行為があると信じるに足る根拠があり、その内容が重大であると認める時は、これを職権で調査することができる。<改正 2005.7.29>

④第 1 項の規定による申し立ての手続きと方法に関して必要な事項は、委員会の規則で定める。

第 31 条（施設収容者の申立権の保障）

①施設収容者が委員会に申立を行おうとする場合、その施設に所属する公務員又は職員（以下“所属公務員等”という）は、その者に直ちに申立書の作成に必要な時間と場所及び便宜を提供しなければならない。所属公務員等は、申立書の作成事実及びその内容の秘密を保障しなければならない。

②施設収容者が委員会の委員又は所属職員（以下、“委員等”という）の面前で申立を行うことを望む場合、所属公務員等は、直ちにその趣旨を委員会に通報しなければならない。

③所属公務員等は、第 1 項により施設収容者が作成した申立書を直ちに委員会に送付し、委員会から受付証明願いの発給を受け、これを申立人に交付しなければならない。第 2 項の通報に対する委員会の確認書及び面談日程書の発給を受け次第、直ちに申立を望む施設収容者に交付しなければならない。

④第 2 項の規定により通報を受けた場合、或いは、施設収容者が申立を願うものと信じるに足る相当な根拠がある場合、委員会は委員等をして拘禁・保護施設を訪問させ、申立を望む施設収容者から口述又は書面で申立を受理しなければならない。この時、申立を受理した委員等は、直ちに受付証明願いを作成して申立人に交付しなければならない。

⑤第 4 項の規定による委員等の拘禁・保護施設の訪問及び申立の受付に関しては、第 24 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

⑥施設に収容されている申立人（申立を行おうとしている者も含む）と委員等との面談には、拘禁・保護施設の職員が参加し、或いはその内容を聴取又は録取することはできない。

⑦所属公務員等は、施設収容者が委員会に提出する目的で作成した申立書又は書面を閲覧することはできない。

⑧施設収容者の自由な申立書の作成と提出を保障するため、拘禁・保護施設で履行しなければならない措置及びその他の必要な手続と方法は大統領令で定める。

第 32 条（申立の却下等）

①委員会は、受理した申立が次の各号の一つに該当する場合は、その申立を却下する。

<改正 2005.7.29>

1. 申立の内容が委員会の調査対象に該当しない場合
2. 申立の内容が明白に虚偽、或いは理由がないと認められる場合
3. 被害者でない者の申立において、被害者が調査を望んでいない事が明白な場合

4. 申立の原因となった事実が発生した日から1年が経過して申立した場合。但し、申立の原因となった事実に関して、公訴時効又は民事上の時効が成立していない事件として委員会が調査することに決定した場合にはこの限りでない。
5. 申立が提起される当時、申立の原因となった事実に関して、裁判所又は憲法裁判所の裁判、捜査機関の捜査又は他の法律による権利救済手続が進行中であり、或いは終結した場合。但し、捜査機関が認知して捜査中である「刑法」第123条乃至第125条の罪に該当する事件と同一の事案に対し、委員会に申立が受理された場合はこの限りでない。
6. 申立が匿名又は仮名で提出された場合
7. 申立が、委員会が調査することが適切でないとする場合
8. 申立人が申立を取り下げた場合
9. 委員会が棄却した申立と同一の事実に関して再度申立した場合
10. 申立の趣旨が当該申立の原因となる事実に関し、裁判所の確定判決や憲法裁判所の決定に反する場合

②委員会は、第1項の規定により申立を却下する場合に必要であると認める場合は、その申立を関係機関に移送することができる。この場合、移送を受けた機関は、委員会の要請があるときには、遅滞なくその処理結果を委員会に通報しなければならない。

③委員会が申立についての調査を始めた後でもその申立が第1項各号の一つに該当することになる場合は、その申立を却下することができる。

④委員会は、調査をせず、又は調査を中止又は移送した場合、遅滞なくその理由を明示して申立人に通報しなければならない。このとき委員会は、被害者又は申立人に権利の救済を受けるのに必要な手続及び方法に関して助言することができる。

第33条（他の救済手続と移送）

①申立の内容が他の法律に定める権利救済手続によって権限を有する国家機関に提出しようとするものであることが明白な場合は、委員会は遅滞なくその申立を、その、他の国家機関に移送しなければならない。

②委員会が第30条第1項の規定により、申立について調査を始めた後に申立の原因となった事実と同一の事案に関して、被害者の申立又は公訴により捜査が開始された場合、その申立を管轄捜査機関に移送しなければならない。

③第1項及び第2項により委員会が申立の移送をした場合、遅滞なくその内容を申立人に通報しなければならない。移送を受けた機関は、委員会が要請する場合その申立に対する処理結果を委員会に通報しなければならない。

第34条（捜査機関と委員会の協調）

①申立の原因となる事実が犯罪行為に該当すると信じるに足る相当な理由があり、その容疑者の逃走又は証拠のいん滅等を防止し、或いは証拠の確保のために必要であると認める場合、委員会は、検察総長又は管轄捜査機関の長に捜査の開始と必要な措置を依頼することができる。

②第1項の規定により依頼を受けた検察総長又は管轄捜査機関の長は、遅滞なくその措置結果を委員会に通報しなければならない。

第 35 条（調査の目的）

- ①委員会の調査は、国家機関の機能遂行に支障を招くことが無いように留意しなければならない。
- ②委員会の調査は、個人の私生活を侵害し、或いは継続中である裁判または捜査中である事件の訴追に不当に関与する目的で行ってはならない。

第 36 条（調査の方法）

- ①委員会は、次の各号に定めた方法により、申立に関して調査することができる。
 1. 申立人・被害者・被申立人（以下、“当事者”という）、又は関係者に対する出席要求及び陳述聴取、又は陳述書の提出要求
 2. 当事者、関係者又は関係機関等に対して調査事項と関連があると認められる資料等の提出要求
 3. 調査事項と関連があると認められる場所、施設、資料等についての実地調査又は鑑定
 4. 当事者、関係者、関係機関等に対する調査事項と関連があると認められる事実又は情報についての照会
- ②委員会は調査のために必要であると認められる場合、委員等をして一定の場所又は施設を訪問し、場所、施設、資料等について実地調査又は鑑定をさせることができる。このとき委員等は、その場所に当事者や関係者の出席を要求して陳述を聞くことができる。
- ③第 1 項第 1 号の規定により陳述書の提出を要求された者は、14 日以内に陳述書を提出しなければならない。
- ④第 1 項及び第 2 項の規定により被申立人に対する出席要求は、人権侵害行為や差別行為を行った行為当事者の陳述書のみでは事案を判断することが難しく、第 30 条第 1 項の規定による人権侵害行為と差別行為があったと看做することができる相当な理由がある場合に限り、行うことができる。
- ⑤第 2 項の規定により調査を行う委員等は、その場所又は施設を管理する長又は職員（以下、同条では“関係者”という）に、必要な資料や物の提出を要求することができる。
- ⑥第 5 項の規定により調査をした委員等は、その権限を表示した証票を身につけ、これを関係者に提示しなければならない。
- ⑦委員会が資料や物の提出を要求し、或いはその資料・物又は施設に対する実地調査又は鑑定をしようとする場合、当該資料・物又は施設が次の各号の一つに該当する事実を関係国家機関の長が委員会に疎明し、その資料・物の提出やその資料・物又は施設に対する実地調査又は鑑定を拒否することができる。この場合、委員会は関係国家機関の長に必要な事項の確認を要求することができ、要求を受けた国家機関の長は、これに誠実に応じなければならない。
 1. 国家の安全保障又は外交関係に重大な影響を及ぼす国家機密事項である場合
 2. 犯罪捜査や継続中である裁判に重大な支障を招く憂慮がある場合

第 37 条（質問・検査権）

- ①委員会は、第 36 条の調査に必要な資料等の所在又は関係者に関して知ろうとする時は、その

内容を知っていると信じるに足る相当な理由がある者に質問し、或いはその内容を含んでいると信じるに足る相当な理由がある書類及びその他の物を検査することができる。

②第 36 条第 5 項乃至第 7 項の規定は、第 1 項の場合にこれを準用する。

第 38 条（委員の除斥等）

①委員と第 41 条の規定による調停委員（以下、同条では"委員"という）は、次の各号の一つに該当する場合は申立の審議・議決から除斥される。

1. 委員又はその配偶者や配偶者だった者が事件の当事者となり、或いはその申立に関して当事者と共同権利者又は共同義務者である場合
2. 委員が当該申立の当事者と親族関係にあり、或いはこのような関係にあった場合
3. 委員が当該申立に関して証言し、或いは鑑定をした場合
4. 委員が当該申立に関して当事者の代理人として関与し、或いは関与した場合
5. 委員が当該申立に関して捜査、裁判または他の法律による救済手続きに関与した場合

②当事者は、審議・議決の公正を期待することが困難な事情がある場合には委員長に忌避申請をすることができ、委員長は当事者の忌避申請について委員会の議決を経ることなく決定する。但し、委員長が決定することが相当ではない場合は委員会の議決で決定する。

③委員は、第 1 項各号の一つの事由又は第 2 項の事由に該当する場合、自らその申立の審議・議決を回避することができる。

第 39 条（申立の棄却）

①委員会は、申立を調査した結果、申立の内容が次の各号の一つに該当する場合は、その申立を棄却する。

1. 申立の内容が事実でないことが明白であり、或いは事実であると認めるに足る客観的証拠がない場合
2. 調査結果、第 30 条第 1 項の規定による人権侵害行為や差別行為に該当しない場合
3. 既に被害回復がなされて等により、別途の救済措置が必要でないと認められる場合

②委員会は申立を棄却する場合、申立の当事者にその結果及び理由を通報しなければならない。

第 40 条（合意の勧告）

委員会は、調査中であり、或いは調査が終った申立について、事件の公正な解決のために必要な救済措置を当事者に提示して合意を勧告することができる。

第 41 条（調停委員会の設置と構成）

①調停の迅速で公正な処理のために委員会に性・障害等の分野別に調停委員会を置く。

②調停委員会の委員は、委員会の委員と次の各号のどれか一つに該当する者の中で、性・障害等の分野別に委員長が委嘱する者となる。＜改正 2005.7.29＞

1. 人権問題に関して専門的な知識と経験を持った者であって、国家機関又は民間団体で人権と関連した分野に 10 年以上従事した者
2. 判事・検事・軍法務官・弁護士の職に 10 年以上従事した者

3. 大学や公認された研究機関で助教授以上の職を 10 年以上従事した者
- ③調停委員会の会議は次の者で構成される。＜改正 2005.7.29＞
1. 委員会の委員である調停委員の中で毎会議ごとに委員長が指名する 2 名
 2. 第 2 項の規定による分野別調停委員の中で毎会議ごとに委員長が指名する 2 名
- ④調停委員の委嘱、任期、調停委員会の構成・運営、調整の手続等に関して必要な事項は、委員会の規則で定める。＜改正 2005.7.29＞
- ⑤委員会の調停手続に関して、この法律および委員会の規則に規定されていない事項は「民事調停法」の規定を準用する。＜改正 2005.7.29＞

第 42 条（調停）

- ①調停委員会は、人権侵害や差別行為と関連して、当事者の申請や委員会の職権で調停委員会に回付された申立に対して調停手続を始めることができる。
- ②調停は、調停手続の開始以後に当事者が合意した事項を調停書に記載した後、当事者が署名捺印して調停委員会がこれを確認することにより成立する。
- ③調停委員会は、調整手続の中に当事者間で合意に至らない場合、事件の公正な解決のために調停に代わる決定をすることができる。
- ④調停に代わる決定には、次の各号の一つを含めることができる。＜改正 2005.7.29＞
1. 調査対象の人権侵害や差別行為の中止
 2. 原状回復・損害賠償その他の必要な救済措置
 3. 同一又は類似の人権侵害や差別行為の再発を防止するために必要な措置
- ⑤調停委員会は、調停に代わる決定をした場合には、遅滞なくその決定書を当事者に送達しなければならない。
- ⑥当事者が第 5 項の規定により決定書の送達を受けた日から 14 日以内に異議を申請しない時には、調停を受諾したものとみなす。

第 43 条（調停の効力）

第 42 条第 2 項の規定による調停と、第 42 条第 6 項の規定により異議を申請しない場合の調停に代わる決定は、裁判上の和解と同じ効力がある。

第 44 条（救済措置等の勧告）

- ①委員会が申立を調査した結果、人権侵害や差別行為が起きたと判断する時には、被申立人、その所属機関・団体又は監督機関（以下、“所属機関”とする）の長に次の各号の事項を勧告することができる。
1. 第 42 条第 4 項の各号に定めた救済措置の履行
 2. 法令・制度・政策・慣行の是正又は改善
- ②第 1 項の規定により勧告を受けた所属機関等の長に関しては、第 25 条第 2 項乃至第 4 項の規定を準用する。

第 45 条（告発及び懲戒勧告）

- ①委員会は、申立を調査した結果、申立の内容が犯罪行為に該当し、これに対し刑事処罰が必要であると認める時は、検察総長に対しその内容を告発することができる。但し、被告発人が軍人又は軍務員である場合は、所属の軍参謀総長又は国防大臣に告発することができる。
- ②委員会が申立を調査した結果、人権侵害が起きたと認める時は、被申立人又は人権侵害に責任がある者に対する懲戒を所属機関等の長に勧告することができる。
- ③第 1 項の規定により告発を受けた検察総長、軍参謀総長又は国防大臣は、告発を受けた日から三か月以内に捜査を終了し、その結果を委員会に通報しなければならない。但し三か月以内に捜査を終了できない時にはその事由を疎明しなければならない。
- ④第 2 項の規定により委員会から勧告を受けた所属機関等の長はこれを尊重しなければならない、その結果を委員会に通報しなければならない。

第 46 条（意見陳述機会の付与）

- ①委員会は、第 44 条又は第 45 条の規定による勧告又は措置をする前に、被申立人に意見を陳述する機会を与えなければならない。
- ②第 1 項の場合、当事者又は利害関係人は、口頭又は書面によって委員会に意見を陳述し、或いは必要な資料を提出することができる。

第 47 条（被害者のための法律救助の要請）

- ①申立に関して委員会の調査、証拠の確保又は被害者の権利救済のために必要であると認める場合、委員会は、被害者のために大韓法律救助公団又はその他の機関に法律救助を要請することができる。
- ②第 1 項の規定による法律救助の要請は、被害者の明視した意思に反して行うことはできない。
- ③第 1 項の規定による法律救助の要請の手続き・内容及び方法に関して必要な事項は、委員会の規則で定める。

第 48 条（緊急救済措置の勧告）

- ①委員会は、申立を受理した後に、調査対象の人権侵害や差別行為が継続中であるという相当の蓋然性があり、これを放置する場合、回復することが困難な被害発生のおそれがあると認められる時は、その申立の決定以前に申立人や被害者の申請により、又は職権により、被申立人、その所属機関等の長に次の各号の一つの措置をするよう勧告することができる。
1. 医療、給食、被服等の提供
 2. 場所、施設、資料等に対する実地調査及び鑑定又は他の機関が行っている検証及び鑑定に対する参加
 3. 施設収容者の拘禁又は収容場所の変更
 4. 人権侵害や差別行為の中止
 5. 人権侵害や差別行為を起していると判断される公務員等のその職務からの排除
 6. その他に被害者の生命、身体、安全のために必要な事項
- ②委員会は、必要であると認める時、当事者又は関係者等の生命及び身体、安全と名誉の保護又は証拠の確保やいん滅の防止のために必要な措置を採り、或いは関係者及びその所属機関等

の長にその措置を勧告することができる。

第 49 条（調査と調停等の非公開）

委員会の申立に対する調査・調停及び審議は非公開とする。但し、委員会の議決がある時はこれを公開することができる。

第 50 条（処理結果の公開）

委員会は、この章による申立の調査及び調停の内容と処理結果、関係機関等に対する勧告と関係機関等が行った措置等を公表することができる。但し、他の法律により公表が制限され、或いは個人の私生活の秘密が侵害される憂慮がある場合はこの限りでない。

第 5 章 補則

第 51 条（資格査証の禁止）

何人も委員会の委員又は職員の資格を詐称して、委員会の権限を行使してはならない。

第 52 条（秘密漏えいの禁止）

委員会の委員・諮問委員又は職員やその職にあった者及び委員会に派遣された者、或いは委員会の委嘱により委員会の業務を遂行している者、或いは遂行してきた者は、業務処理中に知り得た秘密を漏えいしてはならない。

第 53 条（類似名称使用の禁止）

委員会ではない者は国家人権委員会又はこれに類似した名称を使うことはできない。

第 54 条（公務員等の派遣）

①委員会は、その業務遂行のために必要であると認める場合、関係機関等の長にその所属公務員又は職員の派遣を要請することができる。

②第 1 項の規定による要請を受けた関係機関等の長は、委員会と協議して所属公務員又は職員を委員会に派遣することができる。

③第 2 項の規定により委員会に派遣された公務員又は職員は、その所属機関から独立して委員会の業務を遂行する。

④第 2 項の規定により委員会に公務員又は職員を派遣した関係機関等の長は、委員会に派遣された公務員又は職員に対して人事及び処遇において不利な措置をしてはならない。

第 55 条（不利益の禁止と支援）

①何人もこの法律により委員会に申立、陳述、証言、資料等の提出又は答弁を行ったという理由のみで、解雇、転勤、懲戒、不当な待遇その他の身分や処遇と関連して、不利益を受けない。

②委員会は、人権侵害や差別行為の真相を明らかにし、或いは証拠や資料等を発見又は提出し

た者に必要な支援又は補償をすることができる。＜改正 2005.7.29＞

③第 2 項の規定による支援又は補償の内容、手続きその他の必要な事項は、委員会の規則で定める。

第 6 章 罰則

第 56 条（人権擁護業務妨害）

①次の各号の 1 に該当する者は、5 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

＜改正 2005.7.29＞

1. 委員会の業務を遂行する委員会の委員又は職員を暴行又は脅迫した者
2. 委員会の委員また職員に対し、その業務上の行為を強要又は阻止し、或いはその職を辞退させる目的で暴行また脅迫した者
3. 偽計により委員会の委員又は職員の業務遂行を妨害した者
4. この法律の第 4 章の規定により、委員会の調査対象となっている他人の人権侵害や差別行為事件に関する証拠を隠滅、偽造、又は変造した証拠を使用した者
5. この法律による委員会の調査対象となる場所、施設、資料等をいん滅、隠匿、偽造又は変造し、又は偽造又は変造した資料等を使用した者

②親族が本人のために第 1 項第 4 号の罪を犯した時には処罰しない。＜改正 2005.3.31＞

第 57 条（申立書作成等の妨害）

第 31 条の規定に違反して申立を許可しない、或いは妨害した者は 3 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 58 条（資格詐称）

第 51 条の規定に違反して委員会の委員又は職員の資格を詐称し、委員会の権限を行使した者は 2 年以下の懲役又は 700 万ウォン以下の罰金に処する。

第 59 条（秘密漏えい）

第 52 条の規定に違反して業務処理中に知りえた秘密を漏えいした者は、2 年以下の懲役や禁固又は 5 年以下の資格停止に処する。

第 60 条（緊急救済措置妨害）

第 48 条第 1 項又は第 2 項により委員会が行う措置を妨害した者は、1 年以下の懲役又は 500 万ウォン以下の罰金に処する。

第 61 条（秘密侵害）

第 31 条第 6 項又は第 7 項の規定に違反して秘密を侵害した者は、1 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 62 条（罰則適用における公務員の擬制）

委員会の委員の中で公務員ではない者は「刑法」その他の法律による罰則適用においては、これを公務員と看做す。＜改正 2005.7.29＞

第 63 条（過怠金）

①次の各号の一つに該当する者は、1 千万ウォン以下の過怠金に処する。

1. 正当な理由なしに第 24 条第 1 項の規定により訪問調査又は第 36 条の規定による実地調査を拒否、妨害又は忌避した者
2. 正当な理由なしに第 36 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による陳述書の提出要求又は出席要求に応じない者
3. 正当な理由なしに第 36 条第 1 項第 2 号及び第 4 号又は第 3 項による資料等の提出要求及び事実照会に応じない、或いは虚偽の資料等を提出した者

②第 53 条の規定に違反した者は、500 万ウォン以下の過怠金に処する。

③第 1 項及び第 2 項の規定による過怠金は大統領令が定めるところにより委員長が賦課する。

④第 3 項の規定による過怠金処分に不服がある者は、その処分の告示を受けた日から 30 日以内に委員長に異議を提起することができる。

⑤第 3 項の規定による過怠料処分を受けた者が第 4 項の規定により異議を提起した時は、賦課権者は遅滞なく管轄裁判所にその事実を通報しなければならず、その通報を受けた管轄裁判所は「非訟事件手続法」による過怠金の裁判を行う。＜改正 2005.7.29＞

⑥第 4 項の規定の期間内に異議を提起せず、過怠金を納付しない時は、国税滞納処分の例によりこれを徴収する。

附則＜第 9402 号、2009.2.3＞（公職者倫理法）

第 1 条（施行日）この法律は、公布した日から施行する。

第 2 条 省略

第 3 条（他の法律の改正）

①及び

②省略

③国家人権委員会法一部を次の通り改正する。

第 2 条第 6 号ラ目の中で“「公職者倫理法」第 3 条第 1 項第 10 号”を“「公職者倫理法」第 3 条第 1 項第 12 号”とする。

④省略

障害のある人の権利に関する条約 仮訳

川島聡＝長瀬修仮訳（2008年5月30日付）

【凡例】

1. この川島＝長瀬仮訳（2008年5月30日付）は、2006年12月13日に国連総会で採択された“Convention on the Rights of Persons with Disabilities”と“Optional Protocol to the Convention on the Rights of Persons with Disabilities”の全文仮訳である。この仮訳の訳出に当たり、2007年2月19日時点で、国連のウェブサイト（<http://www.un.org/esa/socdev/enable/plenaryofga06.htm>, visited 19 February 2007）に掲載されていた“True Certified Copies”の英語正文を基本的にご利用するとともに、必要に応じて、その仏語正文・西語正文を利用した。なお、この仮訳は、日本障害フォーラムのホームページ（<http://www.normanet.ne.jp/~jdf/shiryo/convention/>）等で公表した従前の仮訳（2007年3月29日付、2007年10月29日付）を改訂したものである。
2. この仮訳は、各種条約集その他の関係諸文献を参考にしたが、日本が締約国の条約の中に類似した表現があるものについては、公定訳に合わせたものもあれば、そうではないものもある。後者の例として、公定訳では一般に「適当な」と訳されている“appropriate”を本仮訳では「適切な」と訳したり、公定訳では「女子」「児童」と訳されている部分を「女性」「子ども」と訳したりした。また、この仮訳の作成に当たり、「障害者の権利に関する条約」の日本政府仮訳も参考にした（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_32.pdf, visited 11 October 2007）。
3. この条約の選択議定書の正文には条文見出しがないが、訳者が亀甲括弧〔 〕内に条文見出しを補った。また、亀甲括弧〔 〕内には、別の翻訳可能性のある言葉を補った。例えば、障害〔ディスアビリティ〕や監視〔モニタリング〕等のようにカタカナ表記を補った場合や、ライブ・アシスタンス〔人又は動物による支援〕等のように英語正文のカタカナ表記に仏西正文の訳語を補った場合などがある。

【謝辞】

この仮訳の作成に当たり、大変多くの方々から貴重な御助言・御協力をさまざまな機会に頂戴いたしました。心より感謝を申し上げます。

【条文見出し一覧】

障害のある人の権利に関する条約

前文

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 一般原則
- 第4条 一般的義務
- 第5条 平等及び非差別〔無差別〕
- 第6条 障害のある女性
- 第7条 障害のある子ども
- 第8条 意識向上
- 第9条 アクセシビリティ
- 第10条 生命に対する権利
- 第11条 危険のある状況及び人道上の緊急事態
- 第12条 法律の前における平等な承認
- 第13条 司法へのアクセス
- 第14条 身体的自由及び安全
- 第15条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由
- 第16条 搾取、暴力及び虐待からの自由
- 第17条 個人のインテグリティ〔不可侵性〕の保護
- 第18条 移動の自由及び国籍
- 第19条 自立した生活〔生活の自律〕及び地域社会へのインクルージョン
- 第20条 個人の移動性
- 第21条 表現及び意見の自由並びに情報へのアクセス
- 第22条 プライバシーの尊重
- 第23条 家庭及び家族の尊重
- 第24条 教育
- 第25条 健康
- 第26条 ハビリテーション及びリハビリテーション
- 第27条 労働及び雇用
- 第28条 適切〔十分〕な生活水準及び社会保護
- 第29条 政治的及び公的活動への参加
- 第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加
- 第31条 統計及びデータ収集
- 第32条 国際協力
- 第33条 国内的な実施及び監視〔モニタリング〕
- 第34条 障害のある人の権利に関する委員会
- 第35条 締約国の報告
- 第36条 報告の検討
- 第37条 締約国と委員会との協力
- 第38条 委員会と他の機関との関係
- 第39条 委員会の報告
- 第40条 締約国会議
- 第41条 寄託先

- 第 42 条 署名
- 第 43 条 拘束されることについての同意
- 第 44 条 地域的な統合のための機関
- 第 45 条 効力発生
- 第 46 条 留保
- 第 47 条 改正
- 第 48 条 廃棄
- 第 49 条 アクセシブルな様式
- 第 50 条 正文

障害のある人の権利に関する条約の選択議定書

- 第 1 条 [個人通報についての委員会の権限]
- 第 2 条 [通報を受理できない場合]
- 第 3 条 [関係国への照会]
- 第 4 条 [暫定措置]
- 第 5 条 [通報の検討]
- 第 6 条 [委員会の調査]
- 第 7 条 [調査に応じて講じた措置]
- 第 8 条 [第 6 条及び第 7 条に対する適用除外宣言]
- 第 9 条 [寄託先]
- 第 10 条 [署名]
- 第 11 条 [拘束されることについての同意]
- 第 12 条 [地域的な統合のための機関]
- 第 13 条 [効力発生]
- 第 14 条 [留保]
- 第 15 条 [改正]
- 第 16 条 [廃棄]
- 第 17 条 [アクセシブルな様式]
- 第 18 条 [正文]

障害のある人の権利に関する条約

前文

この条約の締約国は、

- (a) 世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものとして、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い得ない権利を認める国際連合憲章において宣明された原則を想起し、
- (b) 国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての者はいかなる区別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、
- (c) すべての人権及び基本的自由の普遍性、不可分性、相互依存性及び相互関連性、並びに障害のある人に対してすべての人権及び基本的自由の差別のない完全な享有を保障する必要性を再確認し、
- (d) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、子どもの権利に関する条約並びにすべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約を想起し、
- (e) 障害〔ディスアビリティ〕が形成途上にある〔徐々に発展している〕概念であること、また、障害が機能障害〔インペアメント〕のある人と態度及び環境に関する障壁との相互作用であって、機能障害のある人が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものから生ずることを認め、
- (f) 障害者に関する世界行動計画及び障害のある人の機会均等化に関する基準規則に規定する原則及び政策指針が、障害のある人の機会を一層均等化するための国内的、地域的及び国際的な政策、立案、計画及び行動の促進、形成及び評価に影響を及ぼすに当たり重要であることを認め、
- (g) 持続可能な開発の関連戦略の不可分の一部として障害問題の主流化が重要であることを強調し、
- (h) また、いかなる者に対しても障害に基づく差別が人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであることを認め、
- (i) 更に、障害のある人の多様性を認め、
- (j) 障害のあるすべての人（一層多くの支援を必要とする障害のある人を含む。）の人権を促進し及び保護する必要性を認め、
- (k) これらの種々の文書及び約束にもかかわらず、障害のある人が、世界のすべての地域において、社会の平等な構成員としての参加を妨げる障壁及び人権侵害に依然として直面していることを憂慮し、
- (l) あらゆる国、特に開発途上国における障害のある人の生活状況を改善するために国際協力が重要であることを認め、
- (m) 障害のある人が、地域社会の全般的な福利及び多様性に対して既に又は潜在的に貴重な貢献をしていることを認め、また、障害のある人による人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進することにより、障害のある人の帰属意識が高められること並びに社会の人間的、社会的及び経済的開発並びに貧困の根絶に大きな前進がもたらされることを認め、
- (n) 障害のある人にとって、その個人の自律及び自立（自ら選択する自由を含む。）が重要であることを認め、
- (o) 障害のある人が、政策及び計画（障害のある人に直接関連のある政策及び計画を含む。）に係る意思決定過程に積極的に関与する機会を有すべきであることを考慮し、

- (p) 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、民族的、先住的若しくは社会的出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害のある人の置かれた困難な状況を憂慮し、
- (q) 障害のある女性及び少女が、家庭の内外で暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取を受ける一層大きな危険にしばしばさらされていることを認め、
- (r) 障害のある子どもが、他の子どもとの平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、また、このため、子どもの権利に関する条約の締約国が負う義務を想起し、
- (s) 障害のある人による人権及び基本的自由の完全な享有を促進するためのあらゆる努力にジェンダーの視点を組み込む必要があることを強調し、
- (t) 障害のある人の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、これに関しては、障害のある人に及ぼす貧困の悪影響に取り組むことが緊要であることを認め、
- (u) 国際連合憲章に規定する目的及び原則の完全な尊重並びに適用のある人権文書の遵守に基づく平和及び安全の状況が、障害のある人、特に武力紛争下及び外国の占領下の障害のある人の完全な保護に不可欠であることに留意し、
- (v) 障害のある人がすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たり、物理的、社会的、経済的及び文化的環境、保健〔健康〕及び教育並びに情報通信についてのアクセシビリティが重要であることを認め、
- (w) 個人が、他人に対し及びその属する地域社会に対して義務を負うこと、並びに国際人権章典において認められる権利の促進及び遵守のために努力する責任を有することを認識し、
- (x) 家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であり、かつ、社会及び国による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障害のある人及びその家族の構成員が、障害のある人の権利の完全かつ平等な享有に家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び援助を受けるべきであることを確信し、
- (y) 障害のある人の権利及び尊厳を促進し及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国の双方において、障害のある人の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと、並びに市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野への障害のある人の平等な機会を伴う参加を促進することを確信して、次のとおり協定した。

第1条 目的

この条約は、障害のあるすべての人によるすべての人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し及び確保すること、並びに障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害〔ディスアビリティ〕のある人には、長期の身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害〔インペアメント〕のある人を含む。これらの機能障害は、種々の障壁と相互に作用することにより、機能障害のある人が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げることがある。

第2条 定義

この条約の適用上、

「コミュニケーション〔意思伝達・通信〕」とは、筆記〔文字言語〕、音声装置、平易な言葉、口頭朗読その他の拡大代替〔補助代替〕コミュニケーションの形態、手段及び様式（アクセシブルな情報通信技術〔情報通信機器〕を含む。）とともに、言語、文字表示〔文字表記〕、点字、触覚による意思伝達、拡大文字及びアクセシブルなマルチメディア等をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語等をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、合理的配慮を行わないことを含むあらゆる形態の差別を含む。

「合理的配慮」とは、障害のある人が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ、不釣り合いな又は過重な負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなしに、可能な最大限の範囲内で、すべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。「ユニバーサルデザイン」は、特定の範囲の障害のある人向けの機能を備えた補装具〔補助器具〕が必要とされる場合には、これを排除するものではない。

第3条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び人の自立に対する尊重
- (b) 非差別〔無差別〕
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及びインクルージョン
- (d) 差異の尊重、並びに人間の多様性の一環及び人類の一員としての障害のある人の受容
- (e) 機会の平等〔均等〕
- (f) アクセシビリティ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある子どもの発達しつつある能力の尊重、及び障害のある子どもがそのアイデンティティを保持する権利の尊重

第4条 一般的義務

1 締約国は、障害に基づくいかなる種類の差別もない、障害のあるすべての人のすべての人権及び基本的自由の完全な実現を確保し及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

- (a) この条約において認められる権利を実施するため、すべての適切な立法措置、行政措置その他の措置をとること。
- (b) 障害のある人に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適切な措置（立法措置を含む。）をとること。
- (c) すべての政策及び計画において、障害のある人の人権の保護及び促進を考慮に入れること。
- (d) この条約に合致しないいかなる行為又は慣行をも差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの条約に従い行動することを確保すること。
- (e) いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別をも撤廃するためのすべての適切な措置をとること。
- (f) 第2条に定めるユニバーサルデザインを用いた物品〔製品〕、サービス、備品〔設備〕及び施設についての研究及び開発を開始し又は促進すること。この場合において、これらの物品〔製品〕、サービス、備品〔設備〕及び施設は、障害のある個人に特有の必要〔ニーズ〕を満たすため、それらの供給及び使用を促進するため並びに基準及び指針の策定の際のユニバーサルデザインの採用を促進するため、可能な限り最小の調整及び最小の費用を要するものとすべきである。
- (g) 負担可能な費用の技術〔機器〕を優先して、障害のある人に適した新たな技術〔機器〕（情報通信技術〔情報通信機器〕、移動補助具、補装具〔補助器具〕及び支援技術〔支援機器〕を含む。）についての研究及び開発を開始し又は促進すること、並びにそのような

新たな技術〔機器〕の供給及び使用を促進すること。

- (h) 移動補助具、補装具〔補助器具〕及び支援技術〔支援機器〕（新たな技術〔機器〕を含む。）に関する並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設〔設備〕に関するアクセシブルな情報を障害のある人に提供すること。
- (i) この条約において認められる権利により保障される支援及びサービスを一層効果的に提供するため、障害のある人と共に行動する専門家及び職員に対する当該権利に関する訓練を促進すること。

2 各締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段〔資源〕の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で措置をとることを約束する。ただし、この規定は、この条約に含まれる義務であって国際法に基づいて即時的に適用可能なものに影響を及ぼすものではない。

3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策を策定し及び実施するに当たり、並びに障害のある人と関連する問題についての他の意思決定過程において、障害のある人（障害のある子どもを含む。）を代表する団体を通じて、障害のある人と緊密に協議し、かつ、障害のある人を積極的に関与させる。

4 この条約のいかなる規定も、締約国の法律又は締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって、障害のある人の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。この条約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ又は存する人権及び基本的自由については、この条約がそれらの権利若しくは自由を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し又は逸脱してはならない。

5 この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用する。

第5条 平等及び非差別〔無差別〕

1 締約国は、すべての者が、法律の前及び下において平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等な保護及び利益を受ける権利を有することを認める。

2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な法的保護を障害のある人に保障する。

3 締約国は、平等を促進し及び差別を撤廃するため、合理的配慮が行われることを確保するためのすべての適切な措置をとる。

4 障害のある人の事実上の平等を促進し又は達成するために必要な特定の措置は、この条約に定める差別と解してはならない。

第6条 障害のある女性

1 締約国は、障害のある女性及び少女が複合的な差別を受けていることを認識し、また、これに関しては、障害のある女性及び少女がすべての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。

2 締約国は、この条約に定める人権及び基本的自由の行使及び享有を女性に保障することを目的として、女性の完全な発展、地位の向上及びエンパワーメントを確保するためのすべての適切な措置をとる。

第7条 障害のある子ども

1 締約国は、障害のある子どもが、他の子どもとの平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するためのすべての必要な措置をとる。

2 障害のある子どもに関するあらゆる決定において、子どもの最善の利益が主として考慮されるものとする。

3 締約国は、障害のある子どもが、自己に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を有することを確保する。この場合において、障害のある子どもの意見は、他の子どもとの平等を基礎として、その年齢及び成熟度に応じて十分に考慮されるもの

とする。締約国は、また、障害のある子どもが、当該権利を実現〔行使〕するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。

第8条 意識向上

1 締約国は、次のための即時的、効果的かつ適切な措置をとることを約束する。

- (a) 障害のある人の置かれた状況に対する社会全体（家族を含む。）の意識の向上、並びに障害のある人の権利及び尊厳に対する尊重の促進
- (b) あらゆる生活領域における障害のある人に対する固定観念、偏見及び有害慣行（性及び年齢を理由とするものを含む。）との闘い
- (c) 障害のある人の能力及び貢献に対する意識の促進

2 このため、締約国が講ずる措置には、次のことを含む。

- (a) 次のために、効果的な公衆啓発活動を開始し及び維持すること。
 - (i) 障害のある人の権利を受容する態度の育成
 - (ii) 障害のある人に対する肯定的認識及び一層高い社会的意識の促進
 - (iii) 障害のある人の技能、功績及び能力並びに職場及び労働市場への貢献に対する認識の促進
- (b) すべての段階の教育制度、特に幼年期からのすべての子どもの教育制度において、障害のある人の権利を尊重する態度を促進すること。
- (c) すべての媒体〔メディア〕機関が、この条約の目的に合致するように障害のある人を描写するよう奨励すること。
- (d) 障害のある人及びその権利に対する意識を向上させるための訓練計画を促進すること。

第9条 アクセシビリティ

1 締約国は、障害のある人が自立して生活すること及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にするため、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信技術〔情報通信機器〕及び情報通信システムを含む。）、並びに公衆に開かれ又は提供される他の施設〔設備〕及びサービスにアクセスすることを確保するための適切な措置をとる。このような措置は、アクセシビリティにとっての妨害物及び障壁を明らかにし及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

- (a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内外の施設〔設備〕（学校、住居、医療施設〔医療設備〕及び職場を含む。）
- (b) 情報サービス、通信サービスその他のサービス（電子サービス及び緊急時サービスを含む。）

2 締約国は、また、次のことのための適切な措置をとる。

- (a) 公衆に開かれ又は提供される施設〔設備〕及びサービスのアクセシビリティに関する最低基準及び指針を策定し及び公表すること、並びにこれらの最低基準及び指針の実施を監視〔モニター〕すること。
- (b) 公衆に開かれ又は提供される施設〔設備〕及びサービスを提供する民間主体が、障害のある人にとってのアクセシビリティのあらゆる側面を考慮に入れることを確保すること。
- (c) 障害のある人が直面するアクセシビリティに係る問題についての訓練をすべての関係者に提供すること。
- (d) 公衆に開かれた建物その他の施設〔設備〕において、点字表示及び読みやすく理解しやすい形式の表示を提供すること。
- (e) 公衆に開かれた建物その他の施設〔設備〕のアクセシビリティを容易にするためのライブ・アシスタンス〔人又は動物による支援〕及び媒介者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳者を含む。）のサービスを提供すること。
- (f) 障害のある人が情報にアクセスすることを確保するため、障害のある人に対する他の適切な形態の援助及び支援を促進すること。

- (g) 障害のある人が新たな情報通信技術〔情報通信機器〕及び情報通信システム（インターネットを含む。）にアクセスすることを促進すること。
- (h) 早い段階において、アクセシブルな情報通信技術〔情報通信機器〕及び情報通信システムに関する設計、開発、生産及び分配を、それらを最小の費用でアクセシブルにするようにして促進すること。

第10条 生命に対する権利

締約国は、すべての人間が生命に対する固有の権利を有することを再確認し、また、障害のある人が他の者との平等を基礎として当該権利を効果的に享有することを確保するためのすべての必要な措置をとる。

第11条 危険のある状況及び人道上の緊急事態

締約国は、国際法、特に国際人道法及び国際人権法に基づく義務に従い、危険のある状況（武力紛争、人道上の緊急事態及び自然災害の発生を含む。）における障害のある人の保護及び安全を確保するためのすべての必要な措置をとる。

第12条 法律の前における平等な承認

- 1 締約国は、障害のある人が、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害のある人がその法的能力の行使に当たり必要とする支援にアクセスすることができるようにするための適切な措置をとる。
- 4 締約国は、国際人権法に従い、法的能力の行使に関連するすべての措置には濫用を防止するための適切かつ効果的な保護が含まれることを確保する。当該保護は、法的能力の行使に関連する措置が、障害のある人の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反及び不当な影響を生じさせないこと、障害のある人の状況に対応し及び適合すること、可能な限り最も短い期間に適用すること、並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査に服することを確保するものとする。当該保護は、当該措置が障害のある人の権利及び利益に及ぼす影響の程度に対応したものとする。
- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、財産の所有又は相続についての、自己の財務管理についての並びに銀行貸付、抵当その他の形態の金融上の信用への平等なアクセスについての障害のある人の平等な権利を確保するためのすべての適切かつ効果的な措置をとる。締約国は、また、障害のある人がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

第13条 司法へのアクセス

- 1 締約国は、障害のある人がすべての法的手続（調査〔捜査〕段階その他の予備段階のものを含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮を行うこと等により、障害のある人が他の者との平等を基礎として司法に効果的にアクセスすることを確保する。
- 2 締約国は、障害のある人が司法に効果的にアクセスすることを確保することに役立てるため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適切な訓練を促進する。

第14条 身体的自由及び安全

- 1 締約国は、次のことを確保する。
 - (a) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、身体的自由及び安全についての権利を享有すること。
 - (b) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、自由を不法に又は恣意的に奪われないこと、いかなる自由の剥奪も法律に従い行われること、及びいかなる場合においても自由の剥奪が障害の存在により正当化されないこと。
- 2 締約国は、障害のある人が、いずれの手続を通じても自由を奪われた場合には、他の者と

の平等を基礎として国際人権法による保障を受ける権利を有すること、並びにこの条約の趣旨及び原則に従い取り扱われること（合理的配慮を行うことによるものを含む。）を確保する。

第15条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

1 いかなる者も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、いかなる者も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。

2 締約国は、障害のある人が拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けることを、他の者との平等を基礎として防止するため、すべての効果的な立法上、行政上、司法上その他の措置をとる。

第16条 搾取、暴力及び虐待からの自由

1 締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待（これらのジェンダーを理由とする状況を含む。）から障害のある人を保護するためのすべての適切な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。

2 締約国は、また、搾取、暴力及び虐待の事案を防止し、認識し及び報告する方法に関する情報及び教育を提供すること等を通じて、特に、障害のある人並びにその家族及び介助者に対してジェンダー及び年齢を考慮した適切な形態の援助及び支援を行うことを確保することにより、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待を防止するためのすべての適切な措置をとる。締約国は、保護サービスが年齢、ジェンダー及び障害を考慮したものであることを確保する。

3 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害のある人向けのすべての施設〔機関・設備〕及び計画が、独立した当局により効果的に監視〔モニター〕されることを確保する。

4 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害のある人の身体的、認知的及び心理的な回復、リハビリテーション並びに社会復帰〔社会的再統合〕を促進するためのすべての適切な措置（保護サービスの提供によるものを含む。）をとる。このような回復及び復帰は、障害のある人の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を促進する環境において行われるものとし、ジェンダー及び年齢に特有の必要〔ニーズ〕を考慮に入れる。

5 締約国は、障害のある人に対する搾取、暴力及び虐待の事案が明らかにされ、調査〔捜査〕され、かつ、適切な場合には訴追されることを確保するための効果的な法令及び政策（女性及び子どもに重点を置いた法令及び政策を含む。）を策定する。

第17条 個人のインテグリティ〔不可侵性〕の保護

障害のあるすべての人は、他の者との平等を基礎として、その身体的及び精神的なインテグリティ〔不可侵性〕を尊重される権利を有する。

第18条 移動の自由及び国籍

1 締約国は、障害のある人に対し、他の者との平等を基礎として、移動の自由、居所を選択する自由及び国籍についての権利を認めるものとし、特に次のことを確保する。

(a) 障害のある人が、国籍を取得し及び変更する権利を有すること、並びにその国籍を恣意的に又は障害を理由として奪われないこと。

(b) 障害のある人が、国籍に係る文書若しくは身元に係る他の文書を入手し、所有し及び利用する法的資格、又は移動の自由についての権利の行使を容易にするために必要とされることのある関連手続（出入国手続等）を行う法的資格を、障害を理由として奪われないこと。

(c) 障害のある人が、いずれの国（自国を含む。）からも離れる自由を有すること。

(d) 障害のある人が、自国に入国する権利を恣意的に又は障害を理由として奪われないこと。

2 障害のある子どもは、出生の後直ちに登録されるものとする。障害のある子どもは、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、可能な限りその親を知りかつその親によって養育される権利を有する。

第 19 条 自立した生活〔生活の自律〕及び地域社会へのインクルージョン

この条約の締約国は、障害のあるすべての人に対し、他の者と平等の選択の自由をもって地域社会で生活する平等の権利を認める。締約国は、障害のある人によるこの権利の完全な享有並びに地域社会への障害のある人の完全なインクルージョン及び参加を容易にするための効果的かつ適切な措置をとるものとし、特に次のことを確保する。

- (a) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活様式で生活するよう義務づけられないこと。
- (b) 障害のある人が、地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（パーソナル・アシスタンスを含む。）にアクセスすること。
- (c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設〔設備〕が、障害のある人にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害のある人の必要〔ニーズ〕に応ずること。

第 20 条 個人の移動性

締約国は、障害のある人が可能な限り自立〔自律〕して移動することを確保するための効果的な措置をとるものとし、特に次のことを行う。

- (a) 障害のある人が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担可能な費用で移動することを容易にすること。
- (b) 障害のある人が、質の高い移動補助具、補装具〔補助器具〕、支援技術〔支援機器〕、ライブ・アシスタンス〔人又は動物による支援〕及び媒介者のサービスにアクセスすることを、特に、これらを負担可能な費用で利用可能なものとするにより容易にすること。
- (c) 障害のある人に対し及び障害のある人と共に行動する専門職員に対し、移動技能の訓練を提供すること。
- (d) 移動補助具、補装具〔補助器具〕及び支援技術〔支援機器〕を生産する主体が、障害のある人の移動のあらゆる側面を考慮に入れるよう奨励すること。

第 21 条 表現及び意見の自由並びに情報へのアクセス

締約国は、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、第 2 条に定めるあらゆる形態のコミュニケーションであって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適切な措置をとる。このため、締約国は、特に次のことを行う。

- (a) 障害のある人に対し、適時にかつ追加の費用の負担なしに、様々な種類の障害に適応したアクセシブルな様式及び技術〔機器〕により、一般公衆向けの情報を提供すること。
- (b) 障害のある人が、その公的な活動において、手話、点字、拡大代替〔補助代替〕コミュニケーション並びに自ら選択する他のすべてのアクセシブルなコミュニケーションの手段、形態及び様式を用いることを受け入れ及び容易にすること。
- (c) 一般公衆にサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間主体が、情報及びサービスを障害のある人にとってアクセシブルかつ使用可能な様式で提供するように勧奨すること。
- (d) 大衆媒体〔マス・メディア〕（インターネットで情報を提供する主体を含む。）が、そのサービスを障害のある人にとってアクセシブルなものとするよう奨励すること。
- (e) 手話の使用を承認し及び促進すること。

第 22 条 プライバシーの尊重

1 障害のあるいかなる人も、居住地又は生活様式のいかなる問わず、そのプライバシー、家族、家庭又は通信その他の形態のコミュニケーションを恣意的に若しくは不法に干渉され、又は名誉及び信用を不法に攻撃されることはない。障害のある人は、このような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

2 締約国は、他の者との平等を基礎として、障害のある人の個人情報、健康に関連する情報及びリハビリテーションに関連する情報についてのプライバシー〔秘密性〕を保護する。

第 23 条 家庭及び家族の尊重

1 締約国は、他の者との平等を基礎として、婚姻、家族、親子関係及び親族関係に係るすべての事項に関し、障害のある人に対する差別を撤廃するための効果的かつ適切な措置をとるものとし、次のことを確保する。

- (a) 婚姻をすることのできる年齢にある障害のあるすべての人が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし及び家族を形成する権利を認めること。
- (b) 障害のある人が、子どもの数及び出産間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利、並びにその年齢に適した方法で生殖・出産及び家族計画に関する情報及び教育にアクセスする権利を認めること。また、障害のある人がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供すること。
- (c) 障害のある人（障害のある子どもを含む。）が他の者との平等を基礎として生殖能力を保持すること。

2 締約国は、子どもの後見、監督、管財、養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度についての障害のある人の権利及び責任を確保する。あらゆる場合において、子どもの最善の利益は至上である。締約国は、障害のある人が子どもの養育についての責任を遂行するに当たり、その者に対して適切な援助を与える。

3 締約国は、障害のある子どもが家族生活について平等の権利を有することを確保する。締約国は、この権利を実現するため並びに障害のある子どもの隠匿、遺棄、放置及び隔離を防止するため、障害のある子ども及びその家族に対し、包括的な情報、サービス及び支援を早期に提供することを約束する。

4 締約国は、子どもがその親の意思に反してその親から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が、司法の審査に従うことを条件として、適用のある法律及び手続に従い、その分離が子どもの最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。いかなる場合にも、子どもは、その子どもの障害又は一方若しくは両方の親の障害を理由として親から分離されない。

5 締約国は、最も近い関係にある家族〔親及び兄弟姉妹〕が障害のある子どもを監護〔ケア〕することができない場合には、より広い範囲の家族の中で代替的な監護〔ケア〕を提供し、また、これが不可能なときは、地域社会の中の家庭的な環境で代替的な監護〔ケア〕を提供するためのすべての努力を行うことを約束する。

第 24 条 教育

1 締約国は、教育についての障害のある人の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしにかつ機会の平等を基礎として実現するため、あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度及び生涯学習であって、次のことを目的とするものを確保する。

- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己価値に対する意識を十分に開発すること。また、人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害のある人が、その人格、才能、創造力並びに精神的及び身体的な能力を可能な最大限度まで発達させること。
- (c) 障害のある人が、自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1 の権利を実現するに当たり、次のことを確保する。

- (a) 障害のある人が障害を理由として一般教育制度から排除されないこと、及び障害のある子どもが障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、その生活する地域社会において、インクルーシブで質の高い無償の初等教育及び中等教育にアクセスすることができること。
- (c) 各個人の必要〔ニーズ〕に応じて合理的配慮が行われること。
- (d) 障害のある人が、その効果的な教育を容易にするために必要とする支援を一般教育制度の下で受けること。

(e) 完全なインクルージョンという目標に則して、学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境において、効果的で個別化された支援措置がとられること。

3 締約国は、障害のある人が教育制度及び地域生活に完全かつ平等に参加することを容易にするための生活技能及び社会性の発達技能を習得することを可能としなければならない。このため、締約国は、次のことを含む適切な措置をとる。

(a) 点字、代替文字、拡大代替〔補助代替〕コミュニケーションの形態、手段及び様式、並びに歩行技能の習得を容易にすること。また、ピア・サポート〔障害のある人相互による支援〕及びピア・メンタリング〔障害のある人相互による助言・指導〕を容易にすること。

(b) 手話の習得及びろう社会の言語的なアイデンティティの促進を容易にすること。

(c) 盲人、ろう者又は盲ろう者（特に子どもの盲人、ろう者又は盲ろう者）の教育が、その個人にとって最も適切な言語並びにコミュニケーションの形態及び手段で、かつ、学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境で行われることを確保すること。

4 締約国は、1 の権利の実現を確保することを容易にするため、手話又は点字についての適格性を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用するための並びに教育のすべての段階において教育に従事する専門家及び職員に対する訓練を行うための適切な措置をとる。この訓練には、障害に対する意識の向上、適切な拡大代替〔補助代替〕コミュニケーションの形態、手段及び様式の使用、並びに障害のある人を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れなければならない。

5 締約国は、障害のある人が、差別なしにかつ他の者との平等を基礎として、一般の高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習にアクセスすることができることを確保する。このため、締約国は、障害のある人に対して合理的配慮が行われることを確保する。

第 25 条 健康

締約国は、障害のある人が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害のある人がジェンダーを考慮した保健サービス（保健に関連するリハビリテーションを含む。）にアクセスすることを確保するためのすべての適切な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。

(a) 障害のある人に対し、他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は負担可能な費用の保健サービス（性及び生殖に関する保健サービス、並びに地域社会の公衆衛生計画を含む。）を提供すること。

(b) 障害のある人が特にその障害のために必要とする保健サービスを提供すること。当該保健サービスには、適切な場合には早期発見及び早期介入〔早期治療〕が含まれるとともに、二次障害〔新たに出現する障害〕、特に子ども及び高齢者の二次障害を最小にし及び予防するためのサービスが含まれる。

(c) 当該保健サービスを、障害のある人自身が属する地域社会（農村を含む。）に可能な限り近くで提供すること。

(d) 保健の専門家に対し、他の者と同一の質の医療〔ケア〕（特に、十分な説明に基づく自由な同意に基づいたもの）を障害のある人に提供するよう要請すること。このため、締約国は、特に、障害のある人の人権、尊厳、自律及び必要〔ニーズ〕に対する意識が高められるように、公的及び私的な保健部門のために訓練活動を先導し及び倫理規則を普及する。

(e) 健康保険及び国内法において生命保険が認められている場合には生命保険が障害のある人に対して公正かつ妥当な方法で提供されるものとし、これらの保険の提供に当たり障害のある人に対する差別を禁止すること。

(f) ヘルス・ケア若しくは保健サービス又は食料若しくは飲料の提供が障害に基づいて差別的に拒否されることを防止すること。

第 26 条 ハビリテーション及びリハビリテーション

1 締約国は、障害のある人が、最大限の自立〔自律〕、十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力、並びに生活のあらゆる側面への完全なインクルージョン及び参加を達成しか

つ維持することを可能とするため、特にピア・サポート〔障害のある人相互による支援〕を活用して、効果的かつ適切な措置をとる。このため、締約国は、特に保健、雇用、教育及び社会サービスの分野において、ハビリテーション及びリハビリテーションについての包括的〔多様〕なサービス及び計画を企画し、強化し及び拡張する。この場合において、これらのサービス及び計画は、次のとおりとする。

- (a) 可能な限り最も早い段階で開始すること、並びに個人の必要〔ニーズ〕及び能力〔長所〕に関する学際的な評価に基づくこと。
- (b) 地域社会及び社会のあらゆる側面への障害のある人の参加及びインクルージョンを容易にするものであること、障害のある人により任意〔自由〕に受け入れられるものであること、並びに障害のある人により自己の属する地域社会（農村を含む。）に可能な限り近くで利用されることができること。

2 締約国は、ハビリテーション及びリハビリテーションのサービスに従事する専門家及び職員に対する初期訓練及び継続訓練の充実を促進する。

3 締約国は、障害のある人向けの補装具〔補助器具〕及び支援技術〔支援機器〕であって、ハビリテーション及びリハビリテーションを容易にするものの供給、知識及び使用を促進する。

第27条 労働及び雇用

1 締約国は、障害のある人に対し、他の者との平等を基礎として、労働についての権利を認める。この権利には、障害のある人にとって開かれ、インクルーシブで、かつ、アクセシブルな労働市場及び労働環境において、障害のある人が自由に選択し又は引き受けた労働を通じて生計を立てる機会についての権利を含む。締約国は、特に次のことのための適切な措置（立法措置を含む。）をとることにより、障害のある人（雇用の過程で障害を持つこととなった者を含む。）のために労働についての権利の実現を保障し及び促進する。

- (a) あらゆる形態の雇用に係るすべての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害に基づく差別を禁止すること。
- (b) 他の者との平等を基礎として、公正かつ良好な労働条件（平等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬を含む。）、安全かつ健康的な作業条件（いやがらせ〔ハラスメント〕からの保護を含む。）及び苦情救済についての障害のある人の権利を保護すること。
- (c) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、職業上の権利及び労働組合の権利を行使することができることを確保すること。
- (d) 障害のある人が、一般公衆向けの技術指導及び職業指導に関する計画、職業紹介サービス並びに継続的な職業訓練サービスに効果的にアクセスすることを可能とすること。
- (e) 労働市場における障害のある人の雇用機会及び昇進を促進すること。また、障害のある人が職業を求め、それに就き、それを継続し及びそれに復帰する際の支援を促進すること。
- (f) 自己雇用〔自営〕の機会、企業家精神〔アントレプレナーシップ〕、協同組合の組織及び自己の事業の開始〔起業〕を促進すること。
- (g) 公的部門において障害のある人を雇用すること。
- (h) 適切な政策及び措置を通じて、民間部門における障害のある人の雇用を促進すること。これらの政策及び措置には、積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。
- (i) 職場において障害のある人に対して合理的配慮が行われることを確保すること。
- (j) 障害のある人が開かれた労働市場において職業経験を得ることを促進すること。
- (k) 障害のある人の職業リハビリテーション及び専門リハビリテーション、職業維持並びに職場復帰の計画を促進すること。

2 締約国は、障害のある人が奴隷状態又は隷属状態に置かれないこと及び強制的又は義務的労働から他の者との平等を基礎として保護されることを確保する。

第 28 条 適切〔十分〕な生活水準及び社会保護

1 締約国は、自己及びその家族の適切〔十分〕な生活水準（適切〔十分〕な食料、衣類及び住居を含む。）についての並びに生活条件の不断の改善についての障害のある人の権利を認めるものとし、この権利を障害に基づく差別なしに実現することを保障し及び促進するための適切な措置をとる。

2 締約国は、社会保護についての障害のある人の権利及びこの権利を障害に基づく差別なしに享有することについての障害のある人の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し及び促進するための適切な措置をとる。これには、次の措置を含む。

- (a) 障害のある人が、清浄な水に平等にアクセスすることを確保するための措置、並びに障害のある人が、障害に関連する必要〔ニーズ〕に係る適切かつ負担可能なサービス、補装具〔補助器具〕その他の支援にアクセスすることを確保するための措置
- (b) 障害のある人、特に、障害のある女性及び少女並びに障害のある高齢者が、社会保護計画及び貧困削減計画にアクセスすることを確保するための措置
- (c) 貧困の状況下で生活している障害のある人及びその家族が、障害に関連する費用をまかなうための国の援助（適切〔十分〕な訓練、カウンセリング、財政援助及びレスパイト・ケアを含む。）にアクセスすることを確保するための措置
- (d) 障害のある人が、公的な住宅供給計画にアクセスすることを確保するための措置
- (e) 障害のある人が、退職に関する給付及び計画に平等にアクセスすることを確保するための措置

第 29 条 政治的及び公的活動への参加

締約国は、障害のある人に対し、政治的権利の享有及びこの権利を他の者との平等を基礎として行使する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

- (a) 特に次のことにより、障害のある人が、直接に又は自由に選んだ代表を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害のある人が投票し及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。
 - (i) 投票の手続、施設〔設備〕及び資料が適切であること、アクセシブルであること並びに理解し及び利用しやすいことを確保すること。
 - (ii) 適切な場合には、支援技術〔支援機器〕及び新たな技術〔機器〕の使用を容易にすることにより、障害のある人が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票により投票する権利、選挙に立候補する権利、並びに政府のすべての段階において効果的に公職に就き及びすべての公務を遂行する権利を保護すること。
 - (iii) 選挙人としての障害のある人の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害のある人の要請に応じて、障害のある人自身により選ばれた者が投票の際に援助することを認めること。
- (b) 障害のある人が、差別なしにかつ他の者との平等を基礎として、政治に効果的かつ完全に参加することのできる環境を積極的に促進すること。また、障害のある人が政治に参加することを奨励すること。政治への参加には、次のことを含む。
 - (i) 国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加すること、並びに政党の活動及び運営に参加すること。
 - (ii) 国際的、国内的、地域的及び地方的な段階において、障害のある人を代表するための障害のある人の団体を結成し、及びこれに加入すること。

第 30 条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

1 締約国は、障害のある人が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するためのすべての適切な措置をとる。

- (a) 障害のある人が、アクセシブルな様式を通じて、文化的作品へのアクセスを享受すること。
- (b) 障害のある人が、アクセシブルな様式を通じて、テレビ番組、映画、演劇その他の文化

的な活動へのアクセスを享受すること。

(c) 障害のある人が、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス等の文化的な公演又はサービスが行われる場所へのアクセスを享受し、また、可能な限度において国の文化的に重要な記念物及び遺跡へのアクセスを享受すること。

2 締約国は、障害のある人が、自己の利益のためのみでなく社会を豊かにするためにも、創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し及び活用する機会を有することを可能とするための適切な措置をとる。

3 締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法令が文化的作品への障害のある人のアクセスを妨げる不合理な又は差別的な障壁とならないことを確保するためのすべての適切な措置をとる。

4 障害のある人は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的なアイデンティティ（手話及びろう文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。

5 締約国は、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とするため、次のことのための適切な措置をとる。

(a) 障害のある人が、あらゆる段階における主流〔一般〕のスポーツ活動に可能な最大限の範囲内で参加することを奨励し及び促進すること。

(b) 障害のある人が、障害に特有のスポーツ及びレクリエーションの活動を組織し、発展させ及びこれに参加する機会を有することを確保すること。また、このため、適切な指導、訓練及び資源が他の者との平等を基礎として提供されるよう奨励すること。

(c) 障害のある人が、スポーツ及びレクリエーションの開催地並びに観光地にアクセスすることを確保すること。

(d) 障害のある子どもが、他の子どもとの平等を基礎として、遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動（学校制度におけるこれらの活動を含む。）に参加することができることを確保すること。

(e) 障害のある人が、レクリエーション、観光、余暇及びスポーツの活動の企画に責任を負う者及び団体によるサービスにアクセスすることを確保すること。

第 31 条 統計及びデータ収集

1 締約国は、この条約を実現するための政策を形成し及び実施することを可能とするための適切な情報（統計及び研究データを含む。）を収集することを約束する。締約国は、この情報を収集し及び保存する過程において、次の事項を遵守しなければならない。

(a) 障害のある人の秘密性の保持及びプライバシーの尊重を確保するための法定の保護（データ保護に関する法令を含む。）

(b) 人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範、並びに統計の収集及び利用に関する倫理原則

2 この条の規定に従い収集された情報は、適切な場合には分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立てるために並びに障害のある人がその権利を行使する際に直面する障壁を明らかにし及び当該障壁に取り組むために用いられる。

3 締約国は、これらの統計の普及についての責任を負うものとし、障害のある人及び他の者がこれらの統計にアクセスすることができることを確保する。

第 32 条 国際協力

1 締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための国内的な努力を支援するものとして国際協力及びその促進が重要であることを認識し、また、これに関しては、国家間において、並びに適切な場合には国際的及び地域的な関係機関並びに市民社会（特に障害のある人の団体）と共同して、適切かつ効果的な措置をとる。このような措置には、特に次のことを含むことができる。

(a) 国際協力（国際的な開発計画を含む。）が、障害のある人にとって、インクルーシブかつアクセシブルであることを確保すること。

- (b) 特に、情報、経験、訓練計画及び最良の実践の交換及び共有を通じて、能力形成を容易にしかつ支援すること。
- (c) 研究における協力並びに科学的及び技術的知識へのアクセスを容易にすること。
- (d) 適切な場合には、特に、アクセシブルな支援技術〔支援機器〕へのアクセス及びその共有を容易にすることにより並びに技術移転を通じて、技術援助及び経済援助を提供すること。

2 この条の規定は、この条約に基づく義務を履行する各締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

第 33 条 国内的な実施及び監視〔モニタリング〕

1 締約国は、その制度に従い、この条約の実施に関連する事項を取り扱う 1 又は 2 以上の担当部局〔フォーカルポイント〕を政府内に指定する。締約国は、また、異なる部門及び段階におけるこの条約の実施に関連する活動を容易にするため、政府内に調整のための仕組みを設置し又は指定することに十分な考慮を払う。

2 締約国は、その法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し及び監視〔モニター〕するための枠組み（適切な場合には、1 又は 2 以上の独立した仕組みを含む。）を自国内で維持し、強化し、指定し又は設置する。締約国は、当該仕組みを指定し又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機関の地位及び機能に関する原則を考慮に入れる。

3 市民社会、特に、障害のある人及び障害のある人を代表する団体は、監視〔モニタリング〕の過程に完全に関与し、かつ、参加する。

第 34 条 障害のある人の権利に関する委員会

1 障害のある人の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、以下に定める任務を行う。

2 委員会は、この条約の効力発生の際は 12 人の専門家で構成する。委員会の委員は、更に 60 の国が批准し又は加入した後に 6 人まで増加するものとし、最大で 18 人とする。

3 委員会の委員は、個人の資格で職務を遂行するものとし、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力及び経験を認められた者とする。締約国は、委員の候補者を指名する場合には、第 4 条 3 の規定に十分な考慮を払うよう要請される。

4 委員会の委員は、締約国により選出されるものとする。その選出に当たっては、委員が地理的に衡平に配分されること、異なる文明形態及び主要な法体系が代表されること、ジェンダーの釣合いがとれた代表にすること並びに障害のある専門家が参加することを考慮に入れる。

5 委員会の委員は、締約国会議の会合において、締約国により自国民の中から指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。

6 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月以内に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日遅くとも 4 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後は、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。

7 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。委員は、1 回のみ再選される資格を有する。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち 6 人の委員（これらの委員は、最初の選挙の後直ちに、5 に規定する会合の議長によりくじ引で選ばれるものとする。）の任期は、2 年で終了する。

8 委員会の 6 人の追加的な委員の選挙は、この条の関連規定に従い、定期的な選挙の場において行うものとする。

9 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由により自己の職務を遂行することができなくなった旨を宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、当該委員の残任期間中その職務を遂行する他の専門家で、資格を有し、かつ、この条の関連規定に定める要件を満たすものを任命する。

10 委員会は、手続規則を定める。

11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供するものとし、委員会の最初の会合を招集する。

12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

13 委員会の委員は、国際連合のための職務を行う専門家の便益、特権及び免除であって、国際連合の特権及び免除に関する条約の関連規定に定めるものを享受する。

第 35 条 締約国の報告

1 各締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこの措置によりもたらされた進捗に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後 2 年以内に、国際連合事務総長を通じて委員会に提出する。

2 その後は、締約国は、少なくとも 4 年ごとに及び委員会が要請するときはいつでも、後続の報告を提出する。

3 委員会は、報告の内容に適用されるいかなる指針をも決定する。

4 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、その後の報告においては、既に提供した情報を繰り返す必要はない。締約国は、委員会への報告を作成する場合には、公開され、かつ、透明性のある過程を通じて報告の作成を検討し、及び第 4 条 3 の規定に十分な考慮を払うよう要請される。

5 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び困難を記載することができる。

第 36 条 報告の検討

1 各報告は、委員会が検討する。委員会は、当該報告について、適切と認める提案及び一般的な性格を有する勧告を行うものとし、これらの提案及び勧告を関係締約国に送付する。当該締約国は、自国が選択する情報を提供することにより、委員会に回答することができる。委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。

2 締約国の報告が提出期限を著しく過ぎている場合には、委員会は、当該締約国に対し、委員会にとって利用可能な信頼し得る情報に基づいて当該締約国におけるこの条約の実施を審査することが必要である旨を通告することができる。ただし、当該審査は、当該通告の後 3 箇月以内に当該締約国により関連のある報告が提出されなかったときにのみ行われる。委員会は、当該締約国に対し、この審査に参加するよう要請する。当該締約国が関連のある報告を提出することにより回答する場合には、1 の規定が適用される。

3 国際連合事務総長は、1 の報告をすべての締約国が利用することができるようにする。

4 締約国は、1 の報告を自国において公衆が広く利用することができるものとし、当該報告に関連する提案及び一般的な性格を有する勧告へのアクセスを容易にする。

5 委員会は、適切と認める場合には、締約国からの報告に含まれている技術的な助言若しくは援助の要請又はこれらの必要性の記載に対処するため、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び勧告がある場合には当該見解及び勧告とともに、国際連合の専門機関、基金及び計画並びに他の権限のある機関に当該報告を送付する。

第 37 条 締約国と委員会との協力

1 各締約国は、委員会と協力するものとし、委員会の委員がその任務を果たすことを支援する。

2 委員会は、締約国との関係において、この条約の実施のための国内的能力を高める方法及び手段（国際協力を通じたものを含む。）に十分な考慮を払う。

第 38 条 委員会と他の機関との関係

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- (a) 専門機関及び他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適切と認める場合には、専門機関及び他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び他の国際連合の機関に対し、これらの任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。
- (b) 委員会は、その任務を遂行するに当たり、人権に関する国際条約が設けた他の関係諸機関それぞれの報告指針、提案及び一般的な性格を有する勧告との整合性を確保するため、並びにそれらの諸機関との任務遂行上の重複を避けるため、適切な場合には、それらの諸機関と協議する。

第 39 条 委員会の報告

委員会は、その活動につき 2 年ごとに国際連合総会及び経済社会理事会に報告するものとし、締約国から得た報告及び情報の検討に基づいて提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

第 40 条 締約国会議

1 締約国は、この条約の実施に関するいずれの事案をも審議するため、締約国会議を定期的に開催する。

2 締約国会議は、国際連合事務総長がこの条約の効力発生の後 6 箇月以内に招集する。その後の締約国会議は、国際連合事務総長が 2 年ごとに又は締約国会議の決定により招集する。

第 41 条 寄託先

この条約の寄託先は、国際連合事務総長とする。

第 42 条 署名

この条約は、2007 年 3 月 30 日に、ニュー・ヨークにある国際連合本部において、すべての国及び地域的な統合のための機関による署名のために開放しておく。

第 43 条 拘束されることについての同意

この条約は、これに署名した国により批准されなければならない、また、これに署名した地域的な統合のための機関により正式確認が行われなければならない。この条約は、これに署名していない国又は地域的な統合のための機関による加入のために開放しておく。

第 44 条 地域的な統合のための機関

1 「地域的な統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、この条約が規律する事項に関しその加盟国から権限の委譲を受けたものをいう。当該機関は、その正式確認書又は加入書において、この条約の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。その後は、当該機関は、その権限の範囲の実質的な変更を寄託先に通報する。

2 この条約において「締約国」についての規定は、地域的な統合のための機関の権限の範囲内で当該機関に準用する。

3 次条 1 並びに第 47 条 2 及び 3 の適用上、地域的な統合のための機関によって寄託されるいずれの文書をも数えてはならない。

4 地域的な統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその加盟国の数と同数の票を投ずる権利を締約国会議で行使することができる。当該機関は、その加盟国のいずれかが自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第 45 条 効力発生

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 20 番目の批准書、正式確認書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し、正式に確認し、又はこれに加入する国又は地域的な統合のための機関については、この条約は、当該国又は当該機関によりこれらの文書が寄託された後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 46 条 留保

- 1 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 2 留保は、いつでも撤回することができる。

第 47 条 改正

- 1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、改正案の審議及び決定のための締約国会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から 4 箇月以内に締約国の 3 分の 1 以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主権の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の 3 分の 2 以上の多数によって採択された改正案は、同事務総長が、承認のため国際連合総会に提出するものとし、その後は受諾のためすべての締約国に送付する。
- 2 1 の規定に従って採択されかつ承認された改正は、当該改正の採択の日における締約国数の 3 分の 2 以上が受諾書を寄託した後 30 日目の日に効力を生ずる。その後は、当該改正は、いずれの締約国についても、自国の受諾書の寄託の後 30 日目の日に効力を生ずる。改正は、それを受諾した締約国のみを拘束する。
- 3 締約国会議がコンセンサス方式により決定する場合には、1 の規定に従って採択されかつ承認された改正であって、第 34 条、第 38 条、第 39 条及び第 40 条に専ら関連するものは、すべての締約国について、当該改正の採択の日における締約国数の 3 分の 2 以上の受諾書の寄託の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 48 条 廃棄

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後 1 年で効力を生ずる。

第 49 条 アクセシブルな様式

この条約の本文は、アクセシブルな様式で利用することができるものとする。

第 50 条 正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

障害のある人の権利に関する条約の選択議定書

この議定書の締約国は、次のとおり協定した。

第1条〔個人通報についての委員会の権限〕

- 1 この議定書の締約国（以下「締約国」という。）は、障害のある人の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）が、当該締約国による条約規定の侵害の被害者であると主張する当該締約国の管轄の下にある個人若しくは集団により提出される通報又はこれらの個人若しくは集団のために提出される通報を受理し及び検討する権限を有することを認める。
- 2 委員会は、この議定書の締約国でない条約の締約国についての通報を受理してはならない。

第2条〔通報を受理できない場合〕

委員会は、次の場合には、通報を受理することができないと判断する。

- (a) 通報が匿名である場合
- (b) 通報が、通報提出の権利の濫用を構成する場合、又は条約の規定と両立しない場合
- (c) 同一の事案が、委員会によりすでに審査された場合、又は国際的な調査若しくは解決のための他の手続により審査されたか若しくは審査されている場合
- (d) 利用可能なすべての国内的な救済措置を尽くしていない場合。ただし、当該救済措置の実施が不当に遅延する場合又は効果的な救済をもたらす可能性に乏しい場合は、この限りでない。
- (e) 通報が、明らかに根拠を欠いている場合、又は十分に立証されていない場合
- (f) 通報の対象となる事実が、関係締約国についてこの議定書が効力を生ずる前に発生した場合。ただし、この議定書が効力を生じた日以降も当該事実が継続している場合は、この限りでない。

第3条〔関係国への照会〕

委員会は、前条の規定に従うことを条件として、いずれの通報についても、関係締約国の注意を内密に喚起する。注意を喚起された国は、6箇月以内に、その事案及び当該国がとった救済措置がある場合には当該救済措置を詳らかにした書面による説明又は声明を委員会に提出する。

第4条〔暫定措置〕

- 1 委員会は、通報が受理されてから本案の決定に至るまでのいつでも、関係締約国に対して、当該締約国による緊急の考慮を促すため、当該通報を行った被害者に生じ得る回復不能な損害を回避するために必要となり得る暫定的な措置を講ずることを求める要請を送付することができる。
- 2 委員会が1の規定に基づく裁量を行使する場合であっても、これは当該通報の受理可能性又は本案についての決定を意味するものではない。

第5条〔通報の審査〕

委員会は、この議定書に基づき通報を審査する場合には、非公開の会合を開催する。委員会は、通報を審査した後、その提案を、勧告がある場合には勧告とともに、関係締約国及び請願者に送付する。

第6条〔委員会の調査〕

- 1 委員会は、締約国による条約に定める権利の重大な又は系統的な侵害を示す信頼可能な情報を受領した場合には、当該締約国に対し、当該情報に関する審査に協力し及びこのため当該情報に関する見解を提出するよう要請する。
- 2 委員会は、関係締約国により提出され得たすべての見解を、他のあらゆる信頼可能かつ入手可能な情報とともに考慮に入れた上で、1人又は2人以上の委員を指名して調査を行わせ、及び委員会に緊急に報告させることができる。この調査には、正当な根拠及び当該締約国の同意がある場合には、当該締約国の領域への訪問を含めることができる。

3 委員会は、2 の調査の結果を審査した後、当該調査結果をその意見及び勧告とともに関係締約国に送付する。

4 関係締約国は、委員会により送付された調査結果、意見及び勧告を受領した後 6 箇月以内に、その見解を委員会に送付する。

5 2 の調査は内密に行われるものとし、また、関係締約国の協力はこの手続のすべての段階で求められる。

第 7 条〔調査に応じて講じた措置〕

1 委員会は、関係締約国に対し、前条に基づいて行われる調査に応じて当該締約国が講じたいずれの措置の詳細をも、条約第 35 条に定める報告に記載するよう要請することができる。

2 委員会は、必要なときは、前条 4 に定める 6 箇月の期間の終了後、関係締約国に対し、調査に応じて当該締約国が講じた措置を委員会に通告するよう要請することができる。

第 8 条〔第 6 条及び第 7 条に対する適用除外宣言〕

各締約国は、この議定書の署名若しくは批准又はこれへの加入の際に、委員会が第 6 条及び前条に規定する権限を有することを認めない旨を宣言することができる。

第 9 条〔寄託先〕

この議定書の寄託先は、国際連合事務総長とする。

第 10 条〔署名〕

この議定書は、2007 年 3 月 30 日に、ニュー・ヨークにある国際連合本部において、すべての国及び地域的な統合のための機関による署名のために開放しておく。

第 11 条〔拘束されることについての同意〕

この議定書は、条約を批准し又はこれに加入し、かつ、この議定書に署名した国により批准されなければならない。この議定書は、条約を正式に確認し又はこれに加入し、かつ、この議定書に署名した地域的な統合のための機関により正式確認が行われなければならない。この議定書は、条約を批准し、正式に確認し、又はこれに加入し、かつ、この議定書に署名していない国又は地域的な統合のための機関による加入のために開放しておく。

第 12 条〔地域的な統合のための機関〕

1 「地域的な統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、条約及びこの議定書が規律する事項に関しその加盟国から権限の委譲を受けたものをいう。当該機関は、その正式確認書又は加入書において、条約及びこの議定書の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。その後は、当該機関は、その権限の範囲の実質的な変更を寄託先に通報する。

2 この議定書において「締約国」についての規定は、地域的な統合のための機関の権限の範囲内で当該機関に準用する。

3 次条 1 及び第 15 条 2 の適用上、地域的な統合のための機関によって寄託されるいずれの文書をも数えてはならない。

4 地域的な統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この議定書の締約国であるその加盟国の数と同数の票を投ずる権利を締約国の会合で行使することができる。当該機関は、その加盟国のいずれかが自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第 13 条〔効力発生〕

1 条約の効力発生を条件として、この議定書は、10 番目の批准書又は加入書が寄託された後 30 日目の日に効力を生ずる。

2 10 番目の批准書、正式確認書又は加入書が寄託された後にこの議定書を批准し、正式に確認し、又はこれに加入する国又は地域的な統合のための機関については、この議定書は、当該国又は当該機関によりこれらの文書が寄託された後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 14 条〔留保〕

1 この議定書の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

2 留保は、いつでも撤回することができる。

第 15 条〔改正〕

1 いずれの締約国も、この議定書の改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、改正案の審議及び決定のための締約国の会合の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から 4 箇月以内に締約国の 3 分の 1 以上が会合の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会合を招集する。会合において出席しかつ投票する締約国の 3 分の 2 以上の多数によって採択された改正案は、同事務総長が、承認のため国際連合総会に提出するものとし、その後は受諾のためすべての締約国に送付する。

2 1 の規定に従って採択されかつ承認された改正は、当該改正の採択の日における締約国数の 3 分の 2 以上が受諾書を寄託した後 30 日目の日に効力を生ずる。その後は、いずれの締約国についても、自国の受諾書の寄託の後 30 日目の日に効力を生ずる。改正は、それを受諾した締約国のみを拘束する。

第 16 条〔廃棄〕

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この議定書を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後 1 年で効力を生ずる。

第 17 条〔アクセシブルな様式〕

この議定書の本文は、アクセシブルな様式で利用することができるものとする。

第 18 条〔正文〕

この議定書は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。